日機連24国際交流②

平成２４年度国際交流の推進活動

国際連携による模倣品対策
調査研究報告書
―模倣品対策調査研究専門部会―

平成25年３月

一般社団法人　日本機械工業連合会

日本が生んだ世界のスポーツ
KEIRIN

この事業は、競輪の補助金を受けて
実施したものです。
http://ringring-keirin.jp

は　じ　め　に

日本の機械工業各社は、新興国が高い経済成長を示す等、事業環境が大きく変化する中で、競争力の維持、強化に向けてさまざまな対応に腐心しています。

こうした中で、模倣品による被害は拡大傾向にあり、機械メーカー各社は様々な対策を打っています。

もちろん日本政府も模倣品対策に積極的に取り組んでいます。また、産業界においても、かねてより各企業が個別に取り組んでいる他、企業間での情報交換や連携が行われています。

しかしその一方で、産業界では模倣品対策における国際連携はほとんど行われていないのが現状です。

そこで、日機連とドイツ機械工業連盟（ＶＤMA）と覚書を締結し、国際連携し共同で模倣品対策に取り組むための情報共有や意見交換を行い、今後の活動内容の方向性について検討を行うことに致しました。

今年度は、ドイツ機械工業連盟（ＶＤＭＡ）と同様に模倣品被害と対策の実行状況に関するアンケートを実施すると共に、有識者を招いたシンポジュームにおいて、同アンケート結果を発表するなど、我が国が取り組むべき模倣品対策について調査研究を行いました。

尚、調査研究は、経営課題研究委員会の会員各社からの有志を中心に模倣品対策調査研究専門部会にご参加いただき検討の進め方等に審議をいただき、報告書を纏めるにあたっては三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社に調査を委託しました。

最後に「国際連携による模倣品対策」事業を実施するにあたり、ご協力いただいた方々に対し、深く謝意を表す次第です。

平成 25 年 3 月

一般社団法人日本機械工業連合会
会長　　伊　藤　源　嗣

模倣品対策調査研究専門部会
委員名簿

部会長	㈱ＩＨＩ 技術開発本部　知的財産部部長	伊東章雄
副部会長	弁護士	玉木昭久
委　員	㈱ＩＨＩ 技術開発本部　知的財産部　企画・渉外グループ部長	芳之内淳
委　員	㈱荏原製作所 知的財産統括部　特許技術室　室長	西藤　睦
委　員	住友重機械工業㈱ 法務室　国際法務部長	岩間　章
委　員	ダイキン工業㈱ 東京支社　空調生産本部　企画部　技術渉外担当課長	杉本　栄
委　員	パナソニック㈱ 渉外本部　政策企画グループ　主事	大森康太
委　員	㈱日立製作所 戦略企画本部　経営企画室　部長	椎橋建夫
委　員	(社)日本舶用工業会 常務理事	小坂光雄
委　員	(一社)日本フルードパワー工業会 第二技術部部長	千葉　誠
委　員	(一社)日本陸用内燃機関協会 管理部長	中谷美英
調査委託先	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング㈱ 政策研究事業本部　経済・社会政策部　主任研究員	上野裕子
事務局	(一社)日本機械工業連合会　副会長・専務理事	安本皓信
同	(一社)日本機械工業連合会　常務理事	石坂　清
同	(一社)日本機械工業連合会　事務局長兼業務部長	坂本享夫
同	(一社)日本機械工業連合会　業務部課長	高橋保弘

国際連携による模倣品対策
エグゼクティブサマリー

1　調査研究の概要

本事業は、広範化・複雑化・巧妙化する模倣品被害に対して、日本と同様に機械工業が盛んなドイツとの工業会レベルでの国際連携により先駆的に対応することを目標とし、共同での活動の枠組みの構築や活動内容の検討を行い、模倣品被害低減に向けた活動を行うことを目的としている。この活動は、最終的には、ドイツに限らず、他国の機械工業会とも連携を図っていくことを目指している。

初年度に当たる昨年度は、フェーズ１として、活動の方向性を検討するため、日本とドイツの両工業会で既に行っている模倣品対策活動、政府等の活動について情報収集し、活動戦略・計画の策定に向けて、ドイツ機械工業連盟（VDMA）と情報共有した。

今年度は、まず 6 月に、日本機械工業連合会(JMF)とドイツ機械工業連盟(VDMA)が共同で模倣品対策に取り組むことについて覚書が締結され、本事業が公式の活動として位置づけられた。そして、日独で共通のベースで模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況に関する実態を把握し、意識の共有化を図るため、日本機械工業連合会の会員を対象に、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が 2006 年から実施している会員アンケート調査と同様のアンケート調査を実施し、日独比較を実施した。また、日独両国からの参加を得てシンポジュームを開催し、アンケート調査結果を発表すると共に、両国のこれまでの活動内容に関する情報を共有して、日独による活動戦略・計画の策定に向けて意見交換し、今後の活動の方向性等を検討した。

2　日本とドイツの機械工業における模倣品被害と対策の実行状況の比較

機械工業における模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況を日独で共通のベースで把握し、意識の共有化を図るため、日本機械工業連合会の会員を対象に、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が 2006 年から会員に対して実施しているアンケート調査と同様のアンケート調査を初めて実施した。

アンケート調査では、ドイツ機械工業連盟(VDMA)の会員アンケート調査結果との日独比較を行うため、特に“完成品の消費財（自動車、家電等）”以外の機械製品、及び部品・材料等（部品・材料等については自動車や家電の部品・材料等も含む）における模倣品被害の状況と対策の実行状況を調査対象とした。

【模倣品被害状況】

直近年度中に模倣品被害を受けた企業の割合は、日本が約 43%、ドイツは 67%となっており、ドイツの方が模倣品被害を受けた企業の割合が大きい。しかし、直近 2 年間に模倣品被害が増えているとの回答割合は、ドイツが 47%であるのに対し、日本では約 3 分の 2 にのぼっており、日本がドイツを上回っている。

日本において模倣品被害を受けた全製品・事業について、模倣品による損失額の対年間売上高割合の平均値をドイツ調査と同様の方法で算出すると 2.9%である。ドイツの平均は 4%である。

この割合を基に、完成品の消費財を除いた日本の機械工業の年間生産額に、模倣品による損失額の対年間売上高割合の平均値を乗じて年間模倣品被害額を算出すると、約 1.4 兆円にのぼる。ドイツの年間模倣品被害額は 79 億ユーロ（約 7,900 億円）であり、日本の年間模倣品被害額は、ドイツの約 1.8 倍である。

模倣品の製造国・流通国は、日独共に、中国が圧倒的に高い割合を占めており、また中国で製造された模倣品が世界各国へ流通しているとされている。

模倣品被害を受けた対象物ないし対象分野は、日本では「外観/製品設計」の割合が半分を超え最も高い割合で挙げられており、「コンポーネント」は約 24%にとどまっているのに対し、ドイツでは「コンポーネント」が半分を超えている。

模倣品の発見方法を複数回答でみると、ドイツでは「独自の市場調査」（73.0%）が、日本では「顧客からの情報」（53.0%）が、最も高い割合で挙げられており、日本の方が、やや受け身での発見姿勢が見て取れる。ドイツでは、企業が「独自の市場調査」を積極的に行い、機械の中の「コンポーネント」や「スペアパーツ」の模倣品被害まで発見するようになっていることがうかがえる。

模倣品の発見後に講じた対策としては、日独共に、“相手への警告、行政手続”等の「訴訟以外の対策」の回答割合が最も高く、次いで「その他」となっている。「その他」としては、日本では、“模倣品使用者に対する正規品使用の働きかけ”、“真贋判定資料の作成”等による“顧客への注意喚起”や“代理店への正規品取り扱い徹底の指示”、“税関や政府機関の職員を対象とした勉強会”等の回答がみられる。なお、「訴訟」は、日本では 13.4%にとどまっているのに対して、ドイツでは 32.0%と、高い回答割合となっている。

【模倣品対策実行状況】

実行している模倣品対策を複数回答で尋ねると、日本では「知的財産権の登録」（71.8%）に対策が集中しているが、ドイツでは、「知的財産権の登録」（76.0%）に加えて「提携相

手の慎重な選択」、「技術的な模倣防止策」等、より多彩な対策が高い割合で行われている。

日本機械工業連合会の会員に対して、改めて「技術的な模倣防止策」を講じているかを尋ねたところ、「講じている」との回答は、全体の 3 分の 1 にとどまっている。

実行している「技術的な模倣防止策」は、日本では、「設計上の対策」が 55.2%と半分を超えて最も高い割合となっており、以下「製品識別標識」が 31.4%で続いているが、ドイツでは、「製品識別標識」が 40.0%、「設計上の対策」が 24.0%、「埋め込み型のセキュリティ」が 18.0%、「追跡(トラック)及びトレース」が 15.0%と、全般に多様な技術的模倣防止策が実行されている。

日本において模倣品対策を実行しているとして挙げられた全製品・事業について、模倣品対策費の対年間売上高割合の平均値をドイツ調査と同様の方法で算出すると 0.2%である。ドイツの平均は、最も低い値の選択肢が「0.5%以下」であることもあり、1%となっている。

この割合を基に、完成品の消費財を除いた日本の機械工業の年間生産額に、模倣品対策費の対年間売上高割合の平均値を乗じて年間模倣品対策費を算出すると、約 973 億円となる。ドイツの年間模倣品対策費は 20 億ユーロ（約 2 千億円）であり、日独を比較すると、日本は、被害額はドイツの約 1.8 倍だが、対策費は半分未満となっており、あまり費用をかけていない実態がうかがえる。

今後、日本の模倣品対策の更なる強化が必要と考えられる。

3　独米の機械工業における模倣品被害の状況

3.1　ドイツの機械工業における模倣品被害の状況

ドイツ商工会議所やドイツ機械工業連盟（VDMA）によるアンケート調査結果によれば、約 3 分の 2 の企業が模倣品被害を受けている。

また、ドイツ税関による模倣品の摘発件数は、2004 年に前年の 2.5 倍に増加し、2010 年にはインターネット取引の普及に伴い、さらに急増している。

3.2　米国の機械工業における模倣品被害の状況

米国においても、インターネットショッピングが発展するにつれ、税関の水際取締りによる模倣品の差止件数が大幅に増加している。2011 年度は、差止件数が 24,792 件、押収品の価値は 1.79 億ドルである。

また、米国における知的財産権侵害物品の最大貿易相手国は中国であり、金額ベースで 1.1 億ドルに達し、全体の 62%を占めている。

4　独米の機械工業における模倣品対策

4.1　ドイツの機械工業における模倣品対策

4.1.1　ドイツの政府関係機関による模倣品対策

ドイツでは、2008 年 4 月に模倣品・海賊版対策法が成立した。

ドイツ政府は、知的財産権の侵害状況調査等による企業支援はしていないが、技術による模倣品対策を重視し、模倣品対策技術の開発を目指した 10 の産学官共同研究プロジェクトと、それら研究プロジェクトの共通のコミュニケーション・プラットフォームに対して資金援助する研究開発プログラム「製品模倣に対抗するイノベーション（Innovationen gegen Produktpiraterie ; Innovations against product piracy）」を 2007 年から 2011 年にかけて遂行した。プログラムの予算総額は約 2,871 万ユーロで、補助率は主体によって異なるが、全体では予算総額のうち約 1600 万ユーロがドイツ連邦研究省から拠出された。

本プログラムの 10 の産学官共同研究プロジェクトのうちの一つである「ProOriginal」では、正規品と模倣品を判別するため、あらかじめ正規品に添付しておくラベル（データマトリックス）の技術を、RFID を利用して開発し、工作機械の中の交換された部品が正規品でない場合に、そのことを表示するシステムを開発した。また、「ProProtect」では、ソフトウェアの違法コピーを防止するための特殊な機器であるドングルにより、ドングルが接続されたコンピュータでのみ、特定のソフトウェアを使用できるようにして、機械をコントロールするソフトウェアや製品データを保護する埋め込み型のセキュリティを開発した。

4.1.2　ドイツの機械工業関連の各工業会等による模倣品対策

ドイツ機械工業連盟（VDMA）は、模倣品対策に対する基本的な考え方として、法的な対策も必要だが、それだけでは不十分であり、併せて技術的措置及び組織的措置を講じていく必要があるとしている。具体的な活動としては、法的な対策として、会員に対してアドバイスを提供する一方、技術的な対策として、ドイツ政府連邦研究教育省 （BMBF）が資金援助した研究開発プログラム「製品模倣に対抗するイノベーション」を遂行している。政治的な活動として、VDMA 会員向けの知的財産権ヘルプデスクを中国に設置し、中国に進出しているドイツ企業を支援している。社会への啓発として、顧客や産業界に対して正規の技術を選択するよう意識啓発する「Pro Original」と称したキャンペーンを展開している。また、ワーキンググループ「Protect-ing.de」において、技術的な模倣品対策手法を提供し、それに対する意識と知識の向上を支援する活動を推進している。

APM（Aktionskreis Gegen Produkt-und Markenpiraterie E.V. ; The German Anti-Counterfeiting Association;商品及び商標の模倣に対抗するドイツ経済活動団体)は、EU の「欧州模倣品・海賊版監視部門（The European Observatory on Counterfeiting and Piracy)」の活動を支援し、税関職員の教育を実施している。また、会員向けに模倣品対策に関する情報を提供しており、模倣防止マニュアルを作成してウェブサイト上で提供している。中堅企業向けには知的財産権教育を実施し、会員企業に、政府・行政・司法との交流の機会を提供している。また、ドイツ各地でポスター掲示を行い、意識啓発のキャンペーンを展開している他、反模倣品活動“Aktion Plagiarius”を後援している。

4.2　米国の機械工業における模倣品対策

米国通商代表部（USTR）は、毎年、知的財産権の保護とエンフォースメントの状況をレビューするスペシャル 301 条の報告書を発表し、重大な懸念のある国を「優先監視国」として指定している。

また、米国では、「包括的な模倣品・海賊版対策法」（いわゆる「PRO-IP 法」）が 2008 年 10 月に成立し、模倣品・海賊版に係る民事・刑事規定の強化に加え、知的財産権のエンフォースメント強化のため知的財産執行調整官（IPEC）のポストが商務省に設置された。そして、2010 年 6 月には、PRO-IP 法に基づき、政府横断的な「模倣品・海賊版対策に係る共同戦略プラン」を発表し、政府調達における模倣品購入防止に向けた政府横断的なワーキンググループの設置等を含む、33 項目の執行戦略アクションを定めている。また、2011 年 2 月からは、PRO-IP 法において作成が義務付けられた「2010 年版模倣品・海賊版対策に係る年次報告書」が発表され、執行戦略アクションの進捗状況をはじめ、執行当局による取締状況、関係省庁による模倣品対策の取組等が報告されている。

4.3　日本政府と独米政府等諸外国政府との共同による模倣品対策

日本政府と独米等諸外国政府との共同で行われている取組としては、まず ACTA (Anti-Counterfeiting Trade Agreement)が挙げられる。ACTA は、日本政府が模倣品・海賊版防止のための法的枠組みを策定する必要性を提唱した、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な枠組みである。

11 カ国が交渉に参加しており、2011 年１０月に日本の外務省において ACTA に関する署名式が開催され、日本をはじめ、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、モロッコの計 8 か国が署名した。また、2012 年 1 月 26 日には、EU 及び EU 加盟国（22 か国）が東京にて署名した。

ACTA は、高いレベルでの国際的な枠組みの構築を目指すもので、1)高い法的規律の形成、2)知的財産権の執行能力の強化、3)国際協力の推進、の３本柱で構成されており、今後加盟国が増えれば知的財産エンフォースメントの強化に向けた役割を果たすことができると期待されている。

しかし、EU については、欧州委員会(European Commission)が ACTA に署名したものの、2012 年 7 月 4 日に欧州議会(European Parliament)がその承認を否決している。

ACTA 以外の取組として、外交関係では、多数国間の取組として ACTA の参加拡大に向けた協議の他、G8、APEC、OECD、WTO（TRIPS 理事会）、WIPO 等での交渉や議論が行われている。また、各国との EPA 交渉を通じて、各 EPA に知的財産章を設け、知的財産ルールの強化に努めることが行われている。

5　日独の機械工業会の共同活動の枠組み構築に向けた検討

5.1　第１回　日独連携模倣品対策シンポジューム

今年度は、まず 6 月に、日本機械工業連合会(JMF)とドイツ機械工業連盟(VDMA)が共同で模倣品対策に取り組むことについて覚書が締結され、本事業が公式の活動として位置づけられた。

そして 11 月に、日独両国からの参加を得てシンポジュームを開催し、日本機械工業連合会の会員を対象に、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が 2006 年から実施している会員アンケート調査と同様のアンケート調査を実施した結果を、ドイツ機械工業連盟(VDMA)の会員アンケート調査結果と比較しながら紹介した。また、両国のこれまでの活動内容に関する情報を共有して、日独による活動戦略・計画の策定に向けて意見交換し、今後の活動の方向性等を検討した。

5.2　日独の機械工業による共同活動の方向性

本事業は、広範化・複雑化・巧妙化する模倣品被害に対して、日本と同様に機械工業が盛んなドイツとの工業会レベルでの国際連携により先駆的に対応することを目標とし、共同での活動の枠組みの構築や活動内容の検討を行い、模倣品被害低減に向けた活動を行うことを目的としている。この活動は、最終的には、ドイツに限らず、他国の機械工業会とも連携を図っていくことを目指している。

初年度に当たる昨年度は、フェーズ１として、活動の方向性を検討するため、日本とドイツの両工業会で既に行っている模倣品対策活動、政府等の活動について情報収集し、「ドイツ機械工業連盟(VDMA)・日本機械工業連合会(JMF)模倣品対策合同会議」を 2 回開催

して、これらの情報を共有した。また、ドイツ機械工業連盟（VDMA）が 2006 年から実施している会員アンケート調査と同様の調査を、次年度に日本機械工業連合会の会員対象に行い、日独で調査結果を比較するために、日本の機械工業の状況や日本機械工業連合会の希望等に即してアンケート調査設問や選択肢を調整する、詳細な検討を合同で実施した。

今年度は、まず 6 月に、日本機械工業連合会(JMF)とドイツ機械工業連盟(VDMA)が共同で模倣品対策に取り組むことについて覚書が締結され、本事業が公式の活動として位置づけられた。そして、日独で共通のベースで模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況に関する実態を把握し、意識の共有化を図るため、日本機械工業連合会の会員を対象に、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が 2006 年から実施している会員アンケート調査と同様のアンケート調査を実施し、日独比較を実施した。また、日独両国からの参加を得てシンポジュームを開催し、アンケート調査結果を発表すると共に、両国のこれまでの活動内容に関する情報を共有して、日独による活動戦略・計画の策定に向けて意見交換し、今後の活動方向等を検討した。

日独の機械工業会による今後の共同の模倣品対策としては、次のような活動が考えられる。

①機械工業における模倣品被害の状況と模倣品対策の実行状況に関するアンケート調査の継続

②日独の機械工業会の共同活動に関する意見交換の継続

③模倣に対抗する技術開発の検討

④二国間・多国間の経済連携協定への模倣品対策条項の設置の働きかけ

目　　次

模倣品対策調査研究専門部会 委員名簿
国際連携による模倣品対策 エグゼクティブサマリー
目　　次

1　調査研究の概要 1
1.1　調査の目的 1
1.2　調査の方法 3
1.3　模倣品対策調査研究専門部会の開催概要..... 4

2　日本とドイツの機械工業における模倣品被害と対策の実行状況の比較..... 5
2.1　調査の実施概要..... 7
2.1.1　アンケート調査の趣旨・目的と調査内容..... 7
2.1.2　本調査における模倣品の定義..... 7
2.1.3　アンケート調査の実施概要..... 8
2.1.4　アンケート調査対象..... 8
2.1.5　アンケート調査回答の精査..... 12

2.2　日独機械工業における模倣品被害状況..... 13
2.2.1　直近年度中に模倣品被害を受けた企業..... 13
2.2.2　直近2年間の模倣品被害/脅威の増加状況..... 15
2.2.3　直近年度中に模倣品被害を受けた製品・事業〔日本〕 16
2.2.4　年間模倣品被害額の対年間売上高割合..... 18
2.2.5　年間模倣品被害額..... 19
2.2.6　模倣品製造国..... 20
2.2.7　模倣品流通国..... 21
2.2.8　模倣品被害を受けた対象物..... 22
2.2.9　模倣品により侵害された権利..... 23
2.2.10　模倣品発見方法..... 24
2.2.11　模倣品発見後の対策..... 25

2.3　日独機械工業における模倣品対策実行状況..... 27
2.3.1　実行している模倣品対策..... 27
2.3.2　「技術的な模倣防止策」の実行状況..... 28
2.3.3　実行している「技術的な模倣防止策」..... 29
2.3.4　「技術的な模倣防止策」を実行していない理由..... 31
2.3.5　「技術的な模倣防止策」の開発への取組状況..... 32
2.3.6　模倣品や技術保護への対応者..... 33
2.3.7　年間模倣品対策費の対年間売上高割合..... 34
2.3.8　年間模倣品対策費..... 35

3　独米の機械工業における模倣品被害の状況..... 36
3.1　ドイツの機械工業における模倣品被害の状況..... 36
3.2　米国の機械工業における模倣品被害の状況..... 37

4　独米の機械工業における模倣品対策..... 38
4.1　ドイツの機械工業における模倣品対策..... 38
4.1.1　ドイツの政府関係機関による模倣品対策..... 38
4.1.2　ドイツの機械工業関連の各工業会等による模倣品対策..... 45
4.2　米国の機械工業における模倣品対策..... 52
4.2.1　米国の政府関係機関による模倣品対策..... 52
4.3　日本政府と独米政府等諸外国政府との共同による模倣品対策..... 55

5　日独の機械工業会の共同活動の枠組み構築に向けた検討..... 59
5.1　第１回　日独連携模倣品対策シンポジュームの開催概要..... 59
5.2　日独の機械工業による共同活動の方向性..... 61

参　考　資　料　1
機械工業における模倣品被害状況と対策実施状況把握のためのアンケート 調査票... 65
参　考　資　料　2
第１回　日独連携模倣品対策シンポジューム　プレゼンテーション資料..... 83

1　調査研究の概要

本事業は、広範化・複雑化・巧妙化する模倣品被害に対して、日本と同様に機械工業が盛んなドイツとの工業会レベルでの国際連携により先駆的に対応することを目標とし、共同での活動の枠組みの構築や活動内容の検討を行い、模倣品被害低減に向けた活動を行うことを目的としている。この活動は、最終的には、ドイツに限らず、他国の機械工業会とも連携を図っていくことを目指している。

初年度に当たる昨年度は、フェーズ１として、活動の方向性を検討するため、日本とドイツの両工業会で既に行っている模倣品対策活動、政府等の活動について情報収集し、活動戦略・計画の策定に向けて、ドイツ機械工業連盟（VDMA）と情報共有した。

今年度は、まず 6 月に、日本機械工業連合会(JMF)とドイツ機械工業連盟(VDMA)が共同で模倣品対策に取り組むことについて覚書が締結され、本事業が公式の活動として位置づけられた。そして、日独で共通のベースで模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況に関する実態を把握し、意識の共有化を図るため、日本機械工業連合会の会員を対象に、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が 2006 年から実施している会員アンケート調査と同様のアンケート調査を実施し、日独比較を実施した。また、日独両国からの参加を得てシンポジュームを開催し、アンケート調査結果を発表すると共に、両国のこれまでの活動内容に関する情報を共有して、日独による活動戦略・計画の策定に向けて意見交換し、今後の活動の方向性等を検討した。

1.1　調査の目的

知的財産の侵害は、中国をはじめとした途上国を中心に世界中で依然として発生しており、近年は、模倣品が製造国から世界各国へ輸出されて被害地域が広域化しているとともに模倣の手口が巧妙化・悪質化している。

模倣品対策には、日本政府も、積極的に取り組んでおり、また、産業界においても、かねてより各企業が個別に取り組んできている他、企業間での情報交換や連携が行われている。2002 年 4 月には、知的財産保護に関する産業界の横断的な組織として「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF)」が発足し、中国をはじめとする被害発生国に対して制度・運用等の改善や取締強化の要請を行う「官民合同ミッション」を派遣している。

こうした取り組みにより、以前に比べれば大きな改善は見られるものの、日本単独での取り組みの効果には限界があり、同様に被害を被っている複数の国が共同で改善要請を行う意義は大きい。政府は、2003 年に国際的な枠組みとしてACTA（Anti-Counterfeiting

Trade Agreement) [1]を提唱し、2010 年 10 月 2 日に欧米等と大筋合意に至っている[2]。一方、産業界においては、模倣品対策における国際連携はほとんど行われていない。

本事業は、広範化・複雑化・巧妙化する模倣品被害に対して、日本と同様に機械工業が盛んなドイツとの工業会レベルでの国際連携により先駆的に対応することを目標とし、昨年度から日本機械工業連合会が開始した、日独共同での活動の枠組みの構築や活動内容の検討を行い模倣品被害低減に向けた活動を行う取り組みに関連して遂行するものである。同取り組みは、最終的には、ドイツに限らず、他国の機械工業会とも連携を図っていくことを目指している。

初年度に当たる昨年度は、フェーズ 1 として、活動の方向性を検討するため、日本とドイツの両工業会で既に行っている模倣品対策活動、政府等の活動について情報収集し、「ドイツ機械工業連盟(VDMA)・日本機械工業連合会(JMF)模倣品対策合同会議」を 2 回開催して、これらの情報を共有した。また、ドイツ機械工業連盟（VDMA）が 2006 年から実施している会員アンケート調査と同様の調査を、次年度に日本機械工業連合会の会員対象に行い、日独で調査結果を比較するために、日本の機械工業の状況や日本機械工業連合会の希望等に即してアンケート調査設問や選択肢を調整する、詳細な検討を合同で実施した。

今年度は、まず 6 月に、日本機械工業連合会(JMF)とドイツ機械工業連盟(VDMA)が共同で模倣品対策に取り組むことについて覚書が締結され、本事業が公式の活動として位置づけられた。そして、日独で共通のベースで模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況に関する実態を把握し、意識の共有化を図るため、日本機械工業連合会の会員を対象に、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が 2006 年から実施している会員アンケート調査と同様のアンケート調査を実施し、日独比較を実施した。また、日独両国からの参加を得てシンポジュームを開催し、アンケート調査結果を発表すると共に、両国のこれまでの活動内容に関する情報を共有して、日独による活動戦略・計画の策定に向けて意見交換し、今後の活動の方向性等を検討した。

---

[1] ACTA の日本語名称は、「模倣品・海賊版拡散防止条約」、「模倣した物品の取引の防止に関する協定」「偽造品の取引の防止に関する協定」と変わってきているが、2013 年 3 月時点の仮称は「偽造品の取引の防止に関する協定」である。

[2] 欧州については、しかし、欧州委員会(European Commission)が条約に署名したものの、2012 年 7 月 4 日に欧州議会(European Parliament)がその承認を否決している。

事業の全体像（案）

フェーズ１．模倣品対策の実態把握、問題認識の共有　（ＶＤＭＡとの会議）
フェーズ２．戦略検討　（企業の被害実態・対策ニーズ調査、日独活動計画作成）
フェーズ３．本格活動開始（例：知財侵害国への日独共同での働きかけ、フォーラム開催）
フェーズ４．他国の参加要請　このステップを年度毎に進めていく。

1.2　調査の方法

本調査は、以下の内容から構成される。

⑴日本の機械工業における模倣品被害と対策に関する調査

日本の機械工業における模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況について、ドイツの機械工業に対するアンケート調査と同様のアンケート調査を日本機械工業連合会の法人会員および団体会員の会員企業を対象に行い、同様の手法で調査結果を分析した。

⑵日独の機械工業に対する調査結果の比較分析

日本の機械工業における模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況に関する調査結果を、ドイツの機械工業に対する調査結果と比較分析した。

⑶独米の機械工業における模倣品被害状況に関する調査

ドイツおよび米国における機械工業の模倣品被害の状況に関する調査方法と調査結果について文献調査を行った。

⑷独米の機械工業における模倣品対策に関する調査

ドイツおよび米国において、政府や機械工業関連の各工業会等が実施してきた模倣品対策の実行状況について文献調査を行った。この時、法的対策に加えて模倣に対抗する技術開発についても情報収集した。

⑸日独の機械工業会の共同活動の枠組み構築に向けた検討

日独両国からの参加を得てシンポジュームを開催し、日本機械工業連合会とドイツ機械工業連盟(VDMA)による活動戦略・計画の策定に向けて意見交換し、今後の活動の方向性等を検討した。

1.3　模倣品対策調査研究専門部会の開催概要

模倣品対策調査研究専門部会の開催概要

会議名	開催日時	開催場所
第５回模倣品対策調査研究専門部会	2012年８月７日(火)	機械振興会館
１．部会長・副部会長選任 ２．報告：ＶＤＭＡとの連携に関する最近の動向 ３．審議：今年度活動計画（案） ４.審議:機械工業における模倣品被害状況と対策実施状況把握のためのアンケート(案) ５．審議：日独共同　模倣品対策シンポジューム（案）		
日産自動車(株)との打合せ	2012年９月11日(火)	機械振興会館
１．本日の主旨説明 ２．報告：各社における模倣品被害の状況 ３．説明：シンポジュームの企画概要 ４．説明：日産自動車における活動概要 ５．議論：シンポジュームの進め方について		
第６回模倣品対策調査研究専門部会	2012年11月７日(水)	機械振興会館
１．機械工業における模倣品被害状況と対策実施状況把握のためのアンケート結果 ２．シンポジュームの進め方について		
第７回模倣品対策調査研究専門部会	2013年３月14日(木)	機械振興会館
１．報告：平成24年度国際連携による模倣品対策調査研究報告書（案）について ２．審議：上記報告書のまとめ方（結論等）について		

2　日本とドイツの機械工業における模倣品被害と対策の実行状況の比較

機械工業における模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況を日独で共通のベースで把握し、意識の共有化を図るため、日本機械工業連合会の会員を対象に、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が 2006 年から会員に対して実施しているアンケート調査と同様のアンケート調査を初めて実施した。

アンケート調査では、ドイツ機械工業連盟(VDMA)の会員アンケート調査結果との日独比較を行うため、特に“完成品の消費財（自動車、家電等)”以外の機械製品、及び部品・材料等（部品・材料等については自動車や家電の部品・材料等も含む）における模倣品被害の状況と対策の実行状況を調査対象とした。

【模倣品被害状況】

直近年度中に模倣品被害を受けた企業の割合は、日本が約 43%、ドイツは 67%となっており、ドイツの方が模倣品被害を受けた企業の割合が大きい。しかし、直近 2 年間に模倣品被害が増えているとの回答割合は、ドイツが 47%であるのに対し、日本では約 3 分の 2 にのぼっており、日本がドイツを上回っている。

日本において模倣品被害を受けた全製品・事業について、模倣品による損失額の対年間売上高割合の平均値をドイツ調査と同様の方法で算出すると 2.9%である。ドイツの平均は 4%である。

この割合を基に、完成品の消費財を除いた日本の機械工業の年間生産額に、模倣品による損失額の対年間売上高割合の平均値を乗じて年間模倣品被害額を算出すると、約 1.4 兆円にのぼる。ドイツの年間模倣品被害額は 79 億ユーロ（約 7,900 億円）であり、日本の年間模倣品被害額は、ドイツの約 1.8 倍である。

模倣品は、日独共に、製造国・流通国のいずれについても、中国が圧倒的に高い割合を占めており、また中国で製造された模倣品が世界各国へ流通しているとされている。

模倣品被害を受けた対象物ないし対象分野は、日本では「外観/製品設計」の割合が半分を超え最も高い割合で挙げられており、「コンポーネント」は約 24%にとどまっているのに対し、ドイツでは「コンポーネント」が半分を超えている。

模倣品の発見方法を複数回答でみると、ドイツでは「独自の市場調査」（73.0%）が、日本では「顧客からの情報」（53.0%）が、最も高い割合で挙げられており、日本の方が、やや受け身での発見姿勢が見て取れる。ドイツでは、企業が「独自の市場調査」を積極的に行い、機械の中の「コンポーネント」や「スペアパーツ」の模倣品被害まで発見するよう

になっていることがうかがえる。

模倣品の発見後に講じた対策としては、日独共に、“相手への警告、行政手続”等の「訴訟以外の対策」の回答割合が最も高く、次いで「その他」となっている。「その他」としては、日本では、“模倣品使用者に対する正規品使用の働きかけ”、“真贋判定資料の作成”等による“顧客への注意喚起”や“代理店への正規品取り扱い徹底の指示”、“税関や政府機関の職員を対象とした勉強会”等の回答がみられる。なお、「訴訟」は、日本では 13.4%にとどまっているのに対して、ドイツでは 32.0%と、高い回答割合となっている。

【模倣品対策実行状況】

実行している模倣品対策を複数回答で尋ねると、日本では「知的財産権の登録」(71.8%)に対策が集中しているが、ドイツでは、「知的財産権の登録」(76.0%)に加えて「提携相手の慎重な選択」、「技術的な模倣防止策」等、より多彩な対策が高い割合で行われている。

日本機械工業連合会の会員に対して、改めて「技術的な模倣防止策」を講じているかを尋ねたところ、「講じている」との回答は、全体の 3 分の 1 にとどまっている。

実行している「技術的な模倣防止策」は、日本では、「設計上の対策」が 55.2%と半分を超えて最も高い割合となっており、以下「製品識別標識」が 31.4%で続いているが、ドイツでは、「製品識別標識」が 40.0%、「設計上の対策」が 24.0%、「埋め込み型のセキュリティ」が 18.0%、「追跡(トラック)及びトレース」が 15.0%と、全般に多様な技術的模倣防止策が実行されている。

日本において模倣品対策を実行しているとして挙げられた全製品・事業について、模倣品対策費の対年間売上高割合の平均値をドイツ調査と同様の方法で算出すると 0.2%である。ドイツの平均は、最も低い値の選択肢が「0.5%以下」であることもあり、1%となっている。

この割合を基に、完成品の消費財を除いた日本の機械工業の年間生産額に、模倣品対策費の対年間売上高割合の平均値を乗じて年間模倣品対策費を算出すると、約 973 億円となる。ドイツの年間模倣品対策費は 20 億ユーロ（約 2 千億円）であり、日独を比較すると、日本は、被害額はドイツの約 1.8 倍だが、対策費は半分未満となっており、あまり費用をかけていない実態がうかがえる。

今後、日本の模倣品対策のさらなる強化が必要と考えられる。

2.1　調査の実施概要

2.1.1　アンケート調査の趣旨・目的と調査内容

機械工業における模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況を日独で共通のベースで把握し、意識の共有化を図るため、日本機械工業連合会の会員を対象に、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が 2006 年から会員に対して実施しているアンケート調査と同様のアンケート調査を初めて実施した。

アンケート調査では、ドイツ機械工業連盟(VDMA)の会員アンケート調査結果との日独比較を行うため、特に“完成品の消費財（自動車、家電等)”以外の機械製品、及び部品・材料等（部品・材料等については自動車や家電の部品・材料等も含む）における模倣品被害の状況と対策の実行状況を調査対象とした。

そのため、回答者には、所属企業が“完成品の消費財（自動車、家電等)”も取り扱っている場合には、可能な限りそれらを除外し、“完成品の消費財（自動車、家電等)”以外の機械製品、及び部品・材料等（部品・材料等については自動車や家電の部品・材料等も含む）について回答を求めた。

また、調査票を受け取る回答者が把握していると思われる範囲を考慮し、回答者に対しては、必ずしも企業全体について回答を求めるのではなく、基本的には回答者が所掌している製品・事業について回答を求める方式とし、そのかわり、同一の企業の複数の製品・事業担当部署から回答を得た。

製品・事業の分類については、日本標準産業分類をアンケート調査票に添付し、該当する産業分類の番号の記入を求めて、製品・事業ごとの集計を行った。

アンケート調査項目は、日独の調査結果の比較分析を行うため、基本的にドイツ機械工業連盟(VDMA)の会員アンケート調査と同様の内容としたが、用語遣いは、日本機械工業連合会の会員が理解しやすいよう日本で通常用いられている用語遣いとすると共に、分かりにくいと思われる用語には解説を加えた。また、一部の選択肢は、日本の実情に合うように、日独比較に影響が出ない範囲で変更した。

アンケート調査票は、巻末に添付している。

2.1.2　本調査における模倣品の定義

アンケート調査では、ドイツ機械工業連盟(VDMA)の会員アンケートと同様に、「模倣品」を次のいずれかに当てはまるものとして回答を求めた。

・特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を侵害しているもの

・知的財産権の侵害の有無にかかわらず、正規品と同等と誤認させて正規品の信用を毀

損させる形態模倣品

ただし、各回答者が、どのように判断して回答したかは、実際には分からないため、回答者によって、また日独間でも、理解が異なっている可能性はある。

2.1.3 アンケート調査の実施概要

アンケート調査の実施概要は、以下の通りである。

図表 2-1 アンケート調査の実施概要

日本	ドイツ
調査実施時期 2012 年 9 月 12 日～10 月 9 日	**調査実施時期** 2012 年 2 月 13 日～3 月 31 日 ※2006 年から約 2 年に 1 回実施
調査対象 日本機械工業連合会(JMF)の 法人会員 48 社 団体会員 39 団体の会員企業	**調査対象** ドイツ機械工業連盟(VDMA)の 会員企業 3.000 社以上
回答企業数 309 社	**回答企業数** 405 社

2.1.4 アンケート調査対象

アンケート調査は、日本機械工業連合会の法人会員 48 社に送付すると共に、団体会員については、“完成品の消費財（自動車、家電等）”を主に取り扱っている団体を除き、“完成品の消費財（自動車、家電等）”以外の機械製品、及び部品・材料等（部品・材料等については自動車や家電の部品・材料等も含む）を主に取り扱っている団体 39 団体を選定し、各団体の事務局を通じて会員企業に配布した。

上述したように、基本的には回答者が所掌している製品・事業について回答を求める内容としたため、同一の企業の複数の製品・事業担当部署に調査票が配布されても問題ないものとし、実際に配布された。

図表 2-2　アンケート調査対象

【法人会員】（48 社）

1.IDEC(株)
2.(株)石井鐵工所
3.(株)ＩＨＩ
4.NTN(株)
5.(株)荏原製作所
6.オークマ(株)
7.オムロン(株)
8.大阪機工(株)
9.川崎重工業(株)
10.(株)クボタ
11.グローリー(株)
12.(株)栗本鐵工所
13.(株)神戸製鋼所
14.(株)ジェイテクト
15.(株)小松製作所
16.三機工業(株)
17.パナソニック電工SUNX（株）
18.(株)島津製作所
19.JFEエンジニアリング(株)
20.住友重機械工業(株)
21.ダイキン工業(株)
22.(株)ダイヘン
23.(株)タクマ
24.千代田化工建設(株)
25.月島機械(株)
26.(株)椿本チエイン
27.(株)東京機械製作所
28.(株)東芝
29.(株)酉島製作所

30. 日本精工(株)
31. (株)日本製鋼所
32. 日本電気(株)
33. 布目電機(株)
34. (株)日立製作所
35. 日立造船(株)
36. 平田バルブ工業(株)
37. ファナック（株）
38. (株)不二越
39. 富士電機(株)
40. パナソニック(株)
41. (株)牧野フライス製作所
42. 三井造船(株)
43. 三菱化工機(株)
44. 三菱重工業(株)
45. 三菱電機(株)
46. (株)明電舎
47. (株)安川電機
48. ヤンマー(株)

【団体会員（39 団体）の会員企業】

“完成品の消費財（自動車、家電等)”以外の機械製品、及び部品・材料等（部品・材料等については自動車や家電の部品・材料等も含む）を主に取り扱っている団体を選定

1.全国作業工具工業組合
2.ダイヤモンド工業協会
3.超硬工具協会
4.(社)日本鋳造協会
5.一般社団法人日本印刷産業機械工業会
6.一般社団法人日本エレベータ協会
7.日本機械鋸・刃物工業会
8.一般社団法人日本計量機器工業連合会

9.一般社団法人日本建設機械工業会

10. 日本工具工業会

11. 一般社団法人日本工作機械工業会

12. 一般社団法人日本工作機器工業会

13. 一般社団法人日本産業機械工業会

14. (社)日本産業車両協会

15. 日本試験機工業会

16. 一般社団法人日本自動車部品工業会

17. 一般社団法人日本食品機械工業会

18. (社)日本精密測定機器工業会

19. (社)日本繊維機械協会

20. 一般社団法人日本鍛圧機械工業会

21. 日本チエーン工業会

22. 一般社団法人日本電気計測器工業会

23. 一般社団法人日本電気制御機器工業会

24. (社)日本ねじ工業協会

25. 一般社団法人日本農業機械工業会

26. (社)日本舶用工業会

27. (社)日本歯車工業会

28. 一般社団法人日本ばね工業会

29. (社)日本バルブ工業会

30. 一般社団法人日本フルードパワー工業会

31. (社)日本分析機器工業会

32. 一般社団法人日本ベアリング工業会

33. (社)日本縫製機械工業会

34. 一般社団法人日本包装機械工業会

35. 一般社団法人日本防衛装備工業会

36. 一般社団法人日本陸用内燃機関協会

37. 一般社団法人日本冷凍空調工業会

38. 一般社団法人日本ロボット工業会

39. 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

2.1.5　アンケート調査回答の精査

調査の結果、複数の事業部から回答があった 9 社については、以下の方法で回答を統合し、企業単位の回答を得た。なお、「アンケート調査の実施概要」に記した回答企業数は、この方法によって得た企業数である。

- 問１（模倣品被害）　1（受けた）がある場合は、会社全体ではどこかが受けたこととなるため、2（受けていない）は、統合から除外。
- 問７（対策）　1～5 の複数回答は統合。また、1～5 のいずれかが選択されている場合は、会社全体ではどこかが何らかの対策を講じたこととなるため、6（何もしなかった）は、統合から除外。
- 問１１（模倣防止策）　1(講じている)がある場合は、会社全体ではどこかが講じていることとなるため、1 を採用。
- 問１１付問(2)（講じていない理由）　問１１で 1 を採用した場合は、統合から除外。
- 問１２（技術的模倣防止策）　1～3 のいずれかが選択されている場合は、会社全体ではどこかが開発/計画していることとなるため、4(開発しておらず今後の計画もない)は、統合から除外。
- 問１６（従業員数）　会社全体に該当すると思われるものを採用。
  (注)単独の事業部のみから回答があった企業で事業部の従業員数を回答した企業もあると推察される。

2.2　日独機械工業における模倣品被害状況

以下に、アンケート調査結果を、ドイツ機械工業連盟(VDMA)の会員アンケート調査結果と比較しながら紹介する。

なお、日本機械工業連合会会員企業の回答を「日本」、ドイツ機械工業連盟（VDMA）会員企業の回答を「ドイツ」として言及している。

2.2.1　直近年度中に模倣品被害を受けた企業

直近年度中に模倣品被害を受けた企業の割合は、日本が約 43%、ドイツは 67%となっており、ドイツの方が模倣品被害を受けた企業の割合が大きい。

図表 2-3　直近年度中に模倣品被害を受けた企業の割合（日本）

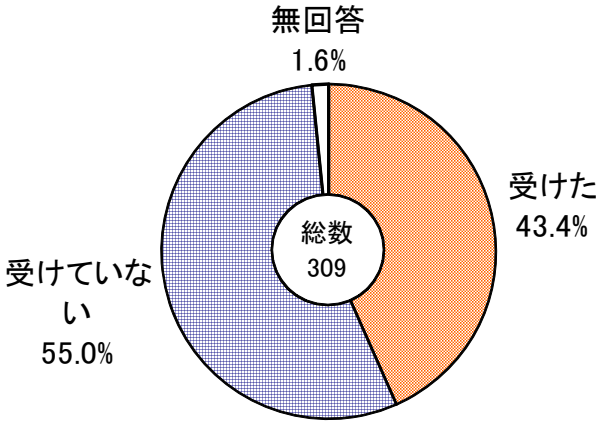

図表 2-4　直近年度中に模倣品被害を受けた企業の割合（ドイツ）

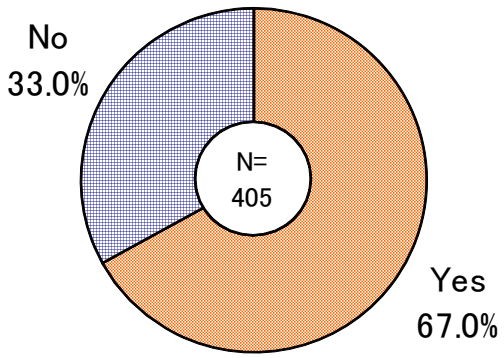

(1) 従業員規模別の直近年度中に模倣品被害を受けた企業

直近年度中に模倣品被害を受けた企業の割合を従業員規模別にみると、日独ともに企業規模が大きいほど被害企業比率が高くなっている。

図表 2-5　従業員規模別の直近年度中に模倣品被害を受けた企業の割合（日本）

単位:%（5%未満非表示）

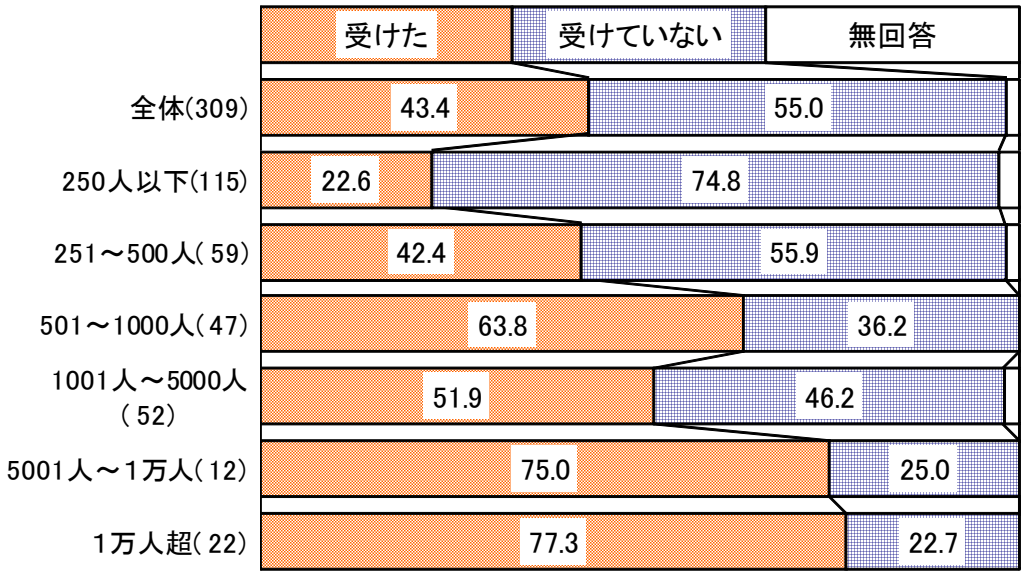

図表 2-6　従業員規模別の直近年度中に模倣品被害を受けた企業の割合（ドイツ）

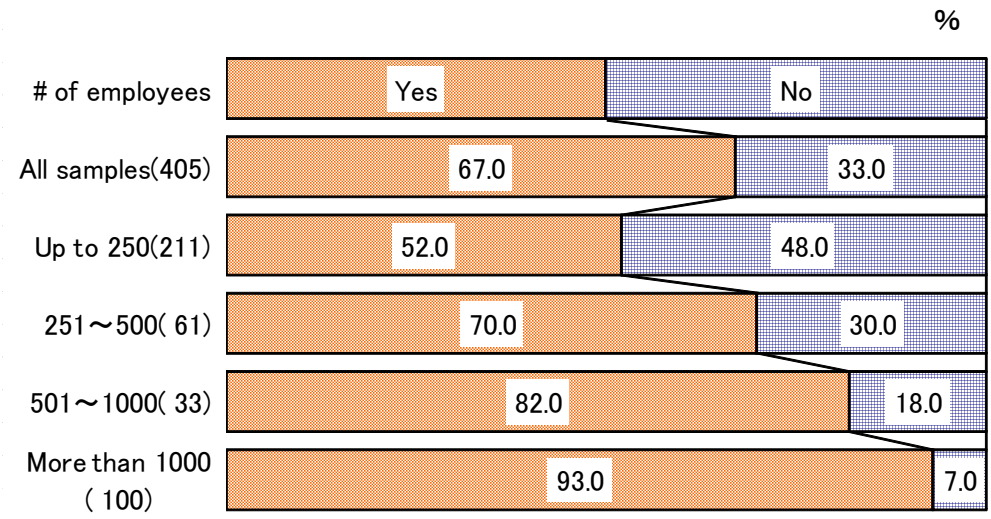

2.2.2　直近 2 年間の模倣品被害/脅威の増加状況

直近 2 年間の模倣品被害/脅威の増加状況を尋ねたところ、増加しているとの回答割合が、ドイツでは 47%であるのに対し、日本では約 3 分の 2 にのぼっている。

日本は、模倣品被害を受けた企業の割合はドイツより低いが、直近 2 年間に模倣品被害が増えているとの回答割合はドイツを上回っている。

図表 2-7　直近２年間の模倣品被害/脅威の増加状況（日本）

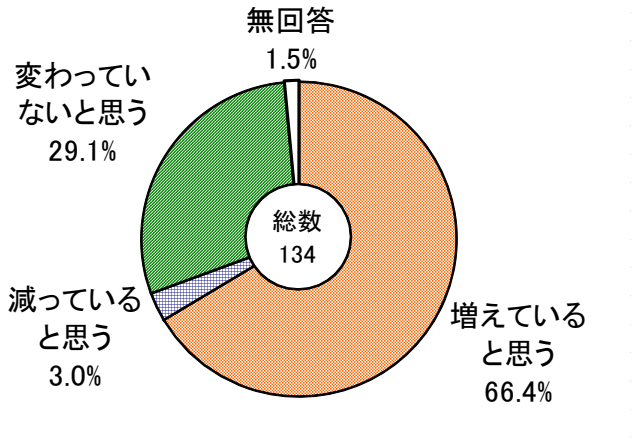

図表 2-8　直近２年間の模倣品被害/脅威の増加状況（ドイツ）

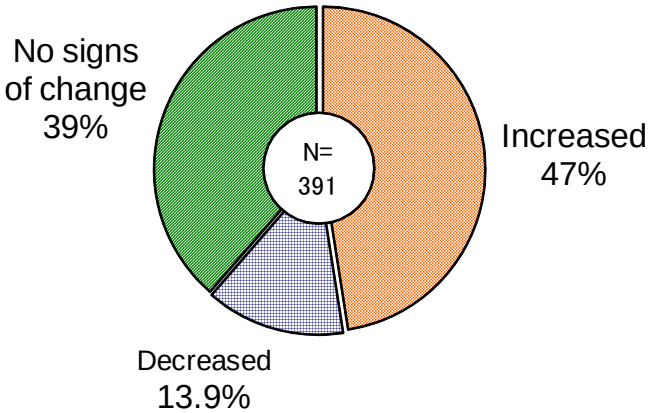

2.2.3　直近年度中に模倣品被害を受けた製品・事業〔日本〕

日本では、直近年度中に模倣品被害を受けたとして挙げられた製品・事業を、産業分類別にみると、

・生産用機械器具（半導体製造装置、繊維機械、印刷機械等）　約 30%

・はん用機械器具（ポンプ、動力伝導装置、原動機、油圧・空圧機器）　約 25%

・輸送用機械器具（船舶用エンジン、フォークリフトトラック部品、自動車部品等）　13%

の順に割合が高い。

図表 2-9　直近年度中に模倣品被害を受けたとして挙げられた製品・事業が全製品・事業に占める割合（日本）

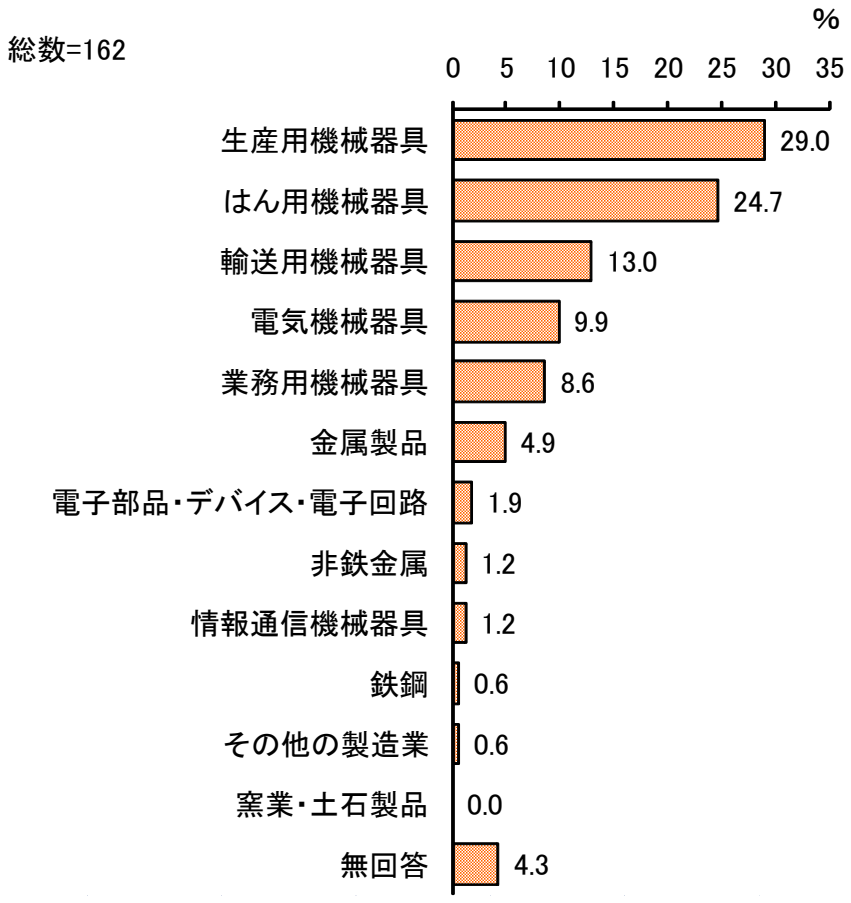

(1) 所属団体別の模倣品被害を受けた企業の割合〔ドイツ〕

ドイツ調査では、回答企業の所属業界団体別に模倣品被害を受けた企業の割合を集計している。これをみると、繊維機械、コンプレッサー、空圧機器を筆頭に、印刷機械、ポンプ、モーター等、日本と類似の製品・事業が上位にみられる。

図表 2-10　回答企業の所属業界団体別の模倣品被害を受けた企業の割合

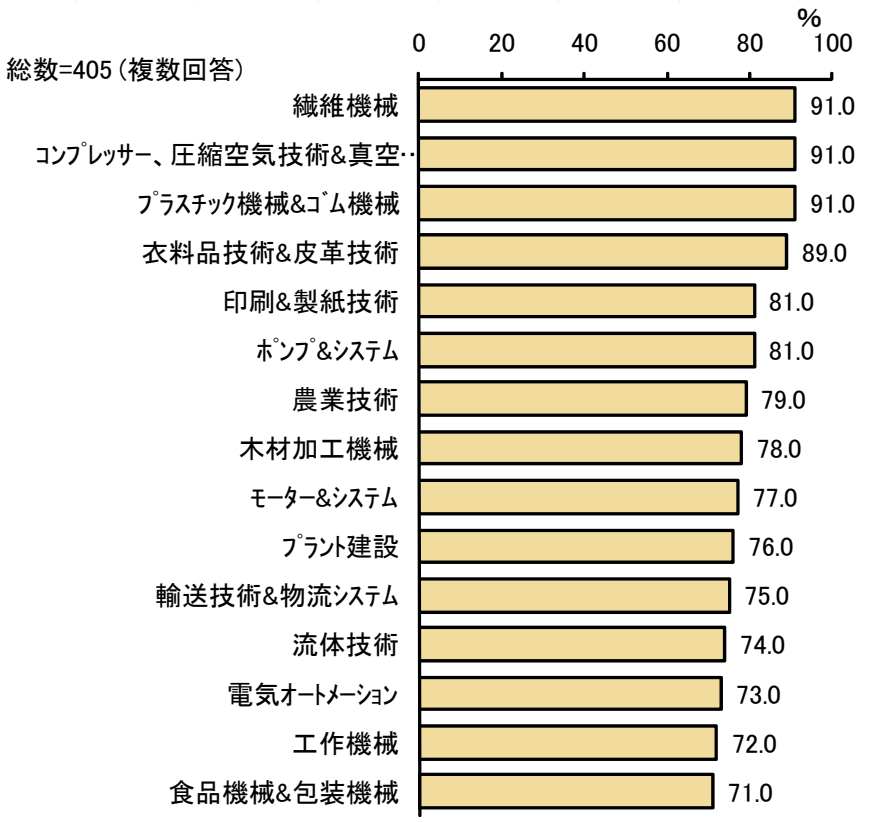

2.2.4　年間模倣品被害額の対年間売上高割合

日本機械工業連合会の会員に対し、直近年度中に模倣品被害を受けた製品・事業について、模倣品による損失額(注)が年間売上高に占める割合を尋ねたところ、日本では「分からない」が半分を超え、2%以下が 19.8%となっている。

模倣品被害を受けた全製品・事業について、模倣品による損失額の対年間売上高割合の平均値をドイツ調査と同様の方法で算出すると 2.9%である。ドイツの平均は 4%である。

(注)「模倣品による損失額」は、“模倣品による売上損失に、イメージの毀損、いわれのないクレーム、製品の信頼性の毀損などによる損害を可能な範囲で加えた損失額”として回答を求めた。

図表 2-11　年間模倣品被害額の対年間売上高割合

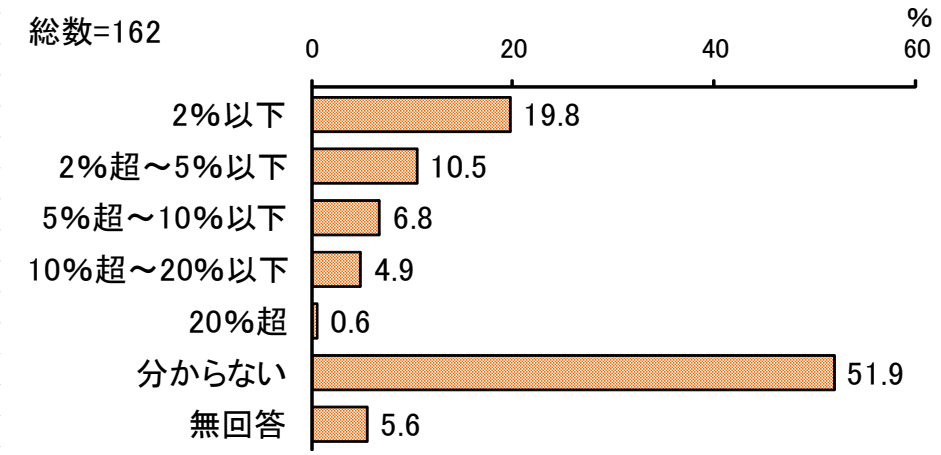

2.2.5　年間模倣品被害額

前述したように、模倣品被害を受けた全製品・事業について、模倣品による損失額の対年間売上高割合の平均値をドイツ調査と同様の方法で算出すると 2.9%である。

完成品の消費財を除いた日本の機械工業の生産額は 2011 年度で約 49 兆円(注)のため、同じくドイツ調査と同様の方法で、完成品の消費財を除いた日本の機械工業の年間生産額に、模倣品による損失額の対年間売上高割合の平均値を乗じて年間模倣品被害額を算出すると、約 1.4 兆円にのぼる。

ドイツの年間模倣品被害額は 79 億ユーロ（約 7,900 億円）であり、日本の年間模倣品被害額はドイツの約 1.8 倍である。

(注)日本の機械工業の生産額は日本機械工業連合会「平成 24 年度 機械工業 生産額見通し調査」の平成 23 年度実績値を用い、機械工業全体の値（67 兆 6,945 億 6 千 2 百万円）から、完成品の消費財を除くため、「自動車」、「民生用電気機械」、「民生用電子機器」の値を除いた値（48 兆 8,789 億 9 百万円）を用いている。

図表 2-12　年間模倣品被害額

	日本	ドイツ
年間生産額 （Annual value of production）	約 49 兆円	2005 億ユーロ
模倣品被害額の対年間売上高割合(平均) （Average ratio of the annual loss caused by counterfeiting to sales）	2.9%	4%
年間模倣品被害額 （Annual loss caused by counterfeiting）	約 1.4 兆円	79 億ユーロ

2.2.6　模倣品製造国

模倣品製造国は、日独ともに中国が圧倒的に高い割合を占めているが、ドイツでは 2 位がドイツ（26.0%）となっている。一方、日本では、中国に次いで台湾（31.3%）、韓国（23.1%）等のアジア諸国が続き、次いで日本（11.2%）となっている。

（注）「Other Asia（その他アジア）」：選択肢（中国、インド、インドネシア、韓国、シンガポール、台湾、タイ、日本）以外のアジア諸国

図表 2-13　模倣品製造国（日本）

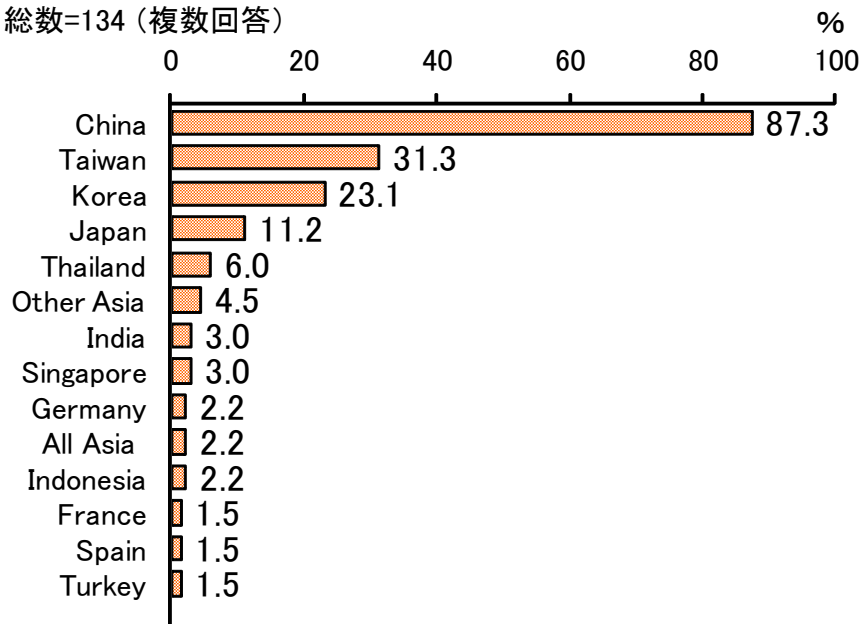

図表 2-14　模倣品製造国（ドイツ）

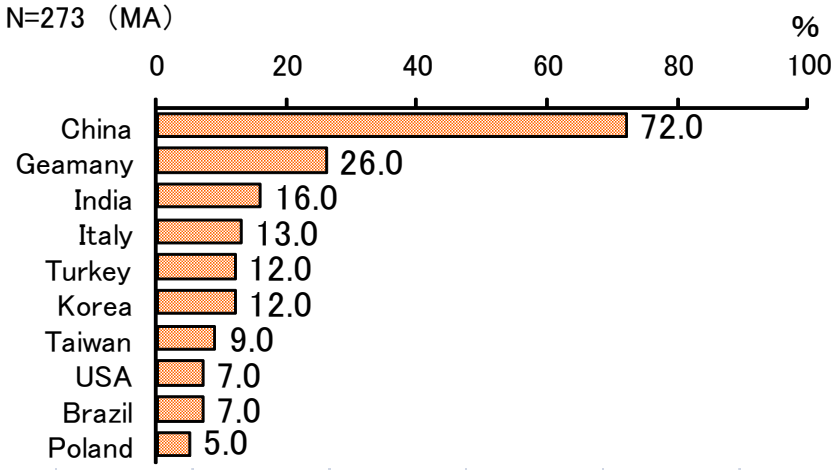

2.2.7　模倣品流通国

日独ともに、模倣品流通国は、製造国より幅広い範囲に分布している。日本も、中国が突出しているが、アジアのみならず中東や米国、欧州、アフリカにも流通している。

（注）「Other Asia」：その他アジア（選択肢（中国、インド、インドネシア、韓国、シンガポール、台湾、タイ、日本）以外のアジア諸国）
「All Asia」：アジア全般
「All Europe」：欧州全般

図表 2-15　模倣品流通国（日本）

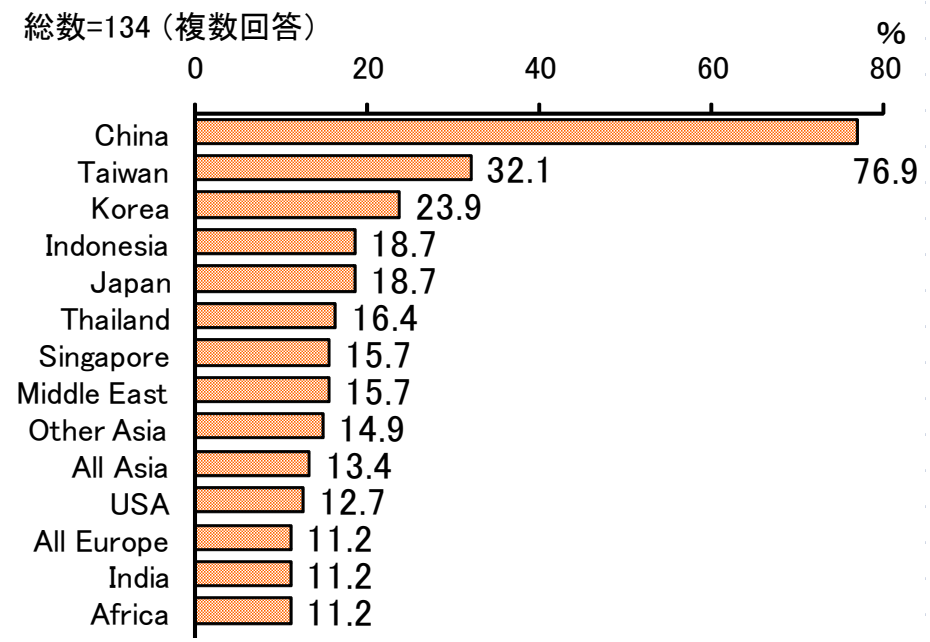

図表 2-16　模倣品流通国（ドイツ）

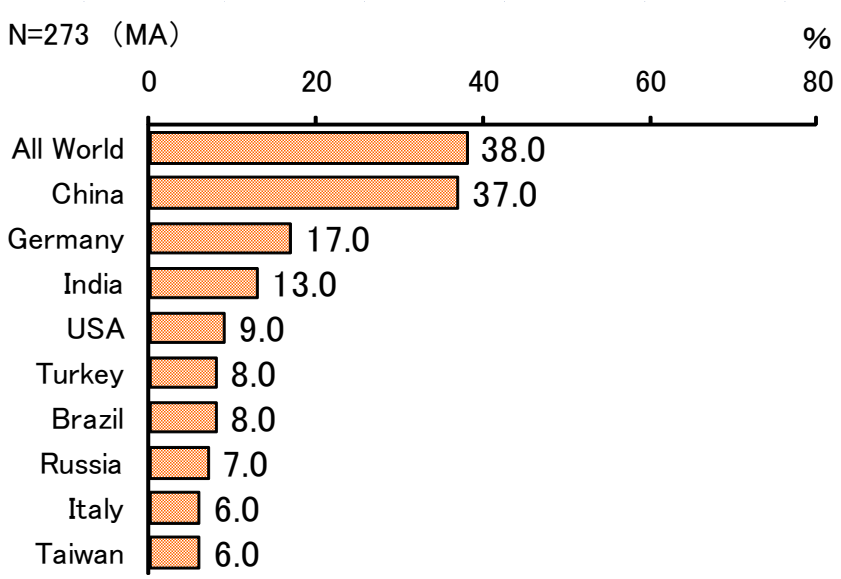

2.2.8　模倣品被害を受けた対象物

模倣品被害を受けた対象物を、選択肢の中から複数回答で尋ねたところ、日本では「外観/製品設計」の割合が半分を超え最も高い割合で挙げられており、「コンポーネント」は約 24%にとどまっているのに対し、ドイツでは「コンポーネント」が半分を超えている。

ドイツ調査では、前回 2008 年の調査結果に比べて「コンポーネント」や「スペアパーツ」の割合が高まる一方、「機械全体」の割合が低下している。「模倣品の発見方法」で後述するように、ドイツでは、企業が「独自の市場調査」を積極的に行い、機械の中の「コンポーネント」や「スペアパーツ」の模倣品被害まで発見するようになっていることがうかがえる。

（注）　コンポーネント：販売時に機械の一部として組み込まれている部分品/部品及びソフトウェア
スペアパーツ：交換用の部分品/部品及びソフトウェア
として回答を求めた。

図表 2-17　模倣品被害を受けた対象物（日本）

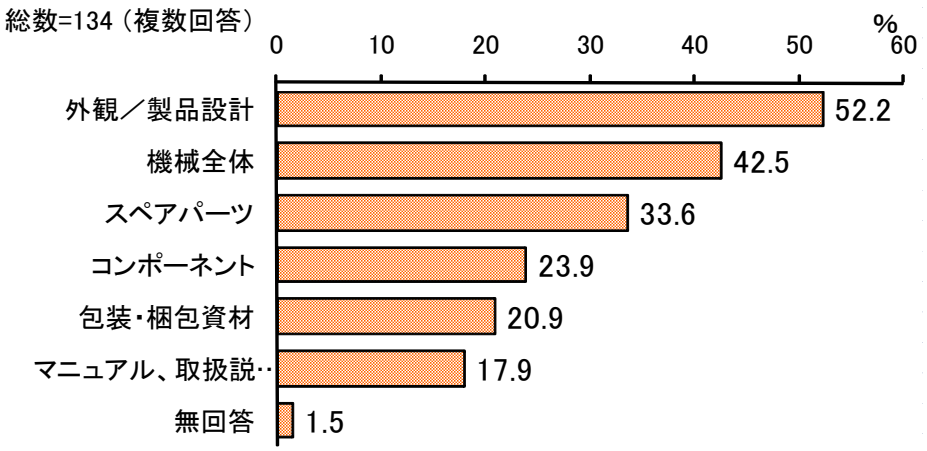

図表 2-18　模倣品被害を受けた対象物（ドイツ）

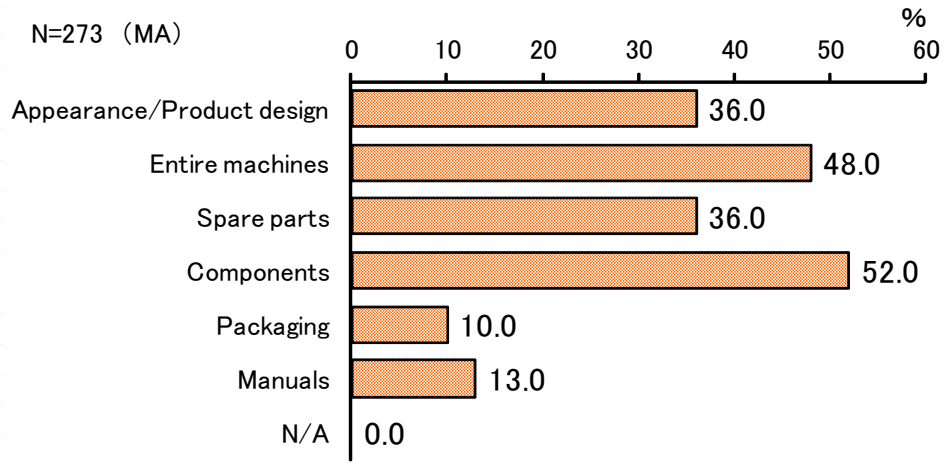

2.2.9　模倣品により侵害された権利

模倣品により侵害された権利を複数回答で尋ねたところ、日独ともに「権利侵害はないが不正な複製」(注)との回答割合が最も高くなっている。権利の中では、日本は「商標権」が 54.5%と半分を超えて最も割合が高く、次いで「意匠権」(23.1%) となっており、見た目の模倣が多くなっているが、ドイツでは、「特許」が 38.0%と最も割合が高く、「商標権」が 37.0%と、ほぼ変わらない割合で続いている。

(注)　「権利侵害はないが不正な複製」は、“知的財産権の侵害は無いが、正規品と同等と誤認させて正規品の信用を毀損させる形態模倣”、
「その他の権利」は、“著作権など”として回答を求めた。

図表 2-19　模倣品により侵害されたもの（日本）

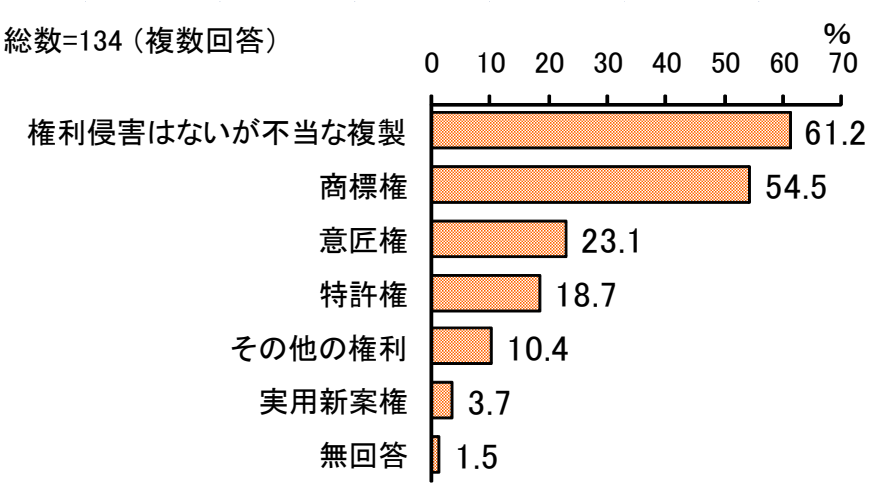

図表 2-20　模倣品により侵害されたもの（ドイツ）

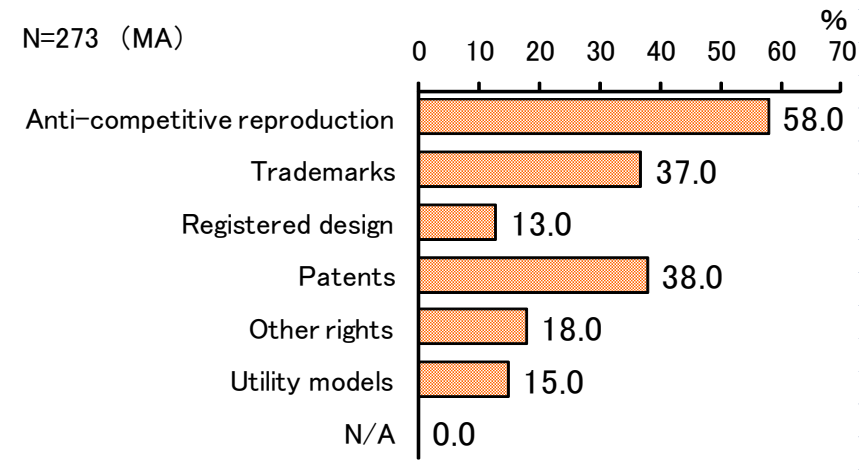

2.2.10 模倣品発見方法

模倣品の発見方法を複数回答でみると、ドイツでは「独自の市場調査」の割合が 73.0%と最も高く、次いで「顧客からの情報」（58.0%）、「見本市で発見」（54.0%）と続いているのに対し、日本は「顧客からの情報」が 53.0%で最も割合が高く、以下、「見本市で発見」（41.8%）、「独自の市場調査」（40.3%）となっている。日本の方が、やや受け身での発見姿勢が見て取れる。

図表 2-21　模倣品の発見方法（日本）

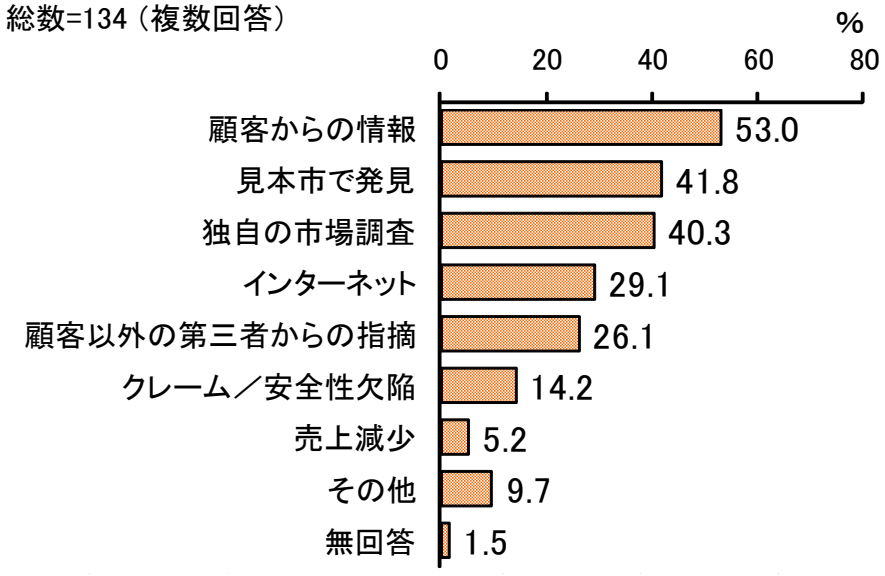

図表 2-22　模倣品の発見方法（ドイツ）

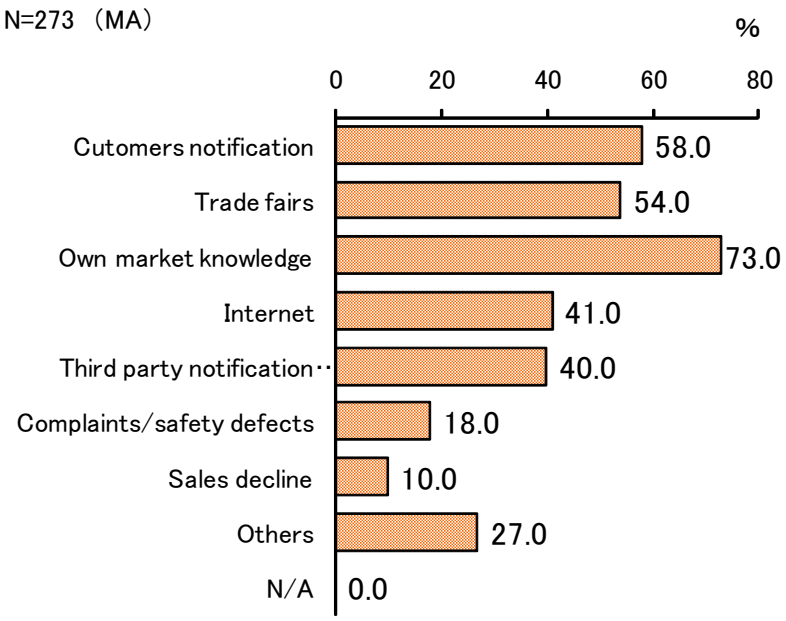

2.2.11 模倣品発見後の対策

模倣品の発見後の対策を複数回答で尋ねたところ、ドイツでは、「何も対策を講じなかった」の割合が 44.0%と最も高く、日本（32.1%）を大きく上回っている。

対策としては、日独共に、「訴訟以外の対策」(注)が最も高い割合で挙げられている。しかし、日本では「訴訟以外の対策」が 44.8%と突出して高く、「訴訟」は 13.4%にとどまっているのに対して、ドイツでは、「訴訟以外の対策」（41.0%）に加えて「訴訟」も 32.0%と高くなっている。

日独ともに、「訴訟以外の対策」に次いで「その他」の割合が高くなっているが、日本では、「その他」として具体的には、“模倣品使用者に対する正規品使用の働きかけ”、“真贋判定資料の作成”等による“顧客への注意喚起”や“代理店への正規品取り扱い徹底の指示”、“税関や政府機関の職員を対象とした勉強会”の他、“弁護士へ相談”、“情報を収集し、対策を準備中”といった回答もみられる。

（注）「訴訟以外の対策」は、“相手への警告、行政手続等”として回答を求めた。

図表 2-23　模倣品発見後の対策（日本）

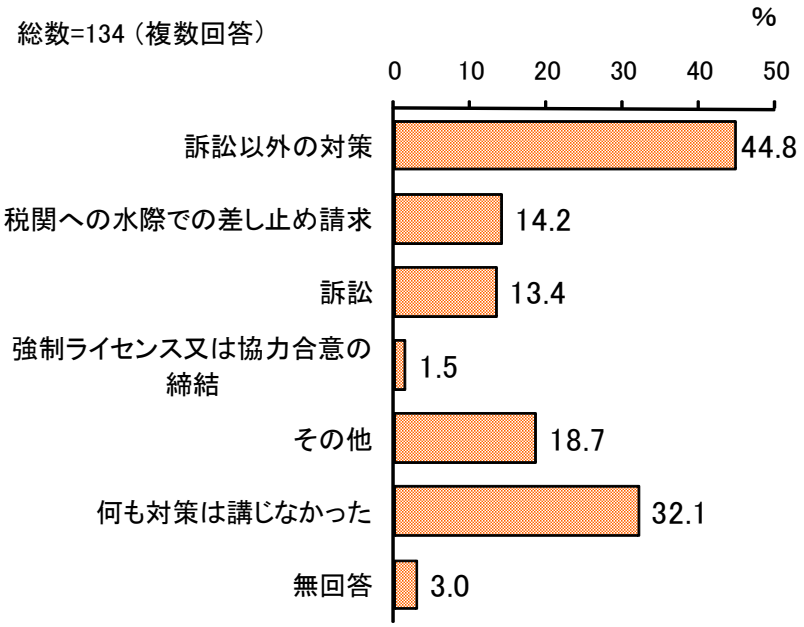

図表 2-24　模倣品発見後の対策（ドイツ）

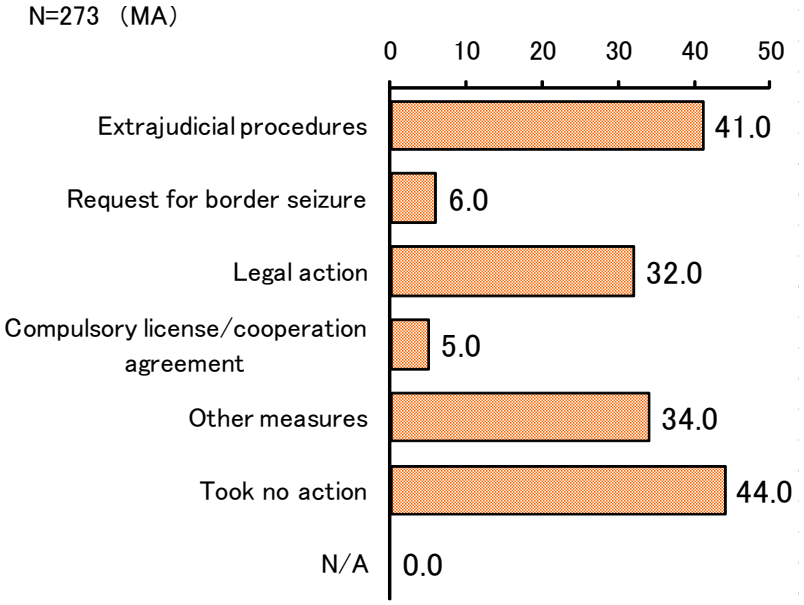

2.3　日独機械工業における模倣品対策実行状況

2.3.1 実行している模倣品対策

実行している模倣品対策を複数回答で尋ねると、日本では「知的財産権の登録」（71.8%）に対策が集中している。

一方、ドイツでは、「知的財産権の登録」（76.0%）が最も高い割合であるものの、それに加えてより多様な対策が高い割合で実行されており、「提携相手の慎重な選択」（63.0%）が日本（30.1%）の 2 倍以上の割合で挙げられており、日本では 15.2%にとどまっている「技術的な模倣防止策」も 2 倍近い 28.0%の割合で挙げられている。

図表 2-25　実行している模倣品対策（日本）

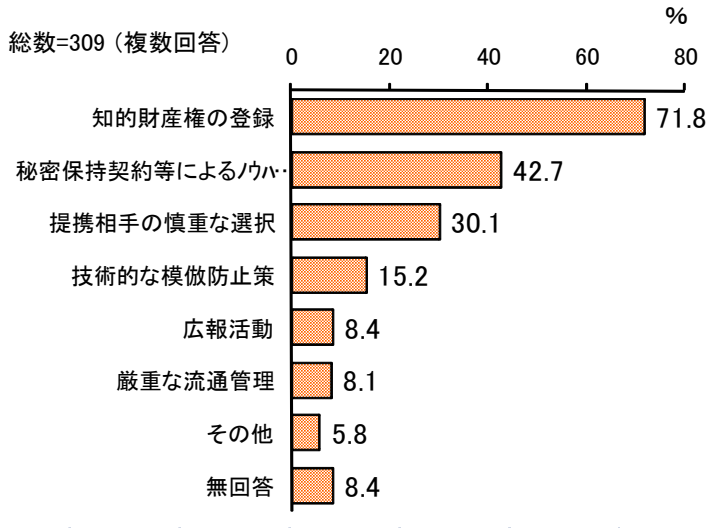

図表 2-26　実行している模倣品対策（ドイツ）

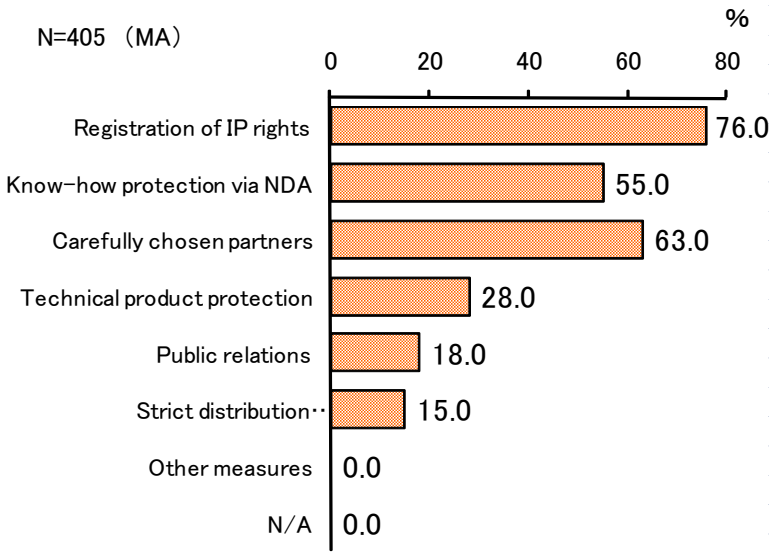

2.3.2 「技術的な模倣防止策」の実行状況

日本機械工業連合会の会員に対して、改めて「技術的な模倣防止策」を講じているかを尋ねたところ、「講じている」との回答は、全体の 3 分の 1 にとどまっている。

図表 2-27 「技術的な模倣防止策」の実行状況（日本）

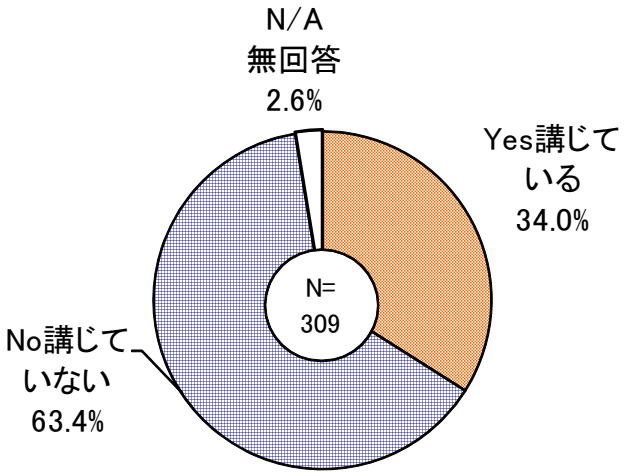

2.3.3 実行している「技術的な模倣防止策」

どのような「技術的な模倣防止策」を講じているのかを複数回答で尋ねたところ、日本では、「設計上の対策」が 55.2%と半分を超えて最も高い割合となっており、以下「製品識別標識」が 31.4%で続いている。

一方、ドイツでは、「製品識別標識」が 40.0%、「設計上の対策」が 24.0%、「埋め込み型のセキュリティ」が 18.0%、「追跡(トラック)及びトレース」が 15.0%と、全般に多様な技術的模倣防止策が実行されている。

(注)各「技術的な模倣防止策」の説明

1. 製品識別標識：ホログラム、バーコード等
2. 追跡(トラック)及びトレース：各製品に固有の識別標識を付与した上で製品を個体レベルで追跡し流通を管理すること
3. 埋め込み型のセキュリティ：埋め込み型のソフトウェアやハードウェアにより機械や部品を保護すること。例えば暗号化した管理ソフトを用いることでリバースエンジニアリングを防ぐことや、ドングル（ソフトウェアの違法コピーを防止するための特殊な機器。この機器が接続されたコンピュータでのみ、特定のソフトウェアを使用できるようになる）を用いることで管理ソフトのみならず生産量や生産時間等の生産データも保護すること
4. 設計上の対策：模倣されにくい設計にすることや、標準品や規格品でない部品を用いることで市場での入手を困難にして模倣を防ぐこと
5. IT を用いたノウハウ保護：設計図や価格積算、生産プロセス情報等の生産関連ノウハウを、IT を用いて保護すること

図表 2-28　実行している「技術的な模倣防止策」（日本）

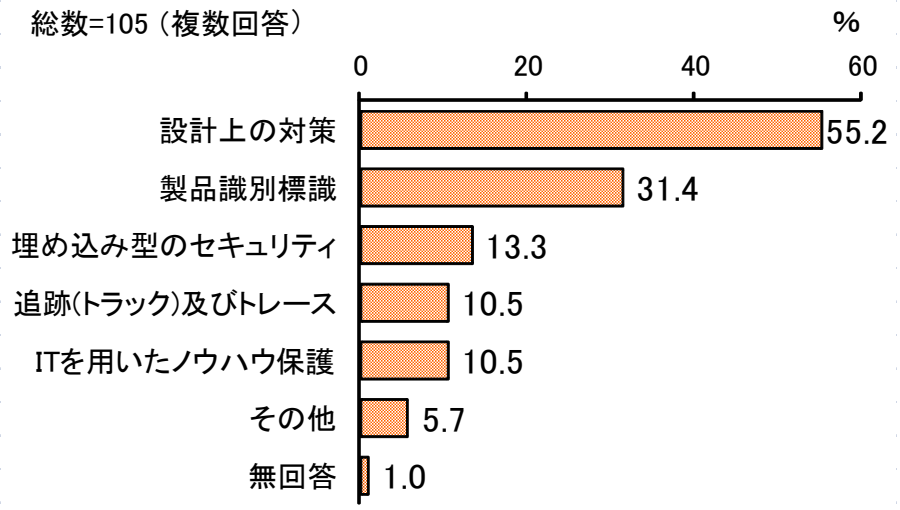

図表 2-29　実行している「技術的な模倣防止策」（ドイツ）

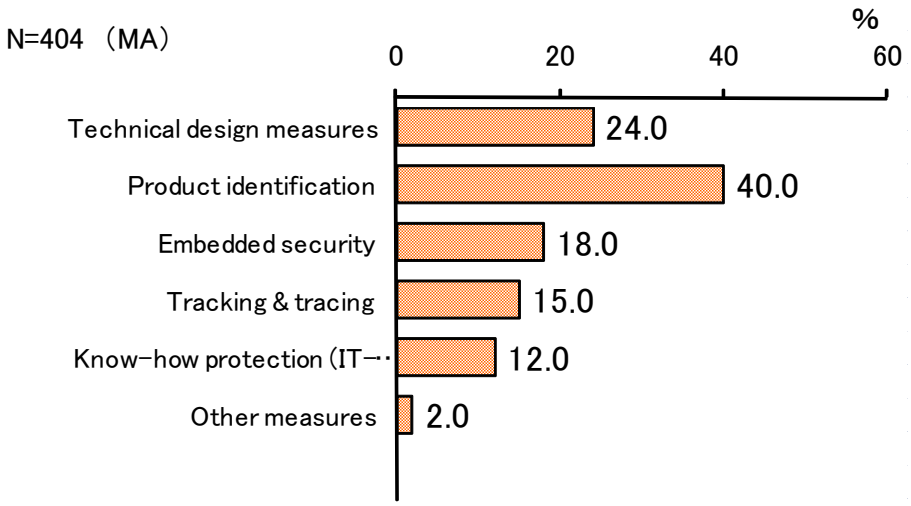

2.3.4 「技術的な模倣防止策」を実行していない理由

「技術的な模倣防止策」を実行していない理由を複数回答でみると、日独ともに「当社に適さない」の割合が最も高く、「適切な対策を知らない」が続いている。

図表 2-30 「技術的な模倣防止策」を実行していない理由（日本）

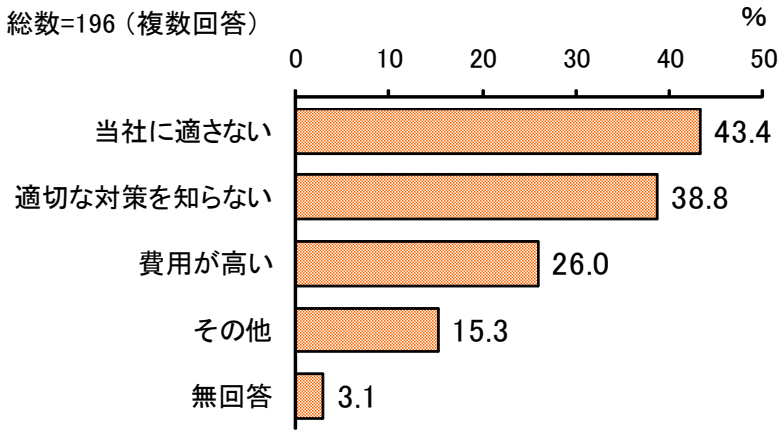

図表 2-31 「技術的な模倣防止策」を実行していない理由（ドイツ）

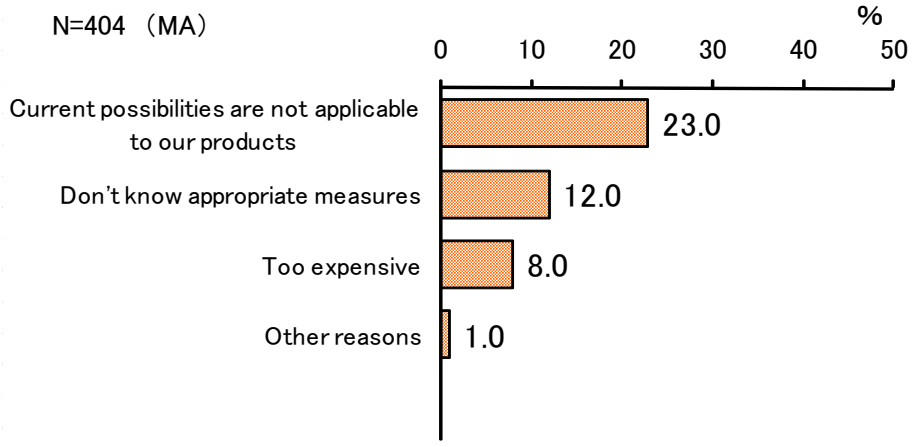

2.3.5 「技術的な模倣防止策」の開発への取組状況

「技術的な模倣防止策」の開発への取組状況をみると、日本では、「当社独自に開発している」（20.7%）、「パートナーと共に開発している」（6.5%）を合わせた「開発している」企業の割合は 27.2%にとどまっており、ドイツの 38.0%に比べて 10 ポイント強、「技術的な模倣防止策」の開発に取り組んでいる企業の割合が低くなっている。

日本では、現状「開発しておらず、今後の計画もない」企業の割合が、約 58%にのぼっている。

図表 2-32 「技術的な模倣防止策」の開発への取組状況（日本）

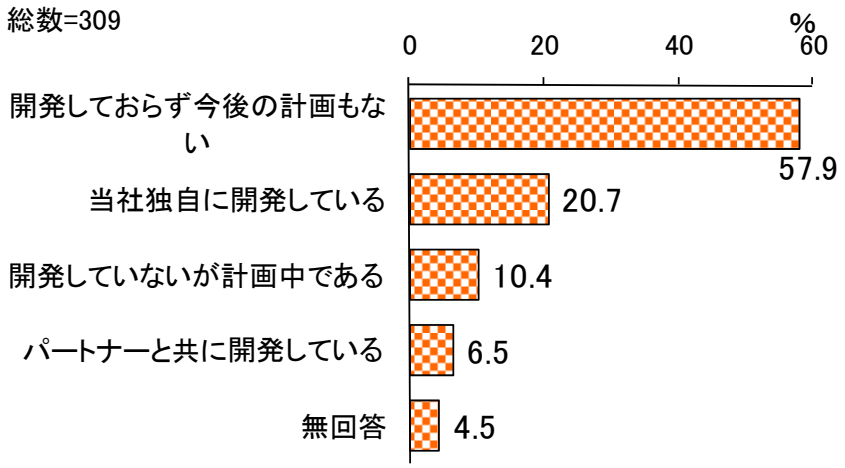

図表 2-33 「技術的な模倣防止策」の開発への取組状況（ドイツ）

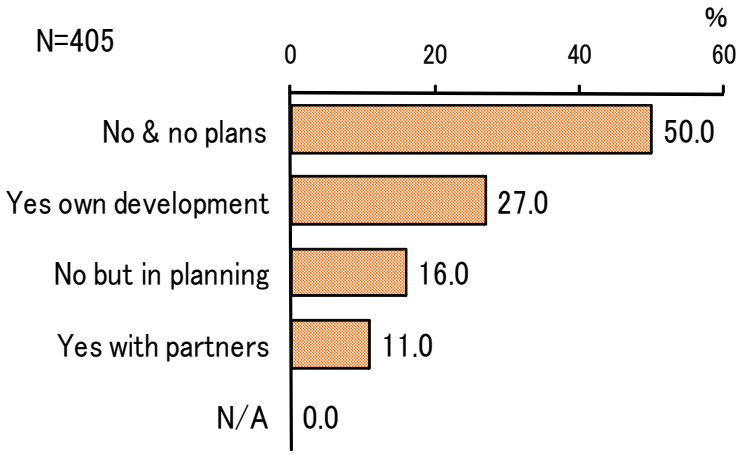

2.3.6　模倣品や技術保護への対応者

模倣品や技術保護への対応者を複数回答で尋ねたところ、日本では「設計/開発部門」の割合が 57.3%と最も高く、次いで「法務/特許部門」（46.3%）だが、ドイツでは「経営陣/取締役会/執行役員」（71.0%）の割合が突出して高く、次いで「設計/開発部門」（39.0%）となっており、「法務/特許部門」（28.0%）の割合は最も小さくなっている。

図表 2-34　模倣品や技術保護への対応者（日本）

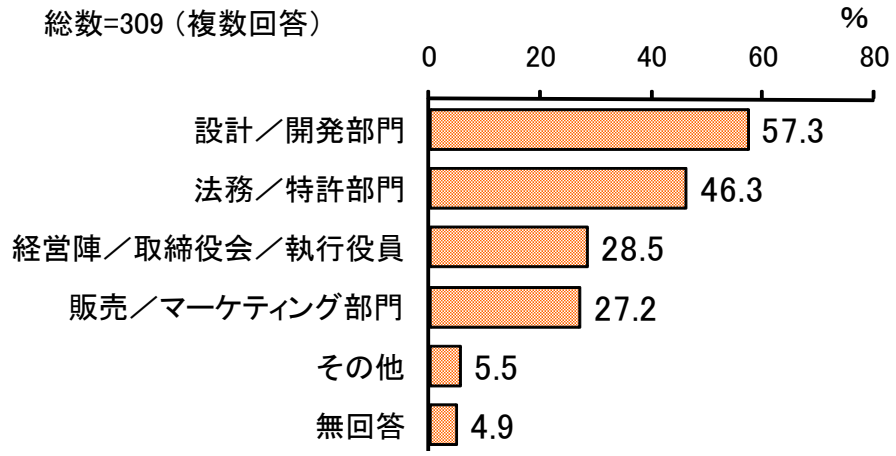

図表 2-35　模倣品や技術保護への対応者（ドイツ）

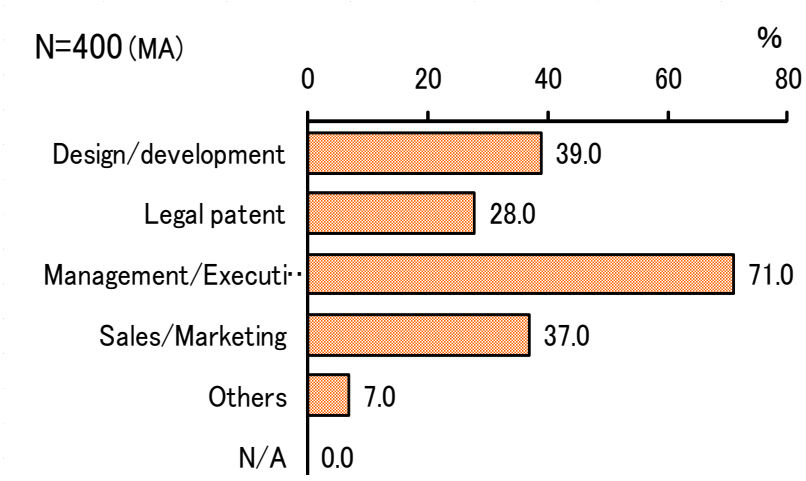

2.3.7　年間模倣品対策費の対年間売上高割合

日本機械工業連合会の会員に対し、製品・事業ごとに年間模倣品対策費(注)の対年間売上高割合を尋ねたところ、「0.005%以下」が 30%で最も割合が大きく、次いで「分からない」が約 27%を占めている。

模倣品被害額の対年間売上高割合と同様に、模倣品対策を実行しているとして挙げられた全製品・事業について、模倣品対策費の対年間売上高割合の平均値をドイツ調査と同様の方法で算出すると 0.2%である。ドイツの平均は、最も低い値の選択肢が「0.5%以下」であることもあり、1%となっている。

（注）「模倣品対策費」は、“模倣品被害を防ぐための法的・技術的対策のための費用、人件費、研究開発費などの費用”として回答を求めた。

図表 2-36　年間模倣品対策費の対年間売上高割合（日本）

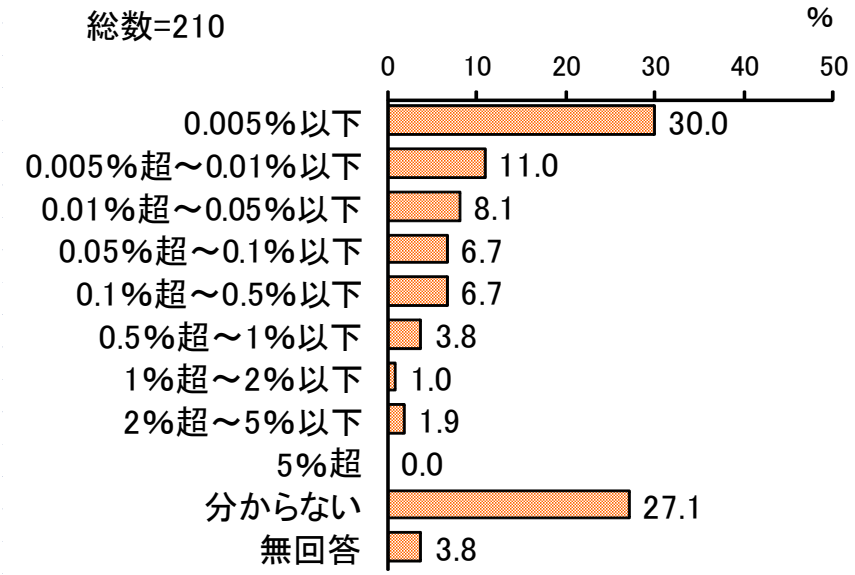

図表 2-37　年間模倣品対策費の対年間売上高割合（ドイツ）

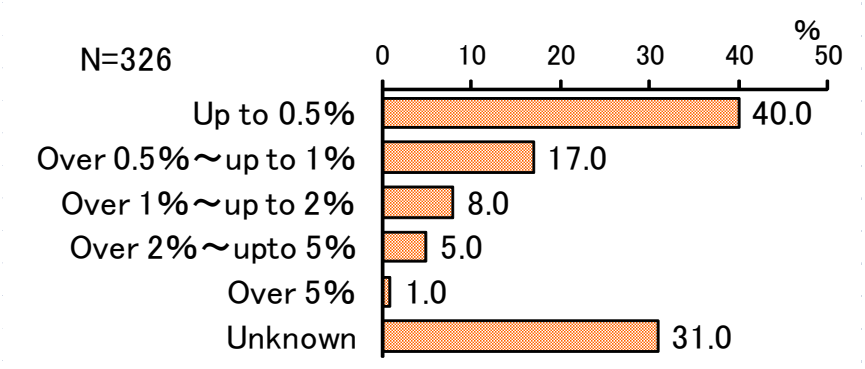

2.3.8　年間模倣品対策費

前述したように、模倣品被害額の対年間売上高割合と同様に、模倣品対策を実行しているとして挙げられた全製品・事業について、模倣品対策費の対年間売上高割合の平均値を算出すると 0.2%である。

完成品の消費財を除いた日本の機械工業の生産額は 2011 年度で約 49 兆円(注)のため、同じくドイツ調査と同様の方法で、完成品の消費財を除いた日本の機械工業の年間生産額に、模倣品対策費の対年間売上高割合の平均値を乗じて模倣品対策費を算出すると、約 973 億円となる。

ドイツの年間模倣品対策費は 20 億ユーロ（約 2 千億円）であり、日独を比較すると、日本は、被害額はドイツの約 1.8 倍だが、対策費は半分未満となっており、あまり費用をかけていない実態がうかがえる。

今後、日本の模倣品対策のさらなる強化が必要と考えられる。

(注)日本の機械工業の生産額は日本機械工業連合会「平成 24 年度 機械工業 生産額見通し調査」の平成 23 年度実績値を用い、機械工業全体の値（67 兆 6,945 億 6 千 2 百万円）から、完成品の消費財を除くため、「自動車」、「民生用電気機械」、「民生用電子機器」の値を除いた値（48 兆 8,789 億 9 百万円）を用いている。

図表 2-38　年間模倣品対策費

	日本	ドイツ
年間生産額 （Annual value of production）	約 49 兆円	2005 億ユーロ
模倣品対策費の対年間売上高割合(平均) （Average ratio of the annual expense for counterfeiting to sales）	0.2%	1%
年間対策費 （Annual expense for counterfeiting）	約 973 億円	20 億ユーロ

3　独米の機械工業における模倣品被害の状況

3.1　ドイツの機械工業における模倣品被害の状況

ドイツ商工会議所やドイツ機械工業連盟（VDMA）によるアンケート調査結果によれば、約 3 分の 2 の企業が模倣品被害を受けている。

また、ドイツ税関による模倣品の摘発件数は、2004 年に前年の 2.5 倍に増加し、2010 年にはインターネット取引の普及に伴い、さらに急増している。

(1) ドイツ商工会議所調査結果

ドイツでは、1997 年に、ドイツ商工会議所（DIHK）が会員企業を対象にアンケート調査を実施したところ、1,000 社以上の回答企業のうち 3 分の 2 の企業が製品模倣や商標権侵害を問題と認識しているとの結果が得られた。

これが、同年の APM（Aktionskreis Gegen Produkt-und Markenpiraterie E.V.；The German Anti-Counterfeiting Association；商品及び商標の模倣に対抗するドイツ経済活動団体）設立のきっかけとなった。

(2) ドイツ税関による摘発状況

ドイツ税関による模倣品の摘発件数は、2004 年に前年の 2.5 倍に増加し、2010 年にはインターネット取引の普及に伴い、さらに急増している。

図表 3-1　ドイツ税関による模倣品の摘発件数の推移

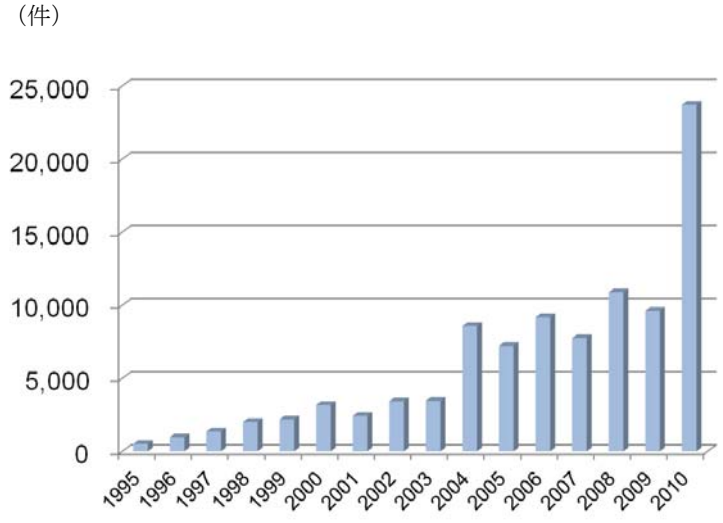

(出所)German Customs Statistics

3.2　米国の機械工業における模倣品被害の状況

米国においても、インターネットショッピングが発展するにつれ、税関の水際取締りによる模倣品の差止件数が大幅に増加している。2011 年度は、差止件数が 24,792 件、押収品の価値は 1.79 億ドルである。

また、米国における知的財産権侵害物品の最大貿易相手国は中国であり、金額ベースで 1.1 億ドルに達し、全体の 62%を占めている。

(1) 米国税関による水際取締り状況[3]

米国においては、インターネットショッピングが発展するにつれ、国際郵便や国際速達小包で模倣品・海賊版が発送される機会が増加し、税関でも国際郵便や国際速達小包により注意を払うようになった結果、差止件数が大幅に増加した。

水際取締りの実績は、2011 年度（2010 年 4 月～2011 年 3 月）において、差止件数が 24,792 件（前年度比 24%増）、押収品の価値は 1.79 億ドル（前年度比 5%減）である。

図表 3-2　米国における水際取締り実績の推移

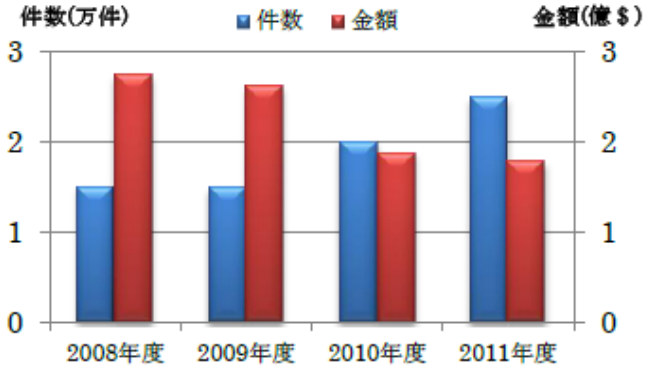

(出所) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」(2012 年 6 月)

米国における知的財産権侵害物品の最大貿易相手国は中国であり、金額ベースでみると 1.1 億ドルに達し、全体の 62%を占めており、次いで、香港（18%）、インド（3%）が続いている。

中国から輸入される模倣品で大きな割合を占めているのが、家電（21%）と履物（20%）であり、衣類（9%）を大きく引き離しているのに対し、インドは医薬品（85%）が大部分を占めている。

[3] 政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」(2012 年 6 月）より。

4　独米の機械工業における模倣品対策

4.1　ドイツの機械工業における模倣品対策

4.1.1　ドイツの政府関係機関による模倣品対策

ドイツ政府による模倣品対策は、昨年度調査以降、新たなものはみられないが、技術による模倣品対策を重視し、模倣品対策技術の開発を目指した産学官共同研究プロジェクトを政府が助成している点が特徴である。以下、昨年度調査結果を引用する。

ドイツでは、2008 年 4 月に模倣品・海賊版対策法が成立した。

ドイツ政府は、知的財産権の侵害状況調査等による企業支援はしていないが、技術による模倣品対策を重視し、模倣品対策技術の開発を目指した 10 の産学官共同研究プロジェクトと、それら研究プロジェクトの共通のコミュニケーション・プラットフォームに対して資金援助する研究開発プログラム「製品模倣に対抗するイノベーション（Innovationen gegen Produktpiraterie ; Innovations against product piracy）」を 2007 年から 2011 年にかけて遂行した。プログラムの予算総額は約 2,871 万ユーロで、補助率は主体によって異なるが、全体では予算総額のうち約 1600 万ユーロがドイツ連邦研究省から拠出された。

本プログラムの 10 の産学官共同研究プロジェクトのうちの一つである「ProOriginal」では、正規品と模倣品を判別するため、あらかじめ正規品に添付しておくラベル（データマトリックス）の技術を、RFID を利用して開発し、工作機械の中の交換された部品が正規品でない場合に、そのことを表示するシステムを開発した。また、「ProProtect」では、ソフトウェアの違法コピーを防止するための特殊な機器であるドングルにより、ドングルが接続されたコンピュータでのみ、特定のソフトウェアを使用できるようにして、機械をコントロールするソフトウェアや製品データを保護する埋め込み型のセキュリティを開発した。

(1) 模倣品・海賊版対策法

欧州連合（EU）で 2004 年に知的財産権の法執行を確保するためのEU指令が成立し、EU加盟各国は国内法によってこの指令を履行する義務を負ったことをふまえ、ドイツにおいても、2008 年 4 月に模倣品・海賊版対策法が成立した。[4]

[4] 政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」（2012 年 6 月）より。

(2) 模倣品対策技術開発

ドイツ政府は、日本政府のように、模倣品・海賊版の問題に一元的に対処する政府模倣品・海賊版対策総合窓口のような部署は設置しておらず、企業等のために知的財産権の海外における侵害状況の調査も実施していない。また、日本政府が(独)日本貿易振興機構（ジェトロ）を通して実施しているような、中小企業に対する模倣品被害調査費用の助成なども実施していない。[5]

しかし、技術による模倣品対策を重視し、模倣品対策技術を開発する研究開発プロジェクトに資金を拠出している。

① 製品模倣に対抗するイノベーション[6]

ドイツ政府 連邦研究教育省（BMBF）は、模倣品対策技術の開発を目指した 10 の産学官共同研究プロジェクトと、それら研究プロジェクトの共通のコミュニケーション・プラットフォームに対して資金援助する研究開発プログラム[7]「製品模倣に対抗するイノベーション（Innovationen gegen Produktpiraterie ; Innovations against product piracy)」を 2007 年から 2011 年にかけて遂行した。

本プログラムは、ドイツ政府の研究開発資金の配分機関であり、ドイツ機械工業連盟（VDMA）を含む産学官が参加している「ドイツ研究振興協会（Deutsche Forshungsgemeinschaft; DFG)」が、セキュリティ分野の研究開発プログラムとして提案し、研究開発プロジェクトの企画提案の受付及び審査を実施したものである。ドイツ機械工業連盟（VDMA）も、公募に対する企画提案の審査に参加した。

プログラムの予算総額は約 2,871 万ユーロで、補助率は主体によって異なるが、全体では予算総額のうち約 1600 万ユーロがドイツ連邦研究省から拠出された。

プログラムは、「模倣できない製品・プロセスの開発（Piracy safe development of products and processes)」「製品アイデンティフィケーション・追跡・トレース（Product identification, Track and Trace）」「保護概念の開発（Development of protection concepts)」の 3 つの領域と、共通のイノベーション・プラットフォーム「ConImit」より構成されている。各領域で 3～4 本、合計 10 の研究開発プロジェクトが実施された。

---

[5] APM (Aktionskreis Gegen Produkt-und Markenpiraterie E.V. ; The German Anti-Counterfeiting Association ; 商品及び商標の模倣に対抗するドイツ経済活動団体)ヒアリング調査結果（2011 年 10 月 4 日）より。

[6] ドイツ機械工業連盟（VDMA）資料及びヒアリング調査結果（2011 年 10 月 6 日）より。

[7] ドイツ機械工業連盟（VDMA）資料では、「Projects」という用語が用いられているが、個別の研究開発も「Project」であり紛らわしいため、便宜上「プログラム」と称している。

実施期間は、プロジェクトによって異なり、研究開発プロジェクトについては、2008年からの2～3年間で、ほとんどのプロジェクトは2年間であった。

共通のイノベーション・プラットフォーム「ConImit」は、2007年5月～2011年3月まで実施されたプロジェクトである。予算額は約102万ユーロで、予算の100%がドイツ政府によって拠出された。プロジェクトメンバーは、Paderborn大学、ミュンヘン工科大学とドイツ機械工業連盟（VDMA）である。

図表 4-1　ドイツ政府が資金援助した研究開発プログラム
「製品模倣に対抗するイノベーション」の全体概要

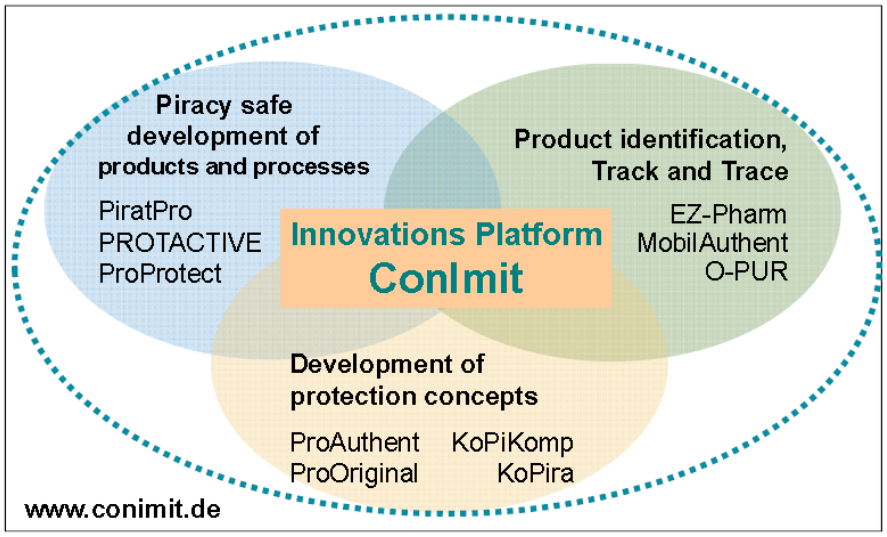

（出所）ドイツ機械工業連盟（VDMA）資料

VDMAは、本プログラムに関する一般向けの報告書を、ドイツ政府発行の報告書とは別に制作し、VDMAがシュプリンガー・フェアラーク社（Springer-Verlag）と共同で設立した出版社VDMA-Verlag社より発行し、書店で販売している。

図表 4-2　ドイツ政府が資金援助した研究開発プログラム
「製品模倣に対抗するイノベーション」の一般向け報告書の表紙

② ProOriginal[8]

◆プロジェクトの位置付け・実施体制・期間・予算

ドイツ政府 連邦研究教育省（BMBF）が資金援助した研究開発プログラム「製品模倣に対抗するイノベーション（Innovationen gegen Produktpiraterie ; Innovations against product piracy)」に採択された、模倣品対策技術の開発を目指した 10 の産学官共同研究プロジェクトのうちの一つである「ProOriginal」について、以下、紹介する。

本プロジェクトのメンバーは、シーメンス社（Siemens)、プロコム社（ProCom)、ダルムシュタッド工科大学（PIZ)、特許情報センター（Patent Information Center)、フエスト社（Festo)、デッケル・マホ・ギルデマイスター社（Deckel Maho Gildemeister)、カスト社（Kasto)、ヴァイス・シュピンデル社（Weiss-Spindel）である。

ダルムシュタット工科大学（PIZ）のアベラー（Abele）教授が本プロジェクトの企画を主導し、プロジェクトリーダーをフエスト社[9]が務めた。

本プロジェクトは、「保護概念の開発（Development of protection concepts)」の領域に属するプロジェクトで、2008 年 1 月～2011 年 2 月に実施された。プロジェクト全体の予算額は 256 万ユーロで、大学については経費の 100%が補助され、大学以外は概ね 50%が補助された。本プロジェクトのプロジェクトリーダーを務めたフエスト社（Festo）については、予算額 67 万 5 千ユーロのうち 42%が政府から拠出された。

本プロジェクトについても一般向けの報告書が作成され、書店で販売されている。

図表 4-3　ドイツ政府が資金援助した研究開発プログラム「製品模倣に対抗するイノベーション」の中のプロジェクトのうちの一つである「ProOriginal」の報告書の表紙

[8] フエスト社（Festo）資料及びヒアリング調査結果（2011 年 10 月 5 日)、ドイツ機械工業連盟（VDMA）資料及びヒアリング調査結果（2011 年 10 月 6 日）より。

[9] 本プロジェクトのプロジェクトリーダーを務めたフエスト社（Festo）は、知的財産部、法務部を有していたが、それとは別に役員室直轄で模倣品対策を行う「海賊版被害対策室」を 2010 年に新設した。目的は、法的措置で守ることができない困難な模倣品被害に、例えば、技術で対策を遂行することであり、室長と、模倣品対策で学位を取得した室員 1 人で構成されている。

◆開発技術の概要

プロジェクトでは、正規品と模倣品を判別するため、あらかじめ正規品に添付しておくラベル（データマトリックス）の技術を、RFID を利用して開発した。現状バーコードの利用例はあるが不十分と認識し、二次元バーコード、三次元バーコード、ホログラム等の様々な技術を試し、最も模倣されにくい RFID を採用した。RFID は、暗号を送る必要がないオープンマーキングテクノロジーであり、シーメンス社のコントローラを利用した。

上記コントローラを用いて、工作機械の中の交換された部品が正規品でない場合に、そのことを表示するシステムを、フエスト社とデッケル・マホ・ギルデマイスター社が共同で開発した。その表示はオペレータが操作しないと消えず、消すと、オペレータの氏名と時刻と共に機械のログに記録される。そのため、工作機械の修理に技術者が呼ばれた際に、機械ログを確認して非正規品が使われていたことを把握することができるため、サービス契約や機械の保証契約における対応を変えることが可能となる。

開発した技術は、バーデン・ヴュルテンベルク州の 2011 年の「Security Award」で賞を受賞した。

図表 4-4　ドイツ政府が資金援助した研究開発プログラム
「製品模倣に対抗するイノベーション」の中のプロジェクトのうちの一つである
「ProOriginal」で開発された技術

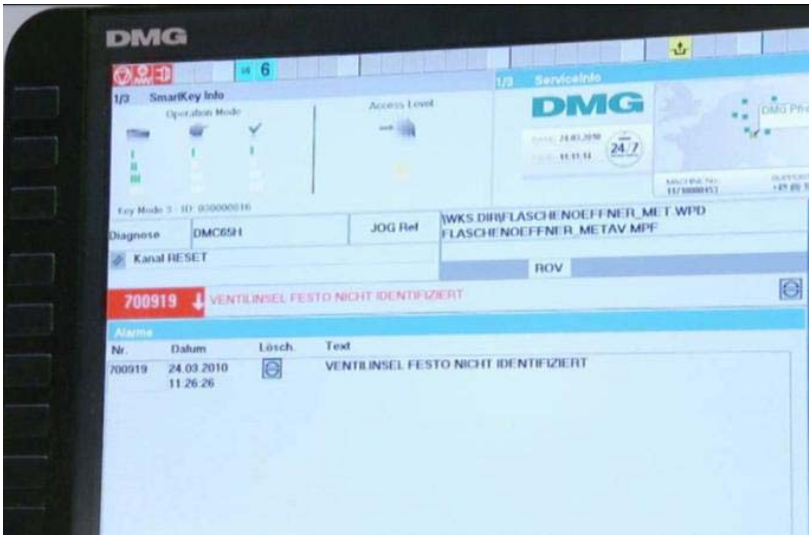

（出所）フエスト社（Festo）資料

◆今後の見込み

プロジェクトを継続するため、プロジェクトメンバーで CAMP という組織（事務局：ダルムシュタット工科大学）を立ち上げて、引き続き事業化に向けて取り組んでいるところである。

現在、ダルムシュタッド工科大学において、本プロジェクトで開発したシステムをデッケル・マホ・ギルデマイスター社の工作機械に取り付けて、きちんと真贋判定できるか試験を進めている段階である。

RFID チップは模倣が極めて難しく、また暗号を送る必要がないため、企業は投資に前向きであり、3～5 年以内には事業化する見込みである。事業化に向けて、機械メーカーの参加を仰ぐと共に、ドイツだけでなく EU 全体の問題として EU の資金援助を受けることも検討している。

③ ProProtect[10]

◆プロジェクトの位置付け・実施体制・期間・予算

10 の産学官共同研究プロジェクトのうちのもう一つとして「ProProtect」を紹介する。

本プロジェクトのリーダーは WIBU Systems 社で、メンバーは GiS 社、FZI（Computer Science Research Center）、ZSK Sewing Machines 社、HOMAG Woordworking Systems 社である。

[10] WIBU Systems 社資料及びヒアリング調査結果（2011 年 10 月 6 日）、ドイツ機械工業連盟（VDMA）資料及びヒアリング調査結果（2011 年 10 月 6 日）より。

本プロジェクトは、「模倣できない製品・プロセスの開発（Piracy safe development of products and processes)」の領域に属するプロジェクトで、2008 年 1 月～2010 年 12 月に実施された。プロジェクト全体の予算額は 335 万 9 千ユーロであり、研究所である FZI に対しては経費の 100%が、他については 50%が補助された。

◆開発技術の概要

本プロジェクトでは、埋め込み型のソフトウェアにより機械や部品を保護する埋め込み型のセキュリティが開発された。具体的には、ソフトウェアの違法コピーを防止するための特殊な機器であるドングルにより、ドングルが接続されたコンピュータでのみ、特定のソフトウェアを使用できるようにする技術である。ドングルは、様々な形状・インターフェースのものが開発されている。

図表 4-5　ドイツ政府が資金援助した研究開発プログラム
「製品模倣に対抗するイノベーション」の中のプロジェクトのうちの一つである
「ProProtect」で開発された技術

(出所)WIBU Systems 資料

これにより、機械をコントロールするソフトウェアを保護するだけでなく、その機械で製造する製品の製品データも（生産量や時間も含めて）ドングル内に安全に保護することにより、例えば指示された以上に生産しようとすると機械を止めることができる。

開発した技術は、バーデン・ヴュルテンベルク州の 2011 年の「Security Award」で最優秀賞を受賞した。

4.1.2 ドイツの機械工業関連の各工業会等による模倣品対策

ドイツ機械工業連盟（VDMA）等、ドイツの機械工業関連の各工業会等による模倣品対策は、昨年度調査以降、新たなものはみられないが、技術による模倣品対策を重視している点が特徴であり、ドイツ機械工業連盟（VDMA）では、昨年度設置したワーキンググループ「Protect-ing.de」において、引き続き積極的に、技術的な模倣品対策手法を提供し、それに対する意識と知識の向上を支援する活動が推進されている。以下、昨年度調査結果を引用する。

ドイツ機械工業連盟（VDMA）は、模倣品対策に対する基本的な考え方として、法的な対策も必要だが、それだけでは不十分であり、併せて技術的措置及び組織的措置を講じていく必要があるとしている。具体的な活動としては、法的な対策として、会員に対してアドバイスを提供する一方、技術的な対策として、ドイツ政府連邦研究教育省 （BMBF）が資金援助した研究開発プログラム「製品模倣に対抗するイノベーション」を遂行している。政治的な活動として、VDMA 会員向けの知的財産権ヘルプデスクを中国に設置し、中国に進出しているドイツ企業を支援している。社会への啓発として、顧客や産業界に対して正規の技術を選択するよう意識啓発する「Pro Original」と称したキャンペーンを展開している。また、ワーキンググループ「Protect-ing.de」において、技術的な模倣品対策手法を提供し、それに対する意識と知識の向上を支援する活動を推進している。

APM（Aktionskreis Gegen Produkt-und Markenpiraterie E.V. ; The German Anti-Counterfeiting Association；商品及び商標の模倣に対抗するドイツ経済活動団体)は、EU の「欧州模倣品・海賊版監視部門（The European Observatory on Counterfeiting and Piracy)」の活動を支援し、税関職員の教育を実施している。また、会員向けに模倣品対策に関する情報を提供しており、模倣防止マニュアルを作成してウェブサイト上で提供している。中堅企業向けには知的財産権教育を実施し、会員企業に、政府・行政・司法との交流の機会を提供している。また、ドイツ各地でポスター掲示を行い、意識啓発のキャンペーンを展開している他、反模倣品活動“Aktion Plagiarius”を後援している。

(1) ドイツ機械工連盟（VDMA）による模倣品対策

① VDMAの模倣品対策に対する基本的な考え方[11]

ドイツ機械工業連盟（VDMA）は、世界の機械工業市場におけるドイツ製品の魅力が、模倣品と知的財産権侵害を引き起こしているとし、それによる被害は、

[11] ドイツ機械工業連盟（VDMA）資料及びヒアリング調査結果（2011 年 10 月 6 日）より。

・売上と収益の喪失、価格の低下

・企業イメージの低下、ブランドの毀損

・クレームの発生、企業の信用の不正利用

・ノウハウの喪失、市場の喪失

など、巨額の経済的な影響を及ぼしていると認識している。

そして、これらの問題に対処し、知的財産権を行使するには、法的な対策も必要だが、それだけでは不十分であるとしている。その理由は、欧州内であれば、法的に解決できるが、国外には法務人材がおらず、法的対策には限界があるためである。一方で、今や企業の市場の大半は国外であることから、現状ほとんど知られておらず実行されていない、技術的措置及び組織的措置を併せて講じていく必要があるとしている。特に、“技術で守る”方法に重点を置いている。

また、最良の対策は、模倣できないものをつくることだとしている。

② VDMAによる模倣品対策[12]

VDMA は、大きく「法的な対策」「技術的な対策」「政治的な活動」「社会への啓発」「ワーキンググループによる活動」の 5 つの活動を遂行している。

◆法的な対策

VDMA 会員に対してアドバイスを提供している。

見本市・展示会に出展し、会場にて法的サービスを提供している。

◆技術的な対策

ドイツ政府連邦研究教育省 （BMBF）が資金援助した研究開発プログラム「製品模倣に対抗するイノベーション」を遂行した（「4.1.1ドイツの政府関係機関による模倣品対策(2)模倣品対策技術開発」を参照)。

◆国際的な活動

VDMA 会員による欧州特許の取得を支援している。

VDMA 会員向けに、知的財産権ヘルプデスクを中国に設置している。

中国に進出しているドイツ企業を支援している。

---

[12] ドイツ機械工業連盟（VDMA）資料及びヒアリング調査結果（2011 年 10 月 6 日）より。

◆社会への啓発

○「Pro Original」と称したキャンペーン

顧客や産業界の意識の向上を目的として、見本市でポスターを掲示し、国内外の市場において正規の技術を選択するよう意識啓発を推進している。また、啓発ビデオを制作してネット上で配信している。

◆ワーキンググループによる活動「protect-ing.de」

○活動の位置付け・実施体制・開始時期

ドイツ機械工業連盟（VDMA）では、連盟内にワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループには、非会員企業（例えば機械メーカー以外）の他、大学、団体等も参加することができ、「protect-ing.de」は、こうしたワーキンググループの一つである。「ing」とは、ドイツ語で「engineering」を意味している。

本ワーキンググループの設立は 2010 年で、会員は模倣品対策技術・ソリューションを販売しているソフトウェア会社やコンサルティング会社等 28 社である。

○活動目的

本ワーキンググループの活動目的は、VDMA の会員企業に対して、技術的な模倣品対策手法を提供し､それに対する意識と知識の向上を支援することである。

提供する技術的な模倣品対策手法は、製品認識、真贋判定、追跡・トレース、埋め込み型のセキュリティ、ノウハウ保護であり、これに伴うコンサルティングやエンジニアリングも実施している。

例えば、本ワーキンググループの会長企業であるWIBU Systems社は、ドイツ政府が資金援助したプロジェクト「ProProtect」（「4.1.1ドイツの政府関係機関による模倣品対策 (2) 模倣品対策技術開発 ③ProProtect」参照）で同社が他社と共同開発した埋め込み型のソフトウェアにより機械や部品を保護する埋め込み型のセキュリティを提供している。

(2) ドイツ機械工業連盟（VDMA）会員各社による模倣品対策

ドイツ機械工業連盟（VDMA）による会員アンケート調査で調査されており、前節で紹介した通りである。

(3) APM（Aktionskreis Gegen Produkt-und Markenpiraterie E.V. ；商品及び商標の模倣に対抗するドイツ経済活動団体）による模倣品対策

① APMの概要[13]

ドイツでは、1997 年に、ドイツ商工会議所（DIHK）が会員企業を対象に行ったアンケート調査を実施したところ、3 分の 2 の企業が製品模倣や商標権侵害を問題と認識しているとの結果が得られたことをきっかけとして、業種を超えて欧州全体さらには国際的に連携しながら本問題に対処するために、1997 年に APM（Aktionskreis Gegen Produkt-und Markenpiraterie E.V.；The German Anti-Counterfeiting Association；商品及び商標の模倣に対抗するドイツ経済活動団体）が設立された。

設立主体は、ドイツ商工会議所（DIHK）、ドイツ産業連盟（BDI）、ドイツブランド協会（Markenverband）の 3 団体であるが、中心となった主体はドイツ商工会議所であり、ベルリンのドイツ商工会議所内に入居しており、会長以外の職員 4 人は商工会議所が雇用している。なお、職員のうち 3 人が弁護士資格を有している。

会員数は 75 社で、自動車、自動車部品、電機、化粧品、製薬・化学、繊維・衣服、金属製品、たばこ等、多様な業種の企業が会員となっている他、TÜV 等の規格認証団体も会員となっている。日系企業も、ホンダとヤマハ発動機が会員となっている。

図表 4-6 APM (Aktionskreis Gegen Produkt-und Markenpiraterie E.V.；The German Anti-Counterfeiting Association；商品及び商標の模倣に対抗するドイツ経済活動団体）の概要

◆設立 1997 年 ◆設立主体 ドイツ商工会議所（DIHK）、ドイツ産業連盟（BDI）、ドイツブランド協会（Markenverband）の 3 団体が共同で設立。中心となった主体はドイツ商工会議所。

[13] APM (Aktionskreis Gegen Produkt-und Markenpiraterie E.V.；The German Anti-Counterfeiting Association；商品及び商標の模倣に対抗するドイツ経済活動団体)資料及びヒアリング調査結果（2011 年 10 月 4 日）より。

◆所在地

ドイツ・ベルリン

ドイツの各種経済団体が入居している建物 Haus der Deutschen Wirtschaft（House of German Economy）内のドイツ商工会議所内に入居

◆常勤職員数

5 人

会長：チェーンソーや園芸用品のメーカーの社長

職員のうち 3 人が弁護士。会長以外の職員は、商工会議所が雇用。

◆会員数

75 社

多様な業種（自動車、自動車部品、電機、化粧品、製薬・化学、繊維・衣服、金属製品、たばこ　等）

規格認証団体（TÜV）も含まれている。

日系企業（ホンダ、ヤマハ発動機も含まれている。）

(出所) APM 提供資料

② APMによる模倣品対策[14]

APM は、大きく「政府に対するアドバイス」「会員への情報提供」「国民意識の向上に向けた取組」の 3 つの活動を遂行している。

◆政府に対するアドバイス

「欧州模倣品・海賊版監視部門（The European Observatory on Counterfeiting and Piracy)」の活動を支援しており、その一環で、税関職員の教育を実施している。(政府も税関職員の教育は実施しているが、APM も実施している。)

◆会員への情報提供

会員向けに模倣品対策に関する情報を提供しており、模倣防止マニュアルを作成してウェブサイト上で提供している。特に、中国に関する情報は充実している。

また、ドイツ経済の強さは中堅企業にあるが、中堅企業は、知的財産権の登録に必ずしも積極的ではないため、中堅企業向けに知的財産権教育を実施している。

その他、会員企業に、政府・行政・司法との交流の機会を提供している。

---

[14] APM (Aktionskreis Gegen Produkt-und Markenpiraterie E.V.；The German Anti-Counterfeiting Association；商品及び商標の模倣に対抗するドイツ経済活動団体)資料及びヒアリング調査結果（2011 年 10 月 4 日）より。反模倣品活動“Aktion Plagiarius”については、JETRO デュッセルドルフセンター「ドイツ・ゾーリンゲンの模倣品博物館概要～“ Innovation v.s. Imitation”～」『欧州知的財産ニュース』2007 年 7～8 月号(Vol.20)より。

◆国民意識の向上に向けた取組

○ポスター掲示、ドイツ国内各地で啓発キャンペーン

アーンスト・ヤングがドイツとオーストリア、オランダ、スイスの一般国民 2,500 人に対して 2008 年に実施したアンケート調査結果によれば、28%が模倣品を“購入する”と回答している。回答者の 39%は 35 歳以下で、そのうち 60%は“模倣品と知りながら購入する”と回答しており、国民意識の向上が必要と認識している。

そこで、展示会やドイツ各地の駅や道路、ショッピングセンター等でポスター掲示を行い、意識啓発のキャンペーンを展開している。展示会では、また、模倣品の探索も行っている。

図表 4-7　APM による啓発キャンペーン・ポスターの例

(出所) APM 提供資料

○反模倣品活動“Aktion Plagiarius”の後援

1977 年にドイツの工業デザイナーのリード・ブッセ (Prof. Rido Busse) 氏が創設した、

毎年、模倣品を表彰する「プラギアリアス賞（Plagiarius Award)」と、それを軸として“Innovation v.s. Imitation”のコンセプトの下に展開している公衆啓蒙、デザイナーへの助言、模倣防止キャンペーン、特許庁・税関とのコンタクト等の反模倣品活動“Aktion Plagiarius”を後援している。

・プラギアリアス賞（Plagiarius Award）

“Plagiarius”とはラテン語で「模倣品」「盗作」を意味する。毎年、展示会「アンビエンテ」（Ambiente）の記者会見において、審査員が選んだ「最も破廉恥な」（the most flagrant）デザイン模倣に対し賞が付与されており、「大賞」受賞者には，ブッセ氏がデザインした黒い体に金色の鼻を持つ醜い小人の人形が授与される。金色の鼻は、「製品模倣による非合法な収入の象徴」とのことである。授賞式には、受賞者は模倣者であるため現れるはずがないため、著名人が「代理受賞」してスピーチを行う。

・模倣品博物館（Museum Plagiarius）

2007 年 4 月にドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州のゾーリンゲン市に、ゾーリンゲン市及び刃物・家庭用品協会（Industrieverband Schneid- und Haushaltswaren e.V.）の財政支援を受けて、模倣品博物館（Plagiarius Museum）が設立された。

館内には，これまでプラギアリアス賞を受賞した模倣品が，そのオリジナル品と共に並列展示されている。

○個別企業が公表したくない問題を一般化して伝える

啓発キャンペーンは、個別の会員企業が社名を明らかにしては公表したくない問題を、一般化して伝える意味もある。

4.2　米国の機械工業における模倣品対策

4.2.1 米国の政府関係機関による模倣品対策

米国通商代表部（USTR）は、毎年、知的財産権の保護とエンフォースメントの状況をレビューするスペシャル 301 条の報告書を発表し、重大な懸念のある国を「優先監視国」として指定している。

また、米国では、「包括的な模倣品・海賊版対策法」（いわゆる「PRO-IP 法」）が 2008 年 10 月に成立し、模倣品・海賊版に係る民事・刑事規定の強化に加え、知的財産権のエンフォースメント強化のため知的財産執行調整官（IPEC）のポストが商務省に設置された。そして、2010 年 6 月には、PRO-IP 法に基づき、政府横断的な「模倣品・海賊版対策に係る共同戦略プラン」を発表し、政府調達における模倣品購入防止に向けた政府横断的なワーキンググループの設置等を含む、33 項目の執行戦略アクションを定めている。また、2011 年 2 月からは、PRO-IP 法において作成が義務付けられた「2010 年版模倣品・海賊版対策に係る年次報告書」が発表され、執行戦略アクションの進捗状況をはじめ、執行当局による取締状況、関係省庁による模倣品対策の取組等が報告されている。

(1) スペシャル 301 条の報告書

米国通商代表部（USTR）は、毎年、知的財産権の保護とエンフォースメントの状況をレビューするスペシャル 301 条の報告書を発表している。

2012 年 4 月に発表された当該報告書では、前年同様、「優先国」（調査・相手国との協議が開始され、協議が不調の場合は対抗措置（制裁）への手続が進められる国）の指定は見送られたが、中国やロシアに対して、引き続き重大な懸念が示されるとともに、新たにウクライナが「優先監視国」に指定された[15]。

2011 年の報告書からは、従来、報告書に含まれていた、インターネットのサイトや実際に存在する模倣品市場のリストを、Out-of-Cycle Review of Notorious Markets と題して、独立した報告書の形式で発表している。同報告書は、2011 年 9 月と 12 月の 2 回公表されており、2011 年 12 月の報告書では、インターネット上のサイト 18 箇所、実在する市場 15 箇所の計 33 市場が掲載されている。

[15] 知的財産権に関して米国通商法における対外制裁を定めたスペシャル 301 条に基づき、優先監視すべき知的財産権保護の不十分な国等を USTR が公表する報告書。「優先国」に特定されると調査・相手国との協議が開始され、協議が不調の場合は対抗措置（制裁）への手続が進められる。現在、「優先国」対象国はなく、その次の「優先監視国」「監視国」及び「スペシャル 306 条監視国」の 3 カテゴリーのみ。「306 条監視国」となると、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務が USTR によって監視される。

図表 4-8　スペシャル 301 条に基づく優先監視国

2011 年優先監視国	2012年優先監視国
中国	中国
ロシア	ロシア
アルジェリア	アルジェリア
アルゼンチン	アルゼンチン
カナダ	カナダ
チリ	チリ
インド	インド
イスラエル	イスラエル
インドネシア	インドネシア
パキスタン	パキスタン
タイ	タイ
ベネズエラ	ベネズエラ
	ウクライナ

(出所) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」(2012 年 6 月)

(2) 包括的な模倣品・海賊版対策法（PRO-IP法）

依然として、模倣品・海賊版被害が深刻な状況であるなか、米国においては、2007 年末から議論されてきた、「包括的な模倣品・海賊版対策法」、いわゆる「PRO-IP 法」が 2008 年 9 月末に米国上下両院を通過し、2008 年 10 月に大統領の署名を経て成立した。

図表 4-9　模倣品・海賊版対策強化法（PRO-IP 法）の概要

1．　民事規定の強化
・ 商標権侵害に対する三倍賠償規定の強化、法定賠償額の引上げ
・ 著作権法に海賊版の輸出禁止を明文化
2．　刑事規定の強化
・ 重傷・死亡事故等をもたらす危険な模倣品の取引を厳罰化
・ 模倣品の輸出、積替禁止を明文化
3．　模倣品・海賊版に対する行政活動の調整及び戦略の策定
・ 知的財産執行調整官（IPEC）ポストを大統領府に設置
・ 同調整官が政府高官による知的財産執行諮問委員会を主催
・ 3 年ごとに模倣品・海賊版対策に関する戦略プランの策定及び年次報告の議会への提出
・ 米国国家知的財産権法執行調整会議（NIPLECC）の廃止
4．　司法省関連

・ 州政府に対するエンフォースメントのための助成金を規定 ・ コンピュータ犯罪・知財セクション及びコンピュータハッキング・知財犯罪部門の強化 ・ 知財犯罪に係る執行活動の年次報告の提出

(出所) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」(2012 年 6 月)

同法により、模倣品・海賊版に係る民事・刑事規定の強化に加え、知的財産権のエンフォースメント強化のため知的財産執行調整官 (IPEC) のポストが商務省に設置され、2009 年 12 月には、初代 IPEC が就任している。

IPEC 等は 2010 年 6 月に、PRO-IP 法に基づき、政府横断的な「模倣品・海賊版対策に係る共同戦略プラン」を発表した。同プランでは、政府調達における模倣品購入防止に向けた政府横断的なワーキンググループ設置等を含む、33 項目の執行戦略アクションを定めている。また、2011 年 2 月に IPEC は、PRO-IP 法において作成が義務付けられた「2010 年版模倣品・海賊版対策に係る年次報告書」を発表した。同報告書は、執行戦略アクションの進捗状況をはじめ、執行当局による取締状況、関係省庁による模倣品対策の取組等について報告している。

4.3　日本政府と独米政府等諸外国政府との共同による模倣品対策

日本政府と独米等諸外国政府との共同で行われている取組としては、まず ACTA (Anti-Counterfeiting Trade Agreement)が挙げられる。ACTA は、日本政府が模倣品・海賊版防止のための法的枠組みを策定する必要性を提唱した、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な枠組みである。

11 カ国が交渉に参加しており、2011 年１０月に日本の外務省において ACTA に関する署名式が開催され、日本をはじめ、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、モロッコの計 8 か国が署名した。また、2012 年 1 月 26 日には、EU 及び EU 加盟国（22 か国）が東京にて署名した。

ACTA は、高いレベルでの国際的な枠組みの構築を目指すもので、1)高い法的規律の形成、2)知的財産権の執行能力の強化、3)国際協力の推進、の３本柱で構成されており、今後加盟国が増えれば知的財産エンフォースメントの強化に向けた役割を果たすことができると期待されている。

しかし、EU については、欧州委員会(European Commission)が ACTA に署名したものの、2012 年 7 月 4 日に欧州議会(European Parliament)がその承認を否決している。

ACTA 以外の取組として、外交関係では、多数国間の取組として ACTA の参加拡大に向けた協議の他、G8、APEC、OECD、WTO（TRIPS 理事会）、WIPO 等での交渉や議論が行われている。また、各国との EPA 交渉を通じて、各 EPA に知的財産章を設け、知的財産ルールの強化に努めることが行われている。

(1) ACTA (Anti-Counterfeiting Trade Agreement)

① ACTAとは[16]

日本政府と独米等諸外国政府との共同で行われている取組としては、まずACTA (Anti-Counterfeiting Trade Agreement)[17]が挙げられる。ACTAとは、2005 年のG8 グレンイーグルズ・サミットで当時の小泉総理が、模倣品・海賊版防止のための法的枠組みを策定する必要性を提唱したもので、日本政府が提唱した知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な枠組みである。

[16] 政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」（2012 年６月）より。

[17] ACTA の日本語名称は、「模倣品・海賊版拡散防止条約」、「模倣した物品の取引の防止に関する協定」「偽造品の取引の防止に関する協定」と変わってきているが、2013 年 3 月時点の仮称は「偽造品の取引の防止に関する協定」である。

2007 年 10 月には、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携をとり、集中的な協議を開始することを、日米欧等で発表した。2008 年 6 月からは条文案をベースとした本格的な議論が開始され、計 11 回に及ぶ交渉会合を経て、2010 年 10 月に大筋合意に至り、2011 年 5 月 1 日に ACTA は署名のために開放され、2011 年１０月に日本の外務省において ACTA に関する署名式が開催され、日本をはじめ、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、モロッコの計 8 か国が署名した。また、2012 年 1 月 26 日には、EU 及び EU 加盟国（22 か国）が東京にて署名した。

現在、関係国と共に早期発効を目指している。

② 交渉参加国[18]

日本、米国、EU、スイス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、メキシコ、モロッコの 11 か国・地域

③ ACTAの内容[19]

本条約は、知的財産権の執行に係る法的規律と、その執行の強化及び国際協力を柱とする、高いレベルでの国際的な枠組みの構築を目指すもので、1)高い法的規律の形成、2)知的財産権の執行能力の強化、3)国際協力の推進、の３本柱で構成されている。

1)高い法的規律の形成

ACTA は、TRIPS 協定の規律を超える「民事上の手続」、「国境措置」、「刑事上の手続」、「デジタル環境における知的財産権の執行」について規定している。例えば「国境措置」では、税関の職権による水際取締りについて、TRIPS 協定では任意規定にとどまっているが、ACTA では税関当局が侵害の疑いのある物品の解放を職権により停止する手続を不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入について義務づけている。

2)知的財産権の執行能力の強化

ACTA には執行実務に関する規定が盛り込まれている。具体的には、ACTA 加盟国は、専門家の育成や知財侵害に関する統計分析等、知的財産権関連法令及び手続に関する情報の公表、知的財産権保護に係る消費者意識の向上等に努めなければならないと規定されている。

---

[18] 16 と同じ。
[19] 16 と同じ。

3)国際協力の推進

ACTA 加盟国は、執行機関間における情報やベストプラクティスの交換に努めなければならず、執行能力が先進国と比べて低い開発途上国の執行機関に対するキャパシティビルディングに努めなければならない。加盟国自身の努力のみならず、他の加盟国からの協力により、ACTA の実効性がさらに高まることが期待されている。

④ ACTAの意義と展望[20]

ACTA の意義は、第一に、加盟国自身の知的財産保護に関する規律が強化される点にある。第二に、加盟国間の協力を通じた執行の体制強化・質の向上も期待できる。第三に、ACTA の内容がエンフォースメントに関する国際的規律の標準モデルとなり、様々な国際協定に取り込まれていくなど、加盟国の範囲を超えて、知的財産エンフォースメントの強化に向けた役割を果たすことも期待できる。

日本政府としては、アジアをはじめとする交渉非参加国に対して協定への参加を働きかけていくことと並行して、二国間や複数国間の EPA に ACTA の規定を盛り込むことを考えている。さらに、交渉非参加国への波及を図る手段としては、我が国と交渉非参加国の間の執行に関する協力を通じて、ACTA の下での経験を交渉非参加国とも共有していくことを考えている。

今後、WTO/TRIPS、WIPO、EPA に加え、国際的な知的財産分野の枠組みを議論・策定するフォーラムとして、ACTA を活用していくことが期待されている。

⑤ ACTAの現状

現状はしかしながら、ACTA の早期発効は不透明な状況となっている。

EUでは、欧州委員会(European Commission)がACTAに署名したものの、2012 年 7 月 4 日に欧州議会(European Parliament)がその承認を否決した[21]。

背景理由としては、ACTA は模倣品・海賊版防止の撲滅を意図したものだが、個人による違法複製物の入手に対する広範な規制やジェネリック薬品の輸入・流通に対する規制強化等、規制が厳しすぎることなどが指摘されており、欧州では 280 万人とも言われる反対署名があったと言われている。

---

[20] 16 と同じ。

[21] European Parliament“European Parliament rejects ACTA”（2012 年 7 月 4 日）＜http://www.europarl.europa.eu/news/en/pressroom/content/20120703IPR48247/html/European-Parliament-rejects-ACTA＞

(2) 日本政府と独米等諸外国政府との共同によるその他の模倣品対策[22]

ACTA 以外にも日本政府と独米等諸外国政府との共同で行われている取組は各種ある。

外交関係では、多数国間の取組として ACTA の参加拡大に向けた協議の他、G8、APEC、OECD、WTO（TRIPS 理事会）、WIPO 等での交渉や議論が行われている。また、各国との EPA 交渉を通じて、各 EPA に知的財産章を設け、知的財産ルールの強化に努めることが行われている。

その他には、啓発のためのセミナーの開催が多く行われており、日米欧と中国の共同で開催されたものの例として、2011 年 6 月に、中国・北京にて開催された「第 2 回商標出願の新たな課題（悪意の出願）に関するセミナー」が挙げられる。中国国家工商行政管理総局、米国特許商標庁（USPTO)、日本の特許庁、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）の共催で開催されたもので、悪意の出願について、「情報提供」、「業務証明」、「早期審査」等をテーマに各国の制度・運用を紹介し、ベスト・プラクティスの検討等が行われた。

[22] 政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」（2012 年 6 月）より。

5　日独の機械工業会の共同活動の枠組み構築に向けた検討

5.1　第１回　日独連携模倣品対策シンポジュームの開催概要

今年度は、まず 6 月に、日本機械工業連合会(JMF)とドイツ機械工業連盟(VDMA)が共同で模倣品対策に取り組むことについて覚書が締結され、本事業が公式の活動として位置づけられた。

そして 11 月に、日独両国からの参加を得てシンポジュームを開催し、日本機械工業連合会の会員を対象に、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が 2006 年から実施している会員アンケート調査と同様のアンケート調査を実施した結果を、ドイツ機械工業連盟(VDMA)の会員アンケート調査結果と比較しながら紹介した。また、両国のこれまでの活動内容に関する情報を共有して、日独による活動戦略・計画の策定に向けて意見交換し、今後の活動の方向性等を検討した。

(1) 日時

2012 年 11 月 19 日（月）13:00～17:45 (受付 12:30 開始)

(2) 会場

機械振興会館　B2 ホール

〒105-0011　東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号

(3) 主催

一般社団法人 日本機械工業連合会

ドイツ機械工業連盟（VDMA）

(4) プログラム

※日英同時通訳が行われた。　（敬称略）

13:00	主催者挨拶 伊藤　源嗣　　一般社団法人 日本機械工業連合会 会長
13:05	日独模倣品被害状況比較～模倣品アンケート調査結果と日独比較結果の発表 上野　裕子　　三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング(株)　主任研究員
13:30	日本政府の取り組みの現状及び今後の課題 松下　達也　　経済産業省 模倣品対策通商室長

14:00	NISSAN の経験　模倣品対策と効果、継続の必要性 海野　貴史 日産自動車(株) ＩＰプロモーション部　担当部長（不正商品対策）
14:30	KOMATSU の経験　模倣品への取り組み 山口　博明　　(株)小松製作所　知的財産部　副部長
15:00	休憩
15:30	WIBU-SYSTEMS　ソフトウェア保護 Mr. Shigeji Kobayashi, President, SUNCARLA Corporation （小林　繁樹　　サンカーラ(株)　代表取締役）
16:00	SICK Corp. 医薬品、自動車部品の取り組み Mr. Mitsuo Kurozumi., Technical Support Manager, SICK K.K. （黒住　光男 ジック(株)　技術サービス部　ｶｽﾀﾏｰｻﾎﾟｰﾄ　システムエンジニア）
16:30	ドイツ機械工業連盟（VDMA）　ドイツでの模倣品対策活動 Mr. Rainer Glatz., Managing Director, VDMA
17:00	パネル・ディスカッション モデレータ：　伊東章雄　(株)ＩＨＩ　技術開発本部　知的財産部 部長 メンバー 松下達也　経済産業省　模倣品対策通商室長 海野貴史 日産自動車(株)　ＩＰプロモーション部　担当部長（不正商品対策） 山口博明　(株)小松製作所　知的財産部　副部長 Mr. Oliver Winzenried, CEO, WIBU-SYSTEMS AG Mr. Mitsuo Kurozumi., Technical Support Manager, SICK K.K. （黒住光男　ジック(株)　技術サービス部　ｶｽﾀﾏｰｻﾎﾟｰﾄ　ｼｽﾃﾑｴﾝｼﾞﾆｱ） Mr. Rainer Glatz., Managing Director, VDMA 上野裕子　三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング(株)　主任研究員
17:30	質疑応答
17:45	終了

※当日のプレゼンテーション資料を巻末に添付する。

5.2　日独の機械工業による共同活動の方向性

本事業は、広範化・複雑化・巧妙化する模倣品被害に対して、日本と同様に機械工業が盛んなドイツとの工業会レベルでの国際連携により先駆的に対応することを目標とし、共同での活動の枠組みの構築や活動内容の検討を行い、模倣品被害低減に向けた活動を行うことを目的としている。この活動は、最終的には、ドイツに限らず、他国の機械工業会とも連携を図っていくことを目指している。

初年度に当たる昨年度は、フェーズ１として、活動の方向性を検討するため、日本とドイツの両工業会で既に行っている模倣品対策活動、政府等の活動について情報収集し、活動戦略・計画の策定に向けて、ドイツ機械工業連盟（VDMA）と情報共有した。

今年度は、まず 6 月に、日本機械工業連合会(JMF)とドイツ機械工業連盟(VDMA)が共同で模倣品対策に取り組むことについて覚書が締結され、本事業が公式の活動として位置づけられた。そして、日独で共通のベースで模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況に関する実態を把握し、意識の共有化を図るため、日本機械工業連合会の会員を対象に、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が 2006 年から実施している会員アンケート調査と同様のアンケート調査を実施し、日独比較を実施した。また、日独両国からの参加を得てシンポジュームを開催し、アンケート調査結果を発表すると共に、両国のこれまでの活動内容に関する情報を共有して、日独による活動戦略・計画の策定に向けて意見交換し、今後の活動の方向性等を検討した。

日独の機械工業会による今後の共同の模倣品対策としては、次のような活動が考えられる。

①機械工業における模倣品被害の状況と模倣品対策の実行状況に関するアンケート調査の継続

②日独の機械工業会の共同活動に関する意見交換の継続

③模倣に対抗する技術開発の検討

④二国間・多国間の経済連携協定への模倣品対策条項の設置の働きかけ

本事業は、広範化・複雑化・巧妙化する模倣品被害に対して、日本と同様に機械工業が盛んなドイツとの工業会レベルでの国際連携により先駆的に対応することを目標とし、共同での活動の枠組みの構築や活動内容の検討を行い、模倣品被害低減に向けた活動を行うことを目的としている。この活動は、最終的には、ドイツに限らず、他国の機械工業会とも連携を図っていくことを目指している。

初年度に当たる昨年度は、フェーズ1として、活動の方向性を検討するため、日本とドイツの両工業会で既に行っている模倣品対策活動、政府等の活動について情報収集し、「ドイツ機械工業連盟(VDMA)・日本機械工業連合会(JMF)模倣品対策合同会議」を 2 回開催して、これらの情報を共有した。また、ドイツ機械工業連盟（VDMA）が 2006 年から実施している会員アンケート調査と同様の調査を、次年度に日本機械工業連合会の会員対象に行い、日独で調査結果を比較するために、日本の機械工業の状況や日本機械工業連合会の希望等に即してアンケート調査設問や選択肢を調整する、詳細な検討を合同で実施した。

今年度は、まず 6 月に、日本機械工業連合会(JMF)とドイツ機械工業連盟(VDMA)が共同で模倣品対策に取り組むことについて覚書が締結され、本事業が公式の活動として位置づけられた。そして、日独で共通のベースで模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況に関する実態を把握し、意識の共有化を図るため、日本機械工業連合会の会員を対象に、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が 2006 年から実施している会員アンケート調査と同様のアンケート調査を実施し、日独比較を実施した。また、日独両国からの参加を得てシンポジュームを開催し、アンケート調査結果を発表すると共に、両国のこれまでの活動内容に関する情報を共有して、日独による活動戦略・計画の策定に向けて意見交換し、今後の活動の方向性等を検討した。

日独の機械工業会による今後の共同の模倣品対策としては、次のような活動が考えられる。

① 機械工業における模倣品被害の状況と模倣品対策の実行状況に関するアンケート調査の継続

ドイツ機械工業連盟（VDMA）では、2 年に 1 回、会員アンケート調査を実施している。日本機械工業連合会においても、来年度以降も会員に対するアンケート調査を継続し、日独で共通のベースで模倣品被害の状況や模倣品対策の実行状況に関する実態を継続的に把握することが必要である。

② 日独の機械工業会の共同活動に関する意見交換の継続

日独による共同の模倣品対策活動の戦略・計画の策定に向けて意見交換を継続し、今後の活動内容を検討するため、昨年度開催した「ドイツ機械工業連盟(VDMA)・日本機械工業連合会(JMF)模倣品対策合同会議」を来年度、開催する。そして、日独連携による模倣品対策の今後の活動計画を作成し、シンポジュームの開催の可能性も含めて、日独合同での模倣品対策を引き続き推進していく。

③模倣に対抗する技術開発の検討

模倣品対策は、日本では法的な対策が中心であり、企業内でも知的財産部や法務部が担当しているのが普通であるが、ドイツでは、法的な対策だけでは不十分と捉えられており、技術的な対策も重視されている。知的財産部や法務部とは別に、模倣品対策の担当部署が置かれている企業もあり、政府が助成して、模倣品対策技術の開発を目指した産学官共同研究プロジェクト（予算総額は約 2,871 万ユーロ）も行われた。

優れた技術力を有する日本としても、今後は、法的対策だけではなく、技術による模倣品防止等のための対策も重視していく必要がある。

そこで、日本の企業では、現状、技術的な模倣品対策がどのくらい取り組まれているのか、ヒアリング調査によってさらに詳細に把握し、どのような技術的な模倣品対策であれば開発可能性や活用ニーズがあるのか等を検討する。産学官連携等による国家プロジェクトとする可能性も検討する。

④二国間・多国間の経済連携協定への模倣品対策条項の設置の働きかけ

日本政府が模倣品・海賊版防止のために提唱した知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な枠組みである ACTA (Anti-Counterfeiting Trade Agreement)は、欧州議会(European Parliament)がその承認を否決したことから、その実効性が低下していると言わざるを得ない。

そこで、諸外国において知的財産ルールの執行が強化されるよう、工業会としても、TPP 等の多国間の経済連携協定や二国間の経済連携協定（EPA）等に、模倣品対策に係る条項を設けることを政府に働きかけていくことが重要である。

参　考　資　料　１

機械工業における模倣品被害状況と対策実施状況把握のためのアンケート
調査票

機械工業における模倣品被害状況と対策実施状況把握のためのアンケート

2012年9月

一般社団法人　日本機械工業連合会
常務理事　石坂　清

謹啓　時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は弊会の活動に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊会では、昨年度より、模倣品対策調査研究専門部会を設置し、ドイツ機械工業連盟(VDMA)と共同で模倣品被害低減に向けた活動を行うための取り組みを開始しています。

知的財産の侵害は、中国をはじめとした途上国を中心に世界中で依然として発生しており、近年は、模倣品が製造国から世界各国へ輸出されて被害地域が広域化しているとともに模倣の手口が巧妙化・悪質化しています。模倣品対策には、日本政府も産業界も、かねてより取り組んでいますが、日本単独での取り組みの効果には限界があり、同様に被害を被っている複数の国が共同で改善要請を行う意義は大きいと考えられます。

そこで、弊会では、日本と同様に機械工業が盛んなドイツとの工業会レベルでの国際連携により、広範化・複雑化・巧妙化する模倣品被害に対して対応していくことと致しました。昨年度は、活動の方向性を検討するため、日本とドイツの両工業会で既に行っている模倣品対策活動、政府等の活動について情報収集し、「ドイツ機械工業連盟(VDMA)・日本機械工業連合会(JMF)模倣品対策合同会議」を開催して、これらの情報を共有しました。そして、今年6月11日には両会で覚書を締結しました。

今年度は、日独共通のベースで模倣品被害の状況や模倣品対策の実施状況に関する実態を把握し、日独で意識の共有化を図るため、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が2006年から実施している会員アンケート調査と同様のアンケート調査を弊会会員企業に対して実施することといたしました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、何卒主旨を御理解の上、調査への御協力を賜りますようお願い申し上げます。御回答は、統計的に処理され、個別の御回答が個社名の分かる形で公表されることはございません。

なお、本調査は、三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社に委託しておこなっております。御回答は、同社宛の返信用封筒（切手不要）にて**９月２８日（金）まで**に御返送くださいますよう、お願いいたします。

謹白

【お問い合せ先】

一般社団法人　日本機械工業連合会
業務部（担当：坂本、高橋）
〒105-0011　東京都港区芝公園３－５－８　機械振興会館
電話 03-3434-5382　　ＦＡＸ 03-3434-6698　　E-Mail　kikaku@jmf.or.jp

【アンケート返送先・お問い合せ先】

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング(株)　http://www.murc.jp
政策研究事業本部　経済・社会政策部（担当：上野）
〒105-8501　東京都港区虎ノ門5-11-2　オランダヒルズ森タワー
電話 03-6733-1021　　ＦＡＸ 03-6733-1028　　E-Mail　chizai@murc.jp

《ご記入いただく個人情報の取扱について》
三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング(株)

本アンケートは、一般社団法人日本機械工業連合会の法人会員および団体会員の会員企業にお渡ししています。皆様の個人情報は、三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング(株)のWebページに掲載致しております「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」<ご参考　http://www.murc.jp/profile/privacy.html>に従い適切に取り扱います。

【利用目的】ご記入いただいた個人情報は、追加のお問い合せ及び今後の情報提供のために利用させていただきます。また、一般社団法人日本機械工業連合会に提供し、今後の情報提供等に利用させていただきます。

【預託】ご記入いただいた個人情報は、集計・発送作業等のために預託することがございます。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。

【お問い合せ先】ご記入いただいた個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、記載の弊社「お問い合せ先」までご連絡ください。

本アンケート調査票は、一般社団法人 日本機械工業連合会の法人会員全社および当会が選定した団体会員の事務局を通じ、事務局が選定した会員企業にお渡ししています。

貴社が複数の団体に加盟されている場合、重複してアンケート調査票が届く場合がありますが、本調査は、製品・事業ごとにご回答いただくことを基本としているため、一つの企業から複数のご回答をいただいてまったく問題ございません。

なお、調査票は、当会ウェブサイト＜http://www.jmf.or.jp/japanese/＞のトップページ「日機連からのお知らせ」にも掲載しております。返信用封筒（切手不要）を同封しておりますが、ウェブサイトからファイルをダウンロードいただき、ご入力の上、メールやFAXでご返送いただいても構いません。

機械工業における模倣品被害状況と対策実施状況把握のためのアンケート

■本調査は、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が2006年から実施している会員アンケート調査との日独比較を行うため、ドイツ機械工業連盟の会員アンケート調査と基本的に同様の内容となっています。
■本調査では、「模倣品」を次のいずれかに当てはまるものとします。
〇特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を侵害しているもの
〇知的財産権の侵害の有無にかかわらず、正規品と同等と誤認させて正規品の信用を毀損させる形態模倣品

問１．貴社は模倣品（定義は上述をご参照）被害を直近の年度中に受けましたか。最も当てはまるもの１つに〇を付けてください。

1. 受けた　→問２．にお進み下さい
2. 受けていない　→問１０．にお進み下さい

問２．問１．で「1. ある」と回答した方にお伺いします。模倣品による損失額はおおよそどのくらいですか。模倣品被害を受けた製品・事業の名称をご記入いただき、製品・事業ごとに、下記の回答選択肢から最も当てはまるもの１つの番号を記入してください。

＊貴殿が把握されている製品・事業について、ご回答いただければ結構です。もし貴社全体について把握されている場合は、貴社全体についてもご回答ください。
＊「模倣品による損失額」は、模倣品による売上損失に、イメージの毀損、いわれのないクレーム、製品の信頼性の毀損などによる損害を可能な範囲で加えた損失額とし、直近の年間売上高に対する割合でお答えください。

〔回答選択肢〕

1. 2%以下
2. 2%超～5%以下
3. 5%超～10%以下
4. 10%超～20%以下
5. 20%超（具体的に：　　%）
6. 分からない

〔記入欄〕

	製品・事業名 （自由記入）	産業分類 （別添参照）	回答選択肢 （損失額/年間売上高）
記入例	航空機エンジン部品	3149	4

貴社全体		

＊製品・事業を上記にご記入いただくとともに、別添の〔日本標準産業分類〕から、各製品・事業が該当する産業分類の番号を、お分かりになる範囲で記入してください（大分類・中分類・小分類のいずれでご記入いただいても構いません。また、複数の番号を記入いただいても構いません。）

※本調査では、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が2006年から実施している会員アンケート調査との日独比較のため、特に、“完成品の消費財（自動車、家電等)”以外の機械製品、及び部品・材料等における模倣品被害の状況と対策の実施状況を把握したいと考えております。
従って、以下の問３．～問１３．では、問２．でご回答いただいた製品・事業のうち、可能な範囲で“完成品の消費財（自動車、家電等)”以外の機械製品、及び部品・材料等（部品・材料等については自動車や家電の部品・材料等も含む）について、ご回答ください。

問３．過去２年間で模倣品による被害や脅威は増えていると思いますか。最も当てはまるもの１つに〇を付けてください。

1. 増えていると思う　　2. 減っていると思う　　3. 変わっていないと思う

問４．貴社では、何において模倣品被害を受けましたか。当てはまるものにいくつでも〇を付けてください。

1. 機械全体
2. 外観／製品設計
3. コンポーネント（販売時に機械の一部として組み込まれている部分品/部品及びソフトウェア）
4. マニュアル、取扱説明書
5. スペアパーツ（交換用の部分品/部品及びソフトウェア）
6. 包装・梱包資材

問５．模倣品被害を受けた際、貴社のどのような権利が侵害されましたか。当てはまるものにいくつでも〇を付けてください。

1. 特許権
2. 実用新案権
3. 意匠権
4. 商標権
5. その他の権利（例えば著作権）
6. 権利侵害はないが不当な複製（知的財産権の侵害は無いが、正規品と同等と誤認させて正規品の信用を毀損させる形態模倣）

問６．模倣品をどのようにして発見しましたか。当てはまるものにいくつでも〇を付けてください。

1. 独自の市場調査
2. 顧客からの情報
3. クレーム／安全性欠陥
4. 見本市で発見
5. （顧客以外の）第三者からの指摘
6. インターネットで
7. 売上が減少して
8. その他（具体的に：　　）

問７．模倣品を発見した後、どのような対策を講じましたか。当てはまるものにいくつでも〇を付けてください。

1. 訴訟
2. 訴訟以外の対策(相手へ警告、行政手続等)
3. 税関への水際での差し止め請求
4. 強制ライセンス又は協力合意の締結
5. その他(具体的に:　　)
6. 何も対策は講じなかった

問８．模倣品はどこの国で製造されていましたか。当てはまるものにいくつでも○を付けてください。（地域名・国名のいずれをいくつ選択いただいても構いません。）

1. **欧州**
2. ドイツ
3. フランス
4. ギリシャ
5. 英国
6. イタリア
7. イスラエル
8. オランダ
9. オーストリア
10. ポーランド
11. ルーマニア
12. ロシア
13. スウェーデン
14. スロベニア
15. スペイン
16. トルコ
17. ウクライナ
18. その他欧州（具体的に　　）
19. **アジア**
20. 中国
21. インド
22. インドネシア
23. 韓国
24. シンガポール
25. 台湾
26. タイ
27. 日本
28. その他アジア（具体的に　　）
29. **オーストラリア**
30. **ブラジル**
31. **メキシコ**
32. **米国**
33. **中東**
34. **アフリカ**
35. **その他（具体的に　　）**

問９．模倣品はどこの国で流通していましたか。当てはまるものにいくつでも○を付けてください。（地域名・国名のいずれをいくつ選択いただいても構いません。）

1. **欧州**
2. ドイツ
3. フランス
4. ギリシャ
5. 英国
6. イタリア
7. イスラエル
8. オランダ
9. オーストリア
10. ポーランド
11. ルーマニア
12. ロシア
13. スウェーデン
14. スロベニア
15. スペイン
16. トルコ
17. ウクライナ
18. その他欧州（具体的に　　）
19. **アジア**
20. 中国
21. インド
22. インドネシア
23. 韓国
24. シンガポール
25. 台湾
26. タイ
27. 日本
28. その他アジア（具体的に　　）
29. **オーストラリア**
30. **ブラジル**
31. **メキシコ**
32. **米国**
33. **中東**
34. **アフリカ**
35. **その他（具体的に　　）**

※ここからは、全ての方にお伺いしますが、本調査では、ドイツ機械工業連盟(VDMA)が2006年から実施している会員アンケート調査との日独比較のため、特に、“完成品の消費財（自動車、家電等)”以外の機械製品､及び部品･材料等における模倣品対策の実施状況を把握したいと考えております。従って、以下の問１０．～問１３．では、可能な範囲で構いませんので、“完成品の消費財（自動車、家電等)”以外の機械製品、及び部品・材料等（部品・材料等については自動車や家電の部品・材料等も含む）について、ご回答ください。

問１０．貴社では、模倣品被害を防ぐために、どのような対策を講じていますか。当てはまるものにいくつでも○を付けてください。

1. 知的財産権の登録
2. 厳重な流通管理
3. 提携相手の慎重な選択
4. 技術的な模倣防止策（問１１付問(1)参照）
5. 機密情報管理及び(機密情報開示時の)秘密保持契約によるノウハウ保護
6. 広報活動
7. その他（具体的に：　　）

問１１．貴社は技術的な模倣防止策を講じていますか。最も当てはまるもの１つに○を付けてください。

1. 講じている　→問１１付問(１)　にお進み下さい
2. 講じていない　→問１１付問(２)　にお進み下さい

問１１付問(1)　問１１．で「1. 講じている」と回答した方にお伺いします。どのような技術的な模倣防止策を講じていますか。当てはまるものにいくつでも○を付けてください。

1. 製品識別標識（ホログラム、バーコード等）
2. 追跡(トラック)及びトレース（各製品に固有の識別標識を付与した上で製品を個体レベルで追跡し流通を管理すること）
3. 埋め込み型のセキュリティ（埋め込み型のソフトウェアやハードウェアにより機械や部品を保護すること。例えば暗号化した管理ソフトを用いることでリバースエンジニアリングを防ぐことや、ドングル（ソフトウェアの違法コピーを防止するための特殊な機器。この機器が接続されたコンピュータでのみ、特定のソフトウェアを使用できるようになる）を用いることで管理ソフトのみならず生産量や生産時間等の生産データも保護すること）
4. 設計上の対策（模倣されにくい設計にすることや、標準品や規格品でない部品を用いることで市場での入手を困難にして模倣を防ぐこと）
5. ITを用いたノウハウ保護（設計図や価格積算、生産プロセス情報等の生産関連ノウハウを、ITを用いて保護すること）
6. その他（具体的に：　　）

問１１付問(2)　問１１．で「2. 講じていない」と回答した方にお伺いします。なぜ技術的な模倣防止策を講じていないのですか。当てはまるものにいくつでも○を付けてください。

1. 適切な対策を知らないから
2. 当社に適さないから
3. 費用が高いから
4. その他（具体的に：　　）

問１２．貴社は技術的な模倣防止策を独自に、または他者と共同で開発していますか。最も当てはまるもの１つに○を付けてください。

1. 当社独自に開発している
2. パートナーと共に開発している
3. 開発していないが計画中である
4. 開発しておらず今後の計画もない

問１３．模倣品対策にかけている費用はおおよそどのくらいですか。製品・事業の名称をご記入いただき、製品・事業ごとに下記の回答選択肢から最も当てはまるもの１つの番号を記入してください。

＊貴殿が把握されている製品・事業について、ご回答いただければ結構です。もし貴社全体について把握されている場合は、貴社全体についてもご回答ください。

＊「模倣品対策にかけている費用」は、模倣品被害を防ぐための法的・技術的対策のための費用、人件費、研究開発費など模倣品対策のための費用とし、直近の年間売上高に対する割合でお答えください。

〔回答選択肢〕

1. 0.005%以下
2. 0.005%超～0.01%以下
3. 0.01%超～0.05%以下
4. 0.05%超～0.1%以下
5. 0.1%超～0.5%以下
6. 0.5%超～1%以下
7. 1%超～2%以下
8. 2%超～5%以下
9. 5%超（具体的に：　　%）
10. 分からない

〔記入欄〕

	製品・事業名 （自由記入）	産業分類 （別添参照）	回答選択肢 （対策費/年間売上高）
記入例	業務用エアコン	2535	4

	貴社全体		

＊製品・事業を上記にご記入いただくとともに、別添の〔日本標準産業分類〕から、各製品・事業が該当する産業分類の番号を、お分かりになる範囲で記入してください（大分類・中分類・小分類のいずれでご記入いただいても構いません。また、複数の番号を記入いただいても構いません。）

問１４．貴社全体についてお尋ねします。貴社では、模倣品や技術保護には誰が対応していますか。当てはまるものにいくつでも〇を付けてください。

1. 経営陣／取締役会／執行役員
2. 販売／マーケティング部門
3. 法務／特許部門
4. 設計／開発部門
5. その他（具体的に：　　）

問１５．模倣品被害の状況や模倣品対策の実施状況について、また今後日独で取り組んでいく模倣品対策活動について、ご意見・ご提案など自由にご記入ください。

問１６．貴社の従業員数について、いずれか１つに〇を付けてください。

1. 250人以下
2. 251～500人
3. 501～1000人
4. 1001人～5000人
5. 5001人～1万人
6. 1万人超

問１７．お差支えなければ、貴社名とご回答者の御所属部署名をご記入ください。

貴社名	
御所属部署名	

問１８．【最後に】よろしければ、ご回答者についてご記入ください。

＊ご記入いただく個人情報は、別記している取り扱い方針に従って適切に取り扱います。

ご回答者氏名	
御所属・御役職	
住所	〒 都道府県
電話番号	
E-mail	

ご回答いただき誠にありがとうございました。

今一度ご回答をご確認の上、**９月２８日（金）まで**に返信用封筒（切手不要）にてご返送ください。

〔日本標準産業分類〕＜http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3-1.htm#e＞

21　窯業・土石製品製造業

22　鉄鋼業

220　管理，補助的経済活動を行う事業所（22鉄鋼業）
2200　主として管理事務を行う本社等
2209　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
221　製鉄業
2211　高炉による製鉄業
2212　高炉によらない製鉄業
2213　フェロアロイ製造業
222　製鋼・製鋼圧延業
2221　製鋼・製鋼圧延業
223　製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
2231　熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）
2232　冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）
2233　冷間ロール成型形鋼製造業
2234　鋼管製造業
2235　伸鉄業
2236　磨棒鋼製造業
2237　引抜鋼管製造業
2238　伸線業
2239　その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
224　表面処理鋼材製造業
2241　亜鉛鉄板製造業
2249　その他の表面処理鋼材製造業
225　鉄素形材製造業
2251　銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）
2252　可鍛鋳鉄製造業
2253　鋳鋼製造業
2254　鍛工品製造業
2255　鍛鋼製造業
229　その他の鉄鋼業
2291　鉄鋼シャースリット業
2292　鉄スクラップ加工処理業
2293　鋳鉄管製造業
2299　他に分類されない鉄鋼業

23　非鉄金属製造業

230　管理，補助的経済活動を行う事業所（23非鉄金属製造業）
2300　主として管理事務を行う本社等
2309　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
231　非鉄金属第１次製錬・精製業
2311　銅第１次製錬・精製業
2312　亜鉛第１次製錬・精製業
2319　その他の非鉄金属第１次製錬・精製業
232　非鉄金属第２次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
2321　鉛第２次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）
2322　アルミニウム第２次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）
2329　その他の非鉄金属第２次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
233　非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）
2331　伸銅品製造業
2332　アルミニウム・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）

2339　その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）
234　電線・ケーブル製造業
2341　電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
2342　光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）
235　非鉄金属素形材製造業
2351　銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）
2352　非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）
2353　アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
2354　非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）
2355　非鉄金属鍛造品製造業
239　その他の非鉄金属製造業
2391　核燃料製造業
2399　他に分類されない非鉄金属製造業

24　金属製品製造業

240　管理，補助的経済活動を行う事業所（24金属製品製造業）
2400　主として管理事務を行う本社等
2409　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
241　ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
2411　ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
242　洋食器・刃物・手道具・金物類製造業
2421　洋食器製造業
2422　機械刃物製造業
2423　利器工匠具・手道具製造業（やすり，のこぎり，食卓用刃物を除く）
2424　作業工具製造業
2425　手引のこぎり・のこ刃製造業
2426　農業用器具製造業（農業用機械を除く）
2429　その他の金物類製造業
243　暖房装置・配管工事用附属品製造業
2431　配管工事用附属品製造業（バルブ，コックを除く）
2432　ガス機器・石油機器製造業
2433　温風・温水暖房装置製造業
2439　その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具，ガス機器，石油機器を除く）
244　建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）
2441　鉄骨製造業
2442　建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
2443　金属製サッシ・ドア製造業
2444　鉄骨系プレハブ住宅製造業
2445　建築用金属製品製造業（サッシ，ドア，建築用金物を除く）
2446　製缶板金業
245　金属素形材製品製造業
2451　アルミニウム・同合金プレス製品製造業
2452　金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）
2453　粉末や金製品製造業
246　金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く）
2461　金属製品塗装業
2462　溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2463　金属彫刻業
2464　電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465　金属熱処理業
2469　その他の金属表面処理業
247　金属線製品製造業（ねじ類を除く）

2471　くぎ製造業
2479　その他の金属線製品製造業
248　ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2481　ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
249　その他の金属製品製造業
2491　金庫製造業
2492　金属製スプリング製造業
2499　他に分類されない金属製品製造業

25　はん用機械器具製造業

250　管理，補助的経済活動を行う事業所（25はん用機械器具製造業）
2500　主として管理事務を行う本社等
2509　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
251　ボイラ・原動機製造業
2511　ボイラ製造業
2512　蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）
2513　はん用内燃機関製造業
2519　その他の原動機製造業
252　ポンプ・圧縮機器製造業
2521　ポンプ・同装置製造業
2522　空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
2523　油圧・空圧機器製造業
253　一般産業用機械・装置製造業
2531　動力伝導装置製造業（玉軸受，ころ軸受を除く）
2532　エレベータ・エスカレータ製造業
2533　物流運搬設備製造業
2534　工業窯炉製造業
2535　冷凍機・温湿調整装置製造業
259　その他のはん用機械・同部分品製造業
2591　消火器具・消火装置製造業
2592　弁・同附属品製造業
2593　パイプ加工・パイプ附属品加工業
2594　玉軸受・ころ軸受製造業
2595　ピストンリング製造業
2596　他に分類されないはん用機械・装置製造業
2599　各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）

26　生産用機械器具製造業

260　管理，補助的経済活動を行う事業所（26生産用機械器具製造業）
2600　主として管理事務を行う本社等
2609　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
261　農業用機械製造業（農業用器具を除く）
2611　農業用機械製造業（農業用器具を除く）
262　建設機械・鉱山機械製造業
2621　建設機械・鉱山機械製造業
263　繊維機械製造業
2631　化学繊維機械・紡績機械製造業
2632　製織機械・編組機械製造業
2633　染色整理仕上機械製造業
2634　繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
2635　縫製機械製造業
264　生活関連産業用機械製造業

2641　食品機械・同装置製造業
2642　木材加工機械製造業
2643　パルプ装置・製紙機械製造業
2644　印刷・製本・紙工機械製造業
2645　包装・荷造機械製造業
265　基礎素材産業用機械製造業
2651　鋳造装置製造業
2652　化学機械・同装置製造業
2653　プラスチック加工機械・同附属装置製造業
266　金属加工機械製造業
2661　金属工作機械製造業
2662　金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）
2663　金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具，金型を除く）
2664　機械工具製造業（粉末や金業を除く）
267　半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
2671　半導体製造装置製造業
2672　フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
269　その他の生産用機械・同部分品製造業
2691　金属用金型・同部分品・附属品製造業
2692　非金属用金型・同部分品・附属品製造業
2693　真空装置・真空機器製造業
2694　ロボット製造業
2699　他に分類されない生産用機械・同部分品製造業

27　業務用機械器具製造業

270　管理，補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）
2700　主として管理事務を行う本社等
2709　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
271　事務用機械器具製造業
2711　複写機製造業
2719　その他の事務用機械器具製造業
272　サービス用・娯楽用機械器具製造業
2721　サービス用機械器具製造業
2722　娯楽用機械製造業
2723　自動販売機製造業
2729　その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業
273　計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
2731　体積計製造業
2732　はかり製造業
2733　圧力計・流量計・液面計等製造業
2734　精密測定器製造業
2735　分析機器製造業
2736　試験機製造業
2737　測量機械器具製造業
2738　理化学機械器具製造業
2739　その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
274　医療用機械器具・医療用品製造業
2741　医療用機械器具製造業
2742　歯科用機械器具製造業
2743　医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）
2744　歯科材料製造業
275　光学機械器具・レンズ製造業

2751　顕微鏡・望遠鏡等製造業
2752　写真機・映画用機械・同附属品製造業
2753　光学機械用レンズ・プリズム製造業
276　武器製造業
2761　武器製造業

28　電子部品・デバイス・電子回路製造業

280　管理，補助的経済活動を行う事業所（28電子部品・デバイス・電子回路製造業）
2800　主として管理事務を行う本社等
2809　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
281　電子デバイス製造業
2811　電子管製造業
2812　光電変換素子製造業
2813　半導体素子製造業（光電変換素子を除く）
2814　集積回路製造業
2815　液晶パネル・フラットパネル製造業
282　電子部品製造業
2821　抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
2822　音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
2823　コネクタ・スイッチ・リレー製造業
283　記録メディア製造業
2831　半導体メモリメディア製造業
2832　光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業
284　電子回路製造業
2841　電子回路基板製造業
2842　電子回路実装基板製造業
285　ユニット部品製造業
2851　電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業
2859　その他のユニット部品製造業
289　その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
2899　その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

29　電気機械器具製造業

290　管理，補助的経済活動を行う事業所（29電気機械器具製造業）
2900　主として管理事務を行う本社等
2909　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
291　発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
2911　発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業
2912　変圧器類製造業（電子機器用を除く）
2913　電力開閉装置製造業
2914　配電盤・電力制御装置製造業
2915　配線器具・配線附属品製造業
292　産業用電気機械器具製造業
2921　電気溶接機製造業
2922　内燃機関電装品製造業
2929　その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）
293　民生用電気機械器具製造業
2931　ちゅう房機器製造業
2932　空調・住宅関連機器製造業
2933　衣料衛生関連機器製造業
2939　その他の民生用電気機械器具製造業
294　電球・電気照明器具製造業

2941　電球製造業
2942　電気照明器具製造業
295　電池製造業
2951　蓄電池製造業
2952　一次電池（乾電池，湿電池）製造業
296　電子応用装置製造業
2961　Ｘ線装置製造業
2962　医療用電子応用装置製造業
2969　その他の電子応用装置製造業
297　電気計測器製造業
2971　電気計測器製造業（別掲を除く）
2972　工業計器製造業
2973　医療用計測器製造業
299　その他の電気機械器具製造業
2999　その他の電気機械器具製造業

30　情報通信機械器具製造業
300　管理，補助的経済活動を行う事業所（30情報通信機械器具製造業）
3000　主として管理事務を行う本社等
3009　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
301　通信機械器具・同関連機械器具製造業
3011　有線通信機械器具製造業
3012　携帯電話機・ＰＨＳ電話機製造業
3013　無線通信機械器具製造業
3014　ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
3015　交通信号保安装置製造業
3019　その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
302　映像・音響機械器具製造業
3021　ビデオ機器製造業
3022　デジタルカメラ製造業
3023　電気音響機械器具製造業
303　電子計算機・同附属装置製造業
3031　電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）
3032　パーソナルコンピュータ製造業
3033　外部記憶装置製造業
3034　印刷装置製造業
3035　表示装置製造業
3039　その他の附属装置製造業

31　輸送用機械器具製造業
310　管理，補助的経済活動を行う事業所（31輸送用機械器具製造業）
3100　主として管理事務を行う本社等
3109　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
311　自動車・同附属品製造業
3111　自動車製造業（二輪自動車を含む）
3112　自動車車体・附随車製造業
3113　自動車部分品・附属品製造業
312　鉄道車両・同部分品製造業
3121　鉄道車両製造業
3122　鉄道車両用部分品製造業
313　船舶製造・修理業，舶用機関製造業
3131　船舶製造・修理業

3132　船体ブロック製造業
3133　舟艇製造・修理業
3134　舶用機関製造業
314　航空機・同附属品製造業
3141　航空機製造業
3142　航空機用原動機製造業
3149　その他の航空機部分品・補助装置製造業
315　産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
3151　フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
3159　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
319　その他の輸送用機械器具製造業
3191　自転車・同部分品製造業
3199　他に分類されない輸送用機械器具製造業

32　その他の製造業

320　管理，補助的経済活動を行う事業所（32その他の製造業）
321　貴金属・宝石製品製造業
322　装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）
323　時計・同部分品製造業
324　楽器製造業
325　がん具・運動用具製造業
326　ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
327　漆器製造業
328　畳等生活雑貨製品製造業
329　他に分類されない製造業
3291　煙火製造業
3292　看板・標識機製造業
3293　パレット製造業
3294　モデル・模型製造業
3295　工業用模型製造業
3296　情報記録物製造業（新聞，書籍等の印刷物を除く）
3297　眼鏡製造業（枠を含む）
3299　他に分類されないその他の製造業

参　考　資　料　２

第１回　日独連携模倣品対策シンポジューム　プレゼンテーション資料

日本における模倣品被害と対策の現状

2012年11月

経済産業省模倣品対策室長
松下達也

1．日本企業の模倣品被害の状況

模倣品・海賊版による被害の動向

◆ 模倣被害社数は、2009年度をピーク（1,059社）に、2010年度は減少しました。

模倣被害率（模倣被害社数／総回答企業数）も、21.9%で前年度被害率から2.7%減少しております。

模倣被害社数及び模倣被害率の推移（2001～2010年度）

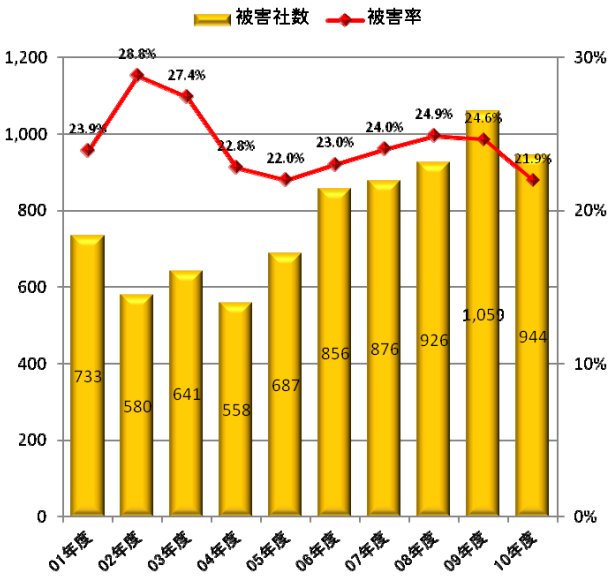

（出所）特許庁「2011年度模倣被害調査報告書」

国・地域別の模倣被害状況

◆ 海外における被害動向をみると、依然、中国での被害が多く、韓国、台湾での被害がそれに続きます。

国・地域別の模倣被害者率

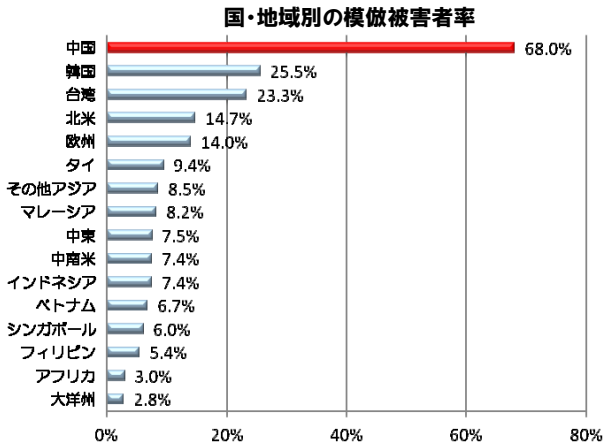

（出所）特許庁「2011年度模倣被害調査報告書」

国・地域別の模倣被害額の状況

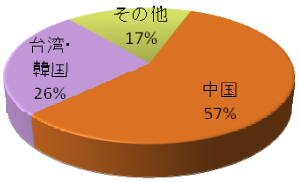

（出所）特許庁「2011年度模倣被害調査報告書」

模倣手口の巧妙化

◆　日本企業が中国で直面した侵害手口で最も多かったのは、「見た目そっくりに作り、商標を貼付せずに販売」（35.9%）でした。次に、「中身と包装やロゴシールなど別々の場所で製造し、販売時に合わせる」（19.9%）となっています。

中国で日本企業が直面した巧妙化の手口

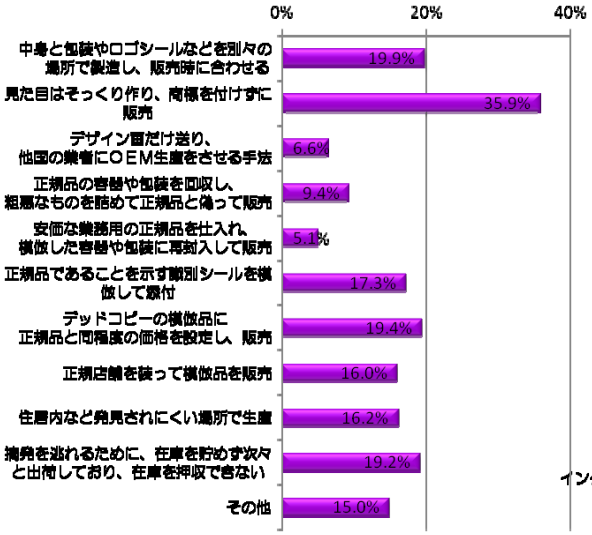

（出典）特許庁「2011年度模倣被害調査報告書」

インターネット上の知的財産権侵害の増加

◆　模倣被害を受けた企業のうち、５割以上の企業がインターネット上で、模倣被害を受けており、その被害は、増加傾向にあります

◆　知的財産権別では、商標権侵害（36.2%）と最も多い状況です。

◆　被害の内容については、「インターネット通販サイトによる販売取引」が62.8%と最も多く、前年度に比べて2.1ポイント増加しています。

インターネット上の被害の有無

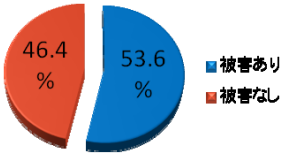

（出典）特許庁「2011年度模倣被害調査報告書」

被害を受けている権利

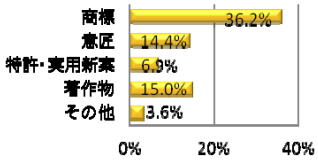

（出典）特許庁「2011年度模倣被害調査報告書」

被害の内容

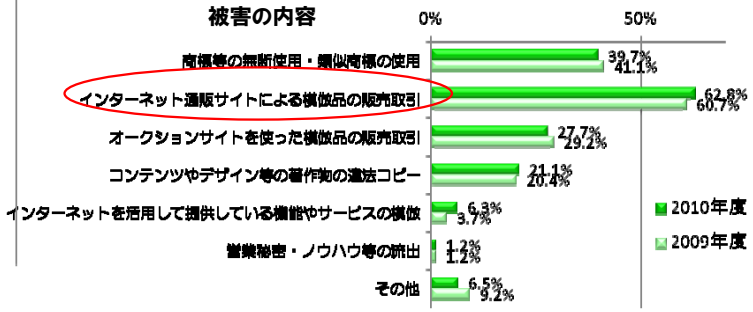

（出典）特許庁「2011年度模倣被害調査報告書」

不正な商標出願の拡大

◆　中国では、日本企業の商品ブランド、日本の地名や地域ブランド、日本アニメのキャラクターを、第三者が商標として「冒認出願」する事案が増加しています（３年間で倍増しているとの調査結果もあり）。

◆　冒認出願増加の背景として、インターネットの普及により海外ブランド情報の入手が容易になったこと、先に登録してある商標を高値で買い取らせようとする者が増加していること等があげられます。

2

２．日本における模倣品対策の現状と特徴

（1）政府模倣品・海賊版総合窓口の存在

（2）知的財産官民合同訪中団による取り組み

（3）政府間協議の拡充

（4）侵害国との協力事業の強化（「協力と要請」の理念）

（5）ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）を提唱

3

２－（１）政府模倣品・海賊版総合窓口の存在

（１）相談・情報提供

■ 2011年は、1,102件の企業等からの相談及び情報提供を受け付けました。2004年の相談窓口開設以来、累計4,753件の案件を受理しています。

【相談・情報提供の受付件数】

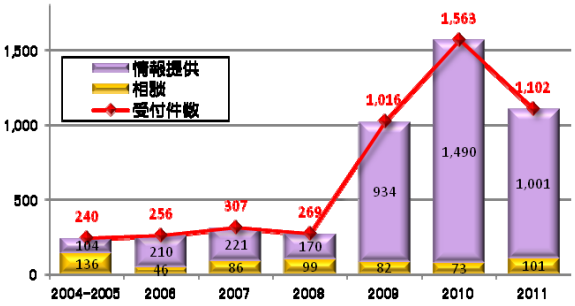

■ 模倣品の製造国が判明している相談案件のうち、中国（香港を含む。）に関する相談案件が全体の半数以上を占めています。

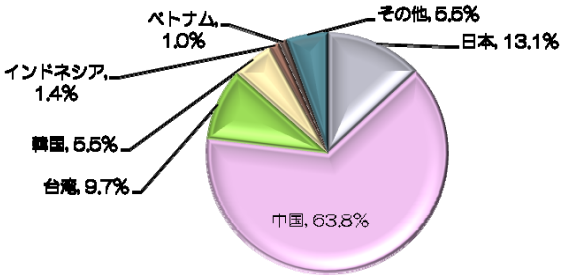

（注）2004年～2011年に受け付けた相談案件（623件）のうち、模倣品の製造国が判明しているもの（延べ290件）の集計による。

（２）知的財産権の海外における侵害状況調査申立制度

民間企業が知的財産権を海外で侵害された場合、申立に基づき日本政府が調査を行い、必要があれば、二国間協議やWTOをはじめとする国際約束に基づき解決を図る制度です。

➢ これまでに、3件の申立を受理し、調査及び侵害発生国・地域の政府機関との二国間協議等を行っています。

①香港における商号登記問題

②トルコにおける商標権侵害に係る刑事裁判の問題

③マレーシアにおけるホログラムシール貼付問題

（３）年次報告書の作成等情報提供

（参考）
政府模倣品・海賊版対策総合窓口ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/ipr/index.html

4

２－（２）知的財産官民合同訪中団による取り組み

第8回知的財産保護官民合同訪中代表団（ハイレベル）の派遣

◆ 政府と産業界（「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」）が共同で中国に訪中代表団を派遣して、中国政府に法制度・運用面の改善等の要請・働きかけを行っている。

◆ 2012年9月、第8回訪中代表団を派遣。商務部、国家工商行政管理総局、国家知識産権局、全国人民代表大会、国家版権局の５機関を訪問し、法整備や取締りなど知財保護の強化を要請した。

◎2本柱によるアプローチ

要　請	協　力
●中央政府機関に知財関連法制度について改善要請 ●地方の取締り機関の運用・執行について改善を要請	●日本が蓄積した知財関連の法律等の知見を提供 ●中国の政府職員との人材交流の強化 ●真正品と模倣品の見分け方等、現場職員にノウハウを提供

◆ これまでの成果としては、中国政府は、専利法、商標法等の知的財産権法の改正に着手するとともに、運用面では、刑事訴追基準の引き下げや知的財産関連の判例・商標審査基準等の公開など、日本の要請に沿った改革が実施されている。

◆これまでの実績

第1回　2002年12月　森下座長（松下電器産業(株)会長）、西川経済産業副大臣　他
第2回　2004年05月　宗国座長（本田技研工業(株)会長）、中島製造局次長　他
第3回　2005年06月　宗国座長（本田技研工業(株)特別顧問）、奥田製造局次長　他
第4回　2006年06月　宗国座長（本田技研工業(株)特別顧問）、平工製造局次長　他
第5回　2007年09月　宗国座長（本田技研工業(株)元会長）、羽藤審議官　他
第6回　2009年02月　中村座長（パナソニック(株)会長）、高市経済産業副大臣　他
第7回　2010年08月　志賀座長（日産自動車(株)最高執行責任者）、近藤経済産業政務官　他
第8回　2012年09月　志賀座長（日産自動車(株)最高執行責任者）、中根経済産業政務官　他

国家知識産業権局(2012年)

全国人民代表大会（2012年）

第8回訪中団

※ 日本政府は、これまで、経済産業省、特許庁、内閣官房知財事務局、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、警察が参加。

※ 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF：International Intellectual Property Protection Forum）は、模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体からなる業種横断的な組織。2002年4月に発足。2012年3月現在の会員数248（90団体・158社）。

※ 上記のハイレベルミッションの他、実務レベルの要請・働きかけを行っている。

※ なお、中国以外では、2008年2月にインド、2009年1月にアラブ首長国連邦・サウジアラビアに官民合同代表団を派遣。

5

２－（３）政府間協議の拡充

日中知的財産権ワーキング・グループの開催

➢2009年6月7日、経産大臣と中国商務部長との間で、「経済産業省と中国商務部との知的財産権保護に関する交流と協力に関する覚書」を交換し、知的財産権に関するワーキング・グループを設置することで合意。

経済産業省
特 許 庁
関連部門
：

・次長・審議官級の共同議長。
・毎年1回、日中交互で開催。
・知的財産保護に関する法制度から執行・運用面まで幅広いテーマを議題として取り扱う。

特許権　商標権
著作権　取締り
司法措置　その他

商務部
関連部門
：

議題に応じて、両国は、自国政府の関連部門を会議に招請。
また、双方の同意により、産業界代表や学識者の招請が可能。

日中双方の交流と協力が一層促進

中国の知財保護環境整備が進展

◆議　　長：次長・審議官級を共同議長とする
◆開　　催：毎年１回、日中交代で開催する
◆議　　題：知的財産権に関する法制度から執行・運用面まで幅広いテーマを議題として取り扱う。
◆参加機関：議題に応じて、日中双方は、自国政府の関連部門を会議に招請する。また、双方の同意により、産業界代表や学識者を会議に招請することができる。

第1回日中知的財産権ワーキング・グループの概要
（09年11月19，20日開催　於：東京）

■日中におけるインターネット上の知的財産権侵害対策や、模倣品・海賊版ビジネスを予防するための環境整備について、日中間の協力を強化することで認識を共有。

第2回日中知的財産権ワーキング・グループの概要
（10年10月27，28日開催　於：北京）

■中国側へ知的財産権侵害における行政処罰の強化、執行当局の取締り強化、関連法の執行・運用徹底等を提案するとともに、産業財産権分野における更なる協力の推進について合意。

第3回日中知的財産権ワーキング・グループの概要
（11年10月24，25日開催　於：神戸）

■中国における知的財産権保護に関するインターネット上の模倣品・海賊版対策、日本の地名を用いた農林水産品等の取締等について、提案及び要請を行うとともに、意見交換を実施。
ACTAと中国法の整合性について共同研究を行うこと等で合意。

２－（４）侵害国との協力事業の強化

●真贋判定セミナー等開催

税関、警察をはじめとする執行関係機関等の職員を対象に模倣品の取締り等に関する実践的なノウハウを提供する真贋判定セミナー毎年度20回程度開催。

インド真贋判定セミナー
（2012年2月）

●中国ISPと日本の権利者とのインターネットシンポジウムの開催

中国のISP事業者と日本の権利者との間で、中国サイトから模倣品を排除するための日中間の協力について議論。民間企業間で「電子商取引」、「動画サイト」の分野で2つの協力強化の覚書が締結される等日中政府主催でこれまで3回のシンポジウムを開催。

2011年8月、於北京

2012年8月、於東京

●中国海関総署、工商行政管理総局、質量監督検験検疫総局の招聘

侵害発生国政府との協力関係を構築するため、知的財産部門職員等を招聘して日本政府や企業との交流や意見交換を実施。2012年1月、中国工商行政管理総局及び地方工商局職員の招聘では、「日中商標実務セミナー」を開催（日本企業約150名が参加）するとともに、経済産業省や国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）等と、「インターネット上の知的財産権侵害」や「悪意の商標出願」等をテーマに意見交換を実施。
中国以外にも、インドから専門家やドバイ税関職員等の交流も実施。

2012年1月　商標実務セミナー

2012年2月　ドバイ税関意見交換

●不法経営額算定セミナーの開催（杭州、広州）

中国での刑事訴追強化に資するため、中国地方執行機関の職員を対象に、司法解釈に則った不法経営額の算定方法を指南するセミナーを日中共同で開催。2011年度は、模倣被害の顕著な沿岸部（杭州、広州）において、セミナーを開催。

※不法経営額
・中国における知財侵害は行政と刑事のダブルトラック制が採用されており、不法経営額（模倣品の販売額と在庫等の価値の合計）という一定の基準（5万元：約70万円）を超えないと刑事罰の対象にならない。しかしながら、地方執行機関によって不法経営額の算定方法がばらばらで正しい算定が行われていないという問題が発生している。

2011年9月、於杭州

２－（５）ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）の提唱

◆　2005年のG8グレンイーグルズ・サミットで小泉総理（当時）が、模倣品・海賊版防止のための法的枠組みを策定する必要性を提唱して以来、日本政府は、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」の実現に向けた協議を実施した。

ACTA国際シンポジウム（仙台）[2011年9月30日]

・テーマ：世界の知財戦略と東日本大震災からの復興～ACTAによる模倣品・海賊版の撲滅～
（知的財産戦略本部、外務省、経済産業省主催）

ACTA署名式（東京）

[2011年10月1日]
・ACTA交渉に参加した全ての国・地域（豪州、カナダ、EU、日本、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、スイス、米国）が参加し、そのうち、国内手続きを終えた8カ国の代表が署名。
（署名国：豪州、カナダ、日本、韓国、モロッコ、ニュージーランド，シンガポール、米国）
[2012年１月26日]
・EU及びEU加盟22か国が署名（７月にはメキシコも署名）

ACTA締結・発効に向けた我が国の対応

・我が国は、協定締結のため、2012年4月、協定を国会に提出し、9月に国会で承認。→受諾
・今後、協定の早期締結・発効を目指すとともにアジアをはじめとする諸外国に対して参加拡大を促す。
・2012年6月には、中国との研究会も開催。

【ACTAの具体的内容】
・模倣品・海賊版対策の実効性を高めるためTRIPS協定に規定のない新たな措置を定めたもの
　☆税関の取締対象に輸出を追加（TRIPS協定は輸入のみ取締対象）
　☆模倣ラベルの取引の違法化（TRIPS協定では違法ではない）
　☆視聴や使用を限定する機能を無効化する機器の取引を違法化（TRIPS協定では規定がない）

8

《日産自動車(株)プレゼンテーション資料》

本日お話させて頂くこと

1. IIPPF　第3ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄDB研究会

2. 模倣対策　現状の問題点

3. 理想の模倣対策DB機能

4. ｻｲﾊﾞﾈｯﾄで解決できること

5. 優先順位の付け方（配布資料はありません）

模倣品対策DB（例：ｻｲﾊﾞﾈｯﾄ）がなかった頃

1.上司：去年の摘発ﾃﾞｰﾀ出してくれる？

担当：まずい、ﾌｧｲﾙ見つかんない！

→.模倣品対策DBができてから

上司：過去3年分の摘発ﾃﾞｰﾀ用意できる？

担当：こちらです！

1. IIPPF　第3プロジェクトDB研究会

業界・業種・立場を超えて協議

現状の模倣対策課題抽出と重み付け

理想DBが持っていて欲しい機能と重み付け

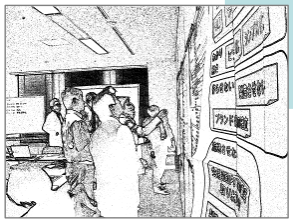

理想のDB要件について優先順位付け

3

2. 模倣対策　現状の問題点（上位15項目）

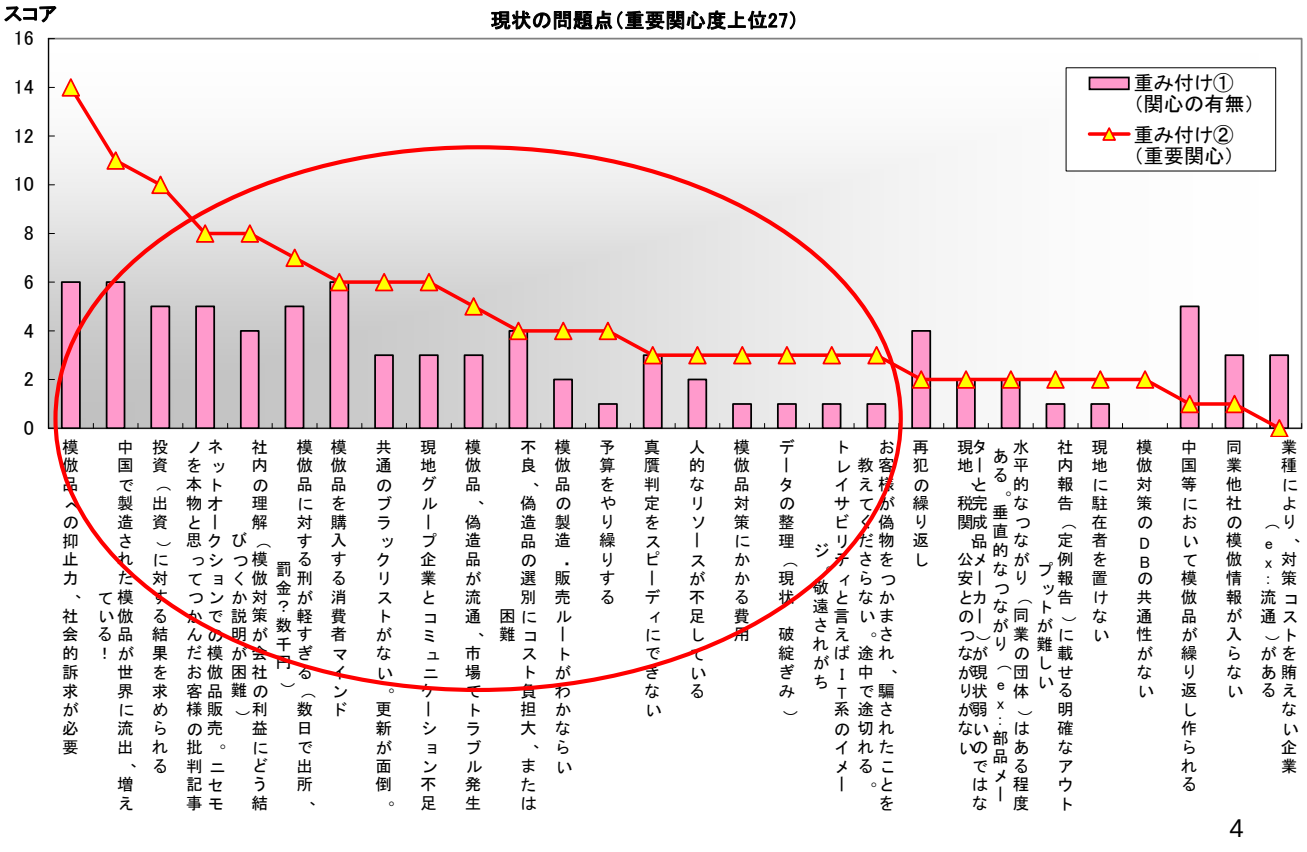

4

2. 模倣対策　現状の問題点(上位15項目)まとめ

項目	課題の KeyWord	具体的要件	重要度
情報	連携、使い勝手、見える化、履歴	オークションとの連携、情報アップデート	47
摘発力	摘発実績、決着情報	摘発実績情報の更新	20
コスト	規模が必要	安さ	15
秘匿性	セキュリティー、DB情報のアクセス制限	不正アクセス等のセキュリティー対策	10
客観性	客観的事実	公平性・公共性のあるサイト運営	3
牽制力	摘発業者への圧力	ブラックリスト情報	3

5

3. 理想の模倣対策DB機能(上位15機能)

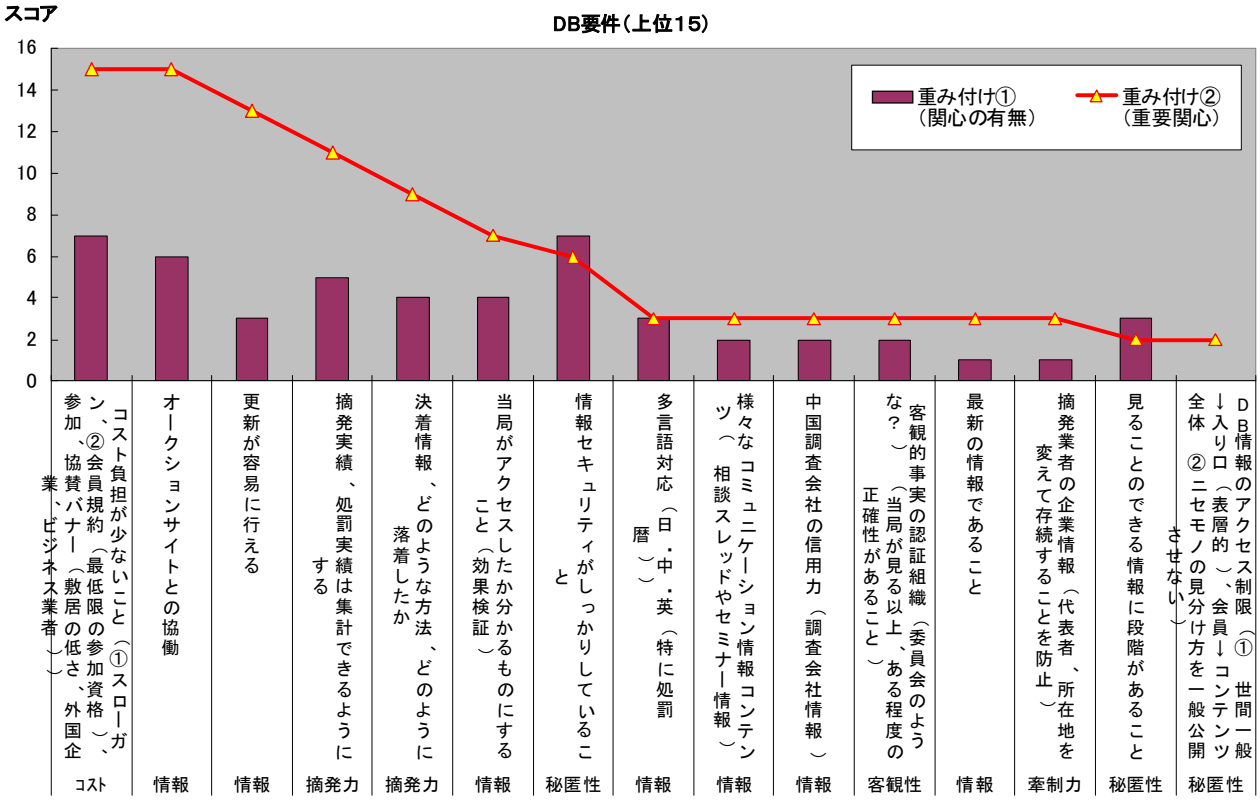

6

3. 理想の模倣対策DB機能まとめ（上位15項目）（1）

カテゴリ	具体的要件	課題	重付け
コスト	コスト負担が少ないこと。 ①スローガン、 ②会員規約（最低限の参加資格）、参加、協賛バナー （敷居の低さ、外国企業、ビジネス業者）	サイトの参加会社のある程度の規模が必要	7
情報	オークションサイトとの協働ができる。	ネットオークション業者との連携当局とのタイムリーな連携	6
	更新が容易に行える。	サイトの使いやすさが必要	3
	当局がアクセスしたか分かるものにすること（効果検証）	見える化。履歴。	4
	グローバル対応	多言語対応 （日・中・英（特に処罰暦））	3
	様々なコミュニケーション情報コンテンツの提供（相談スレッドやセミナー情報）	サイトの使いやすさが必要	2
	中国調査会社の信用力（調査会社情報）		2
	最新の情報であること	定期的な更新	1
			28

3. 理想の模倣対策DB機能まとめ（上位15項目）（2）

カテゴリ	具体的要件	課題	重付け
秘匿性	情報セキュリティがしっかりしていること	不正アクセス等のセキュリティー対策	7
	見ることのできる情報に段階があること	各企業レベルでコントロールできる秘匿性	3
	DB情報のアクセス制限 ① 世間一般→入り口（表層的）、会員→コンテンツ全体 ②ニセモノの見分け方を一般公開させない	不正アクセス等のセキュリティー対策	1
摘発力	摘発実績、処罰実績は集計できるようにする	集計機能を有する	5
	決着情報、どのような方法、どのように落着したか	摘発実績情報の更新	4
牽制性	客観的事実の認証組織 （委員会のような？）（当局が見る以上、ある程度の正確性があること）	公平性・公共性のあるサイトの運営	2
牽制力	摘発業者の企業情報（代表者、所在地を変えて存続することを防止）	ブラックリストなどの情報の提供	1
			23

それでは、ここで映像をご覧下さい

9

4. サイバネットで解決できること（上位15項目）（1）

データベース要件		課題	重み付け	現在のCyber Network の対応状況	◎100% ○50% ×0%	
カテゴリ	具体的要件					
コスト	コスト負担が少ないこと。 ①スローガン、 ②会員規約（最低限の参加資格）、 参加、協賛バナー （敷居の低さ、外国企業、ビジネス業者）	サイトの参加会社のある程度の規模が必要	7	○	3.5	50%
情報	オークションサイトとの協働ができる。	ネットオークション業者との連携当局とのタイムリーな連携	6	×	0	52.4%
	更新が容易に行える。	サイトの使いやすさが必要	3	◎	3	
	当局がアクセスしたか分かるものにすること（効果検証）	見える化。履歴。	4	◎	4	
	グローバル対応	多言語対応 （日・中・英（特に処罰暦））	3	◎	3	
	様々なコミュニケーション情報コンテンツの提供（相談スレッドやセミナー情報）	サイトの使いやすさが必要	2	×	0	
	中国調査会社の信用力（調査会社情報）		2	×	0	
	最新の情報であること	定期的な更新	1	◎	1	
			28	合計	14.5	

4. サイバネットで解決できること（上位15項目）（2）

データベース要件		課題	重み付け	現在のCyber Network の対応状況	◎100% ○50% ×0%	
カテゴリ	具体的要件					
秘匿性	情報セキュリティがしっかりしていること	不正アクセス等のセキュリティー対策	7	◎	7	100%
	見ることのできる情報に段階があること	各企業レベルでコントロールできる秘匿性	3	◎	3	
	DB情報のアクセス制限 ① 世間一般→入り口（表層的）、会員→コンテンツ全体 ②ニセモノの見分け方を一般公開させない	不正アクセス等のセキュリティー対策	1	◎	1	
摘発力	摘発実績、処罰実績は集計できるようにする	集計機能を有する	5	◎	5	100%
	決着情報、どのような方法、どのように落着したか	摘発実績情報の更新	4	◎	4	
客観性	客観的事実の認証組織（委員会のような？）（当局が見る以上、ある程度の正確性があること）	公平性・公共性のあるサイトの運営	2	○	1	70%
牽制力	摘発業者の企業情報（代表者、所在地を変えて存続することを防止）	ブラックリストなどの情報の提供	1	◎	1	100%
			23		22	

サイバネット上での情報管理イメージ

1. **厳重に保管**したい秘密情報

2. **関係者とシェア**したい情報
   - 社内関係者／グループ会社
   - 摘発当局

3. **社会に公開したい**情報
   - 消費者
   - 取引先

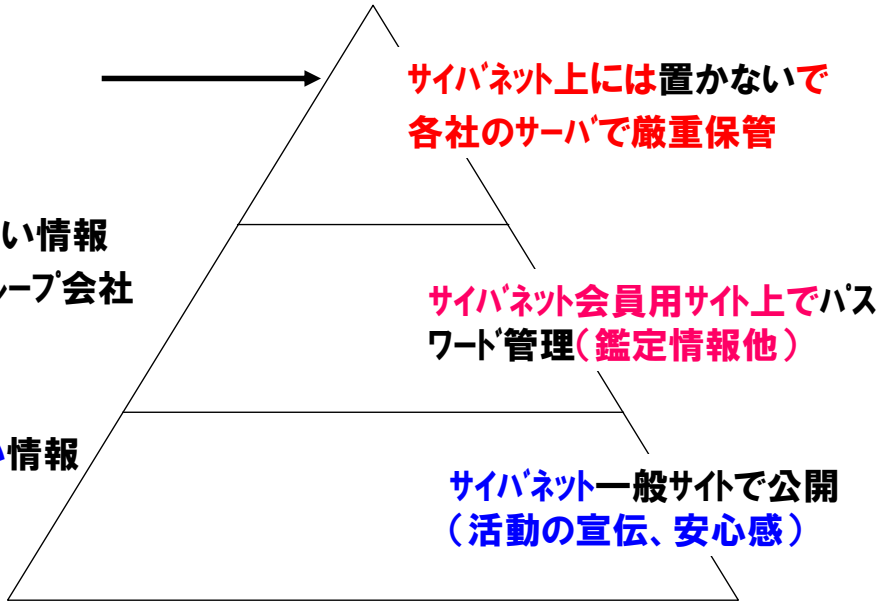

12

コマツの中国における模倣品対策

2012年11月19日
コマツ
知的財産部
副部長　山口博明

KOMATSU

内容

- コマツの概要
- 中国ビジネスの変遷
- 模倣品の実例
- 中国での模倣品対策
- まとめ

KOMATSU

コマツの概要

設立年月日	1921年5月13日
連結売上高	1兆9，817億円 (US$ 24,168 million)
建設機械・車両	1兆7，393億円
産業機械他	2，424億円
2011年度	
従業員数	44，206人
2012年3月31日現在	
連結会社数	142社
2012年3月31日現在	

・連結ベース
・82円＝US$1.00換算

KOMATSU

主要商品

■建設機械、鉱山機械、ユーティリティ

油圧ショベル

ホイールローダー

油圧ショベル

小型油圧ショベル

ブルドーザー

ｱｰﾃｨｷｭﾚｲﾄ・ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ

ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ

フォークリフト

■産業機械その他

大型ACサーボプレス
［コマツ産機］

ワイヤーソー
［コマツNTC］

半導体製造装置用
温度制御機
［KELK］

半導体露光
装置用光源
［ギガフォトン］

KOMATSU

中国事業の変遷

段階 - 1(1956−78)

日本から完成車輸出

・1956年「日本商品見本市」に出展

段階 - 2(1979−94)

技術提携

・中国国営企業の技術革新に協力

段階 - 3(1995−2000)

外資の直接投資 → 合弁事業

・拡大する建機市場に対応
・中国の経営スタイルと日本式の品質・生産管理の融合

段階 - 4(2001−)

WTO加盟 → 地域統括会社設立

・コマツのグローバル戦略の一翼 ⇒ 地域本社として関連会社の進出支援
・独自の販売・サービスネットワークの構築

KOMATSU

建設機械のデザイン模倣

中国内企業製品

コマツ オリジナル

KOMATSU

補給部品・用品の模倣品（1）

フィルター	エンジンピストン	オイルシール
オイル	エンジンバルブ	バケットツース

補給部品・用品の模倣品（2）

ハウスマークの不正使用例

看板

店舗（看板）

H.P.

サービスカー

パッキングリスト

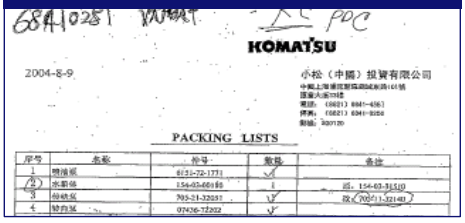

パーツラベル

KOMATSU

コマツの中国での模倣品対応（1）

- 段階1：試行期（2001年頃～2005年）
  - 調査会社から入る情報に基づく調査・摘発
  - 他社の活動に関する情報収集（IIPPF他）
  - ➢ 共同調査・摘発の模索

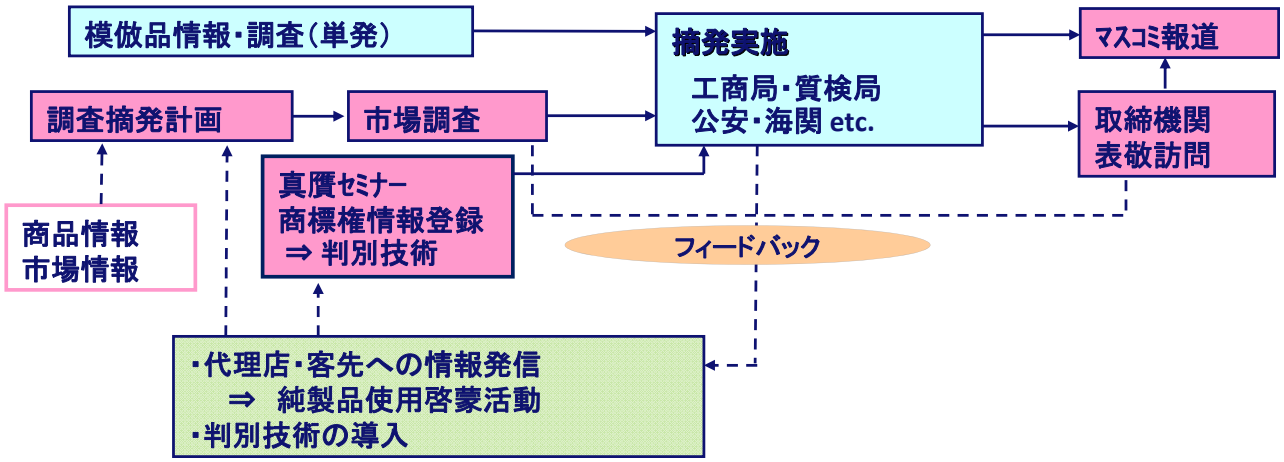

KOMATSU

コマツの中国での模倣品対応（2）

- **段階2：拡大期**（2006年～2010年）
  - 同業他社との特定補給部品の共同調査・摘発
    - 摘発数量増 ⇒ 罰金増・公安移送（厳罰化）
    - 調査情報共有 ⇒ 流通経路解明（効率化）
    - アピール効果

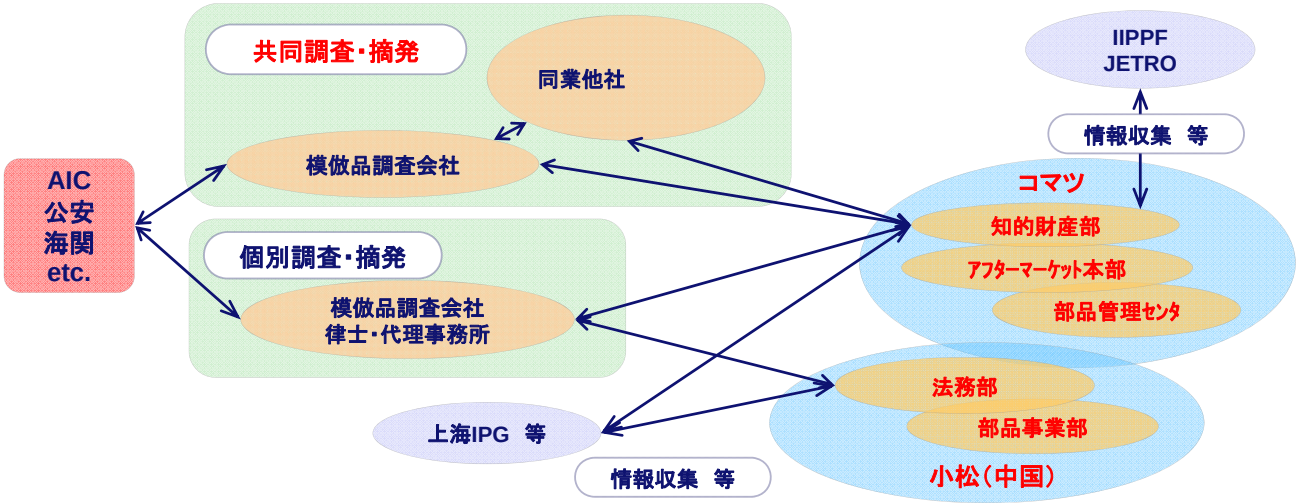

KOMATSU

コマツの中国での模倣品対応（3）

- 純正品使用の啓蒙活動
- フォログラム付部品ラベル

北京建機展での展示

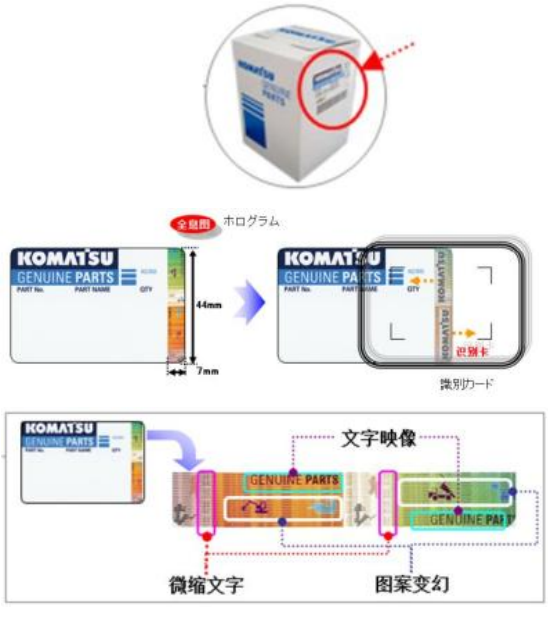

KOMATSU

調査都市数

- 40都市：2006年10都市から始め、2010年までに40都市を調査した。

KOMATSU

模倣品調査・摘発の推移

- 段階2：拡大期（2006年～2010年）
  - 当初順調に摘発個数を伸ばした
  - 行政摘発しても摘発個数が伸び悩む
  - ➢ 上流業者（倉庫・工場）の摘発には結びつかず
- 段階3：拡充期（2011年～）
  - – 市場一斉摘発へ

調査・摘発と押収数推移

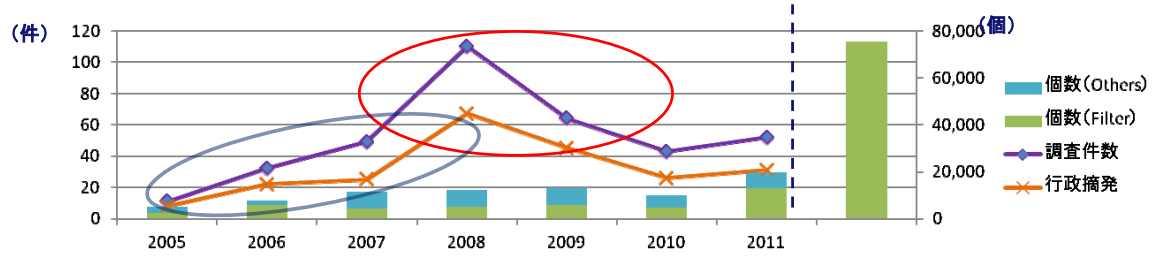

摘発対象種別推移

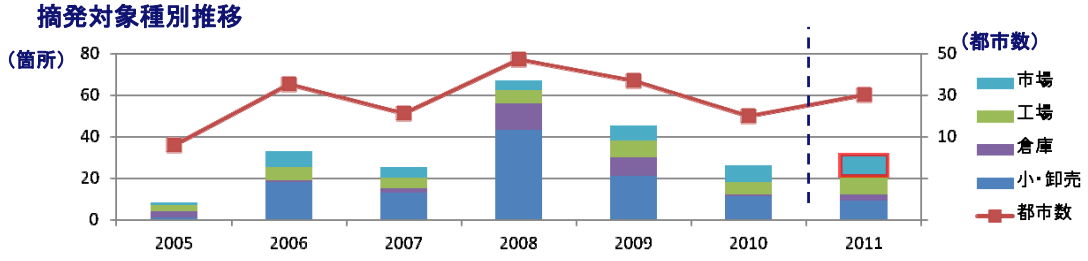

KOMATSU

2012年上期の活動

- 中国公安部の経済違反取締活動「破案会戦」
- 3製造工場とそれに関連する都市への一斉摘発
  - 押収品約30万個（全数）

※いずれも同業他社との共同調査・摘発

KOMATSU

まとめ

- 同業他社との共同調査・摘発
  - 摘発数量の増加 ⇒ 公安移送増（厳罰化）
  - 調査情報の共有 ⇒ 製造工場摘発増（効率化）
  - アピール効果
    - ➢ 共同対策品、調査摘発地域の選定
- 市場一斉摘発
    - ➢ 調査会社との付き合い方
- 対策の継続

KOMATSU

ご清聴ありがとうございました

KOMATSU

protect-ing.de

WIBU SYSTEMS

組込みシステムにおける リバースエンジニアリング対策と 模倣品対策

MEDIA ACCESS
PERFECTION IN SOFTWARE PROTECTION
DOCUMENT

Since 1986
サンカーラ株式会社
代表取締役　小林繁樹
kobayashi@suncarla.co.jp
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-3-12 人形町103ビル

WIBU SYSTEMS

WIBU-SYSTEMS
20年以上のセキュリティ事業（1989... 2012）

WIBU-SYSTEMS AG

- 設立1989年
- Oliver Winzenried + Marcellus Buchheit
- 本社ドイツ（カールスルーヘ市）
- 社員65人（本社）
- 事業内容: プロテクション,ライセンスマネジメント,セキュリティ
- セキュリティテクノロジーのリーダー的存在
- ISO 9001:2008 認証

WIBU-SYSTEMS Worldwide

- 子会社: USA, 中国 (2x), オランダ, ベルギー, ポルトガル, スペイン, UK, アイルランド
- 代理店: ロシア, フランス, 日本, 韓国など
- 100人体制(Worldwide)
- DongleベースプロテクションのTop 2ベンダー
- ソフトウェアライセンシングのTop 3 ベンダー

7000社以上の実績

隠れたチャンピオン: 組込みシステム

- 98%のプロセッサーチップが組込みシステムに使用されている
  - 自動車関連、産業用機械、デバイスなど
  - Cyber Physical Systems (CPS)
    重要な社会インフラ、大都市のスマートグリッド等におけるネットワーク化された組込みシステム
- ノウハウや機能などがますます組込みソフトウェアに含まれる
- 2011年のドイツにおけるマシンサプライヤーの模倣被害は79億ユーロ (ドイツ機械連盟VDMAによる2012年の調査)

Cyber Physical Systems (CPS)
組込みシステムがますますネットワーク化される

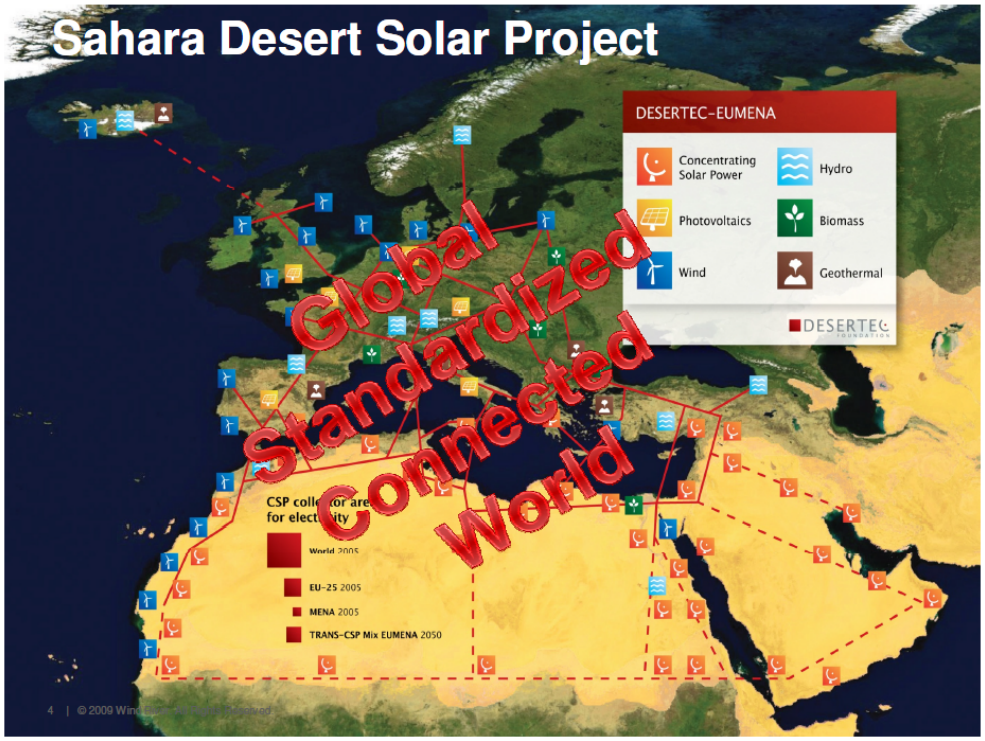

サイバー戦争
ますます重要になるセキュリティ

ハッキングされる社会インフラ
安全のためのセキュリティは必要不可欠

The Telegraph
HOME NEWS SPORT FINANCE LIFESTYLE COMMENT TRAVEL
UK World Politics Obituaries Earth Science Health News
USA US Politics Asia China Central Asia Europe Australasia
World News
Schoolboy hacks into city's tram system
Security Impacts Safety
The boy, described as a 'genius'and some of the equipment he used
By Graeme Baker 12:01AM GMT 11 Jan 2008
A teenage boy who hacked into a Polish tram system used it like "a giant train set", causing chaos and derailing four vehicles.
The 14-year-old, described by his teachers as a model pupil and an

増加するサイバー攻撃

スタックスネットがSCADA-Systemに初めて出現 2010.June

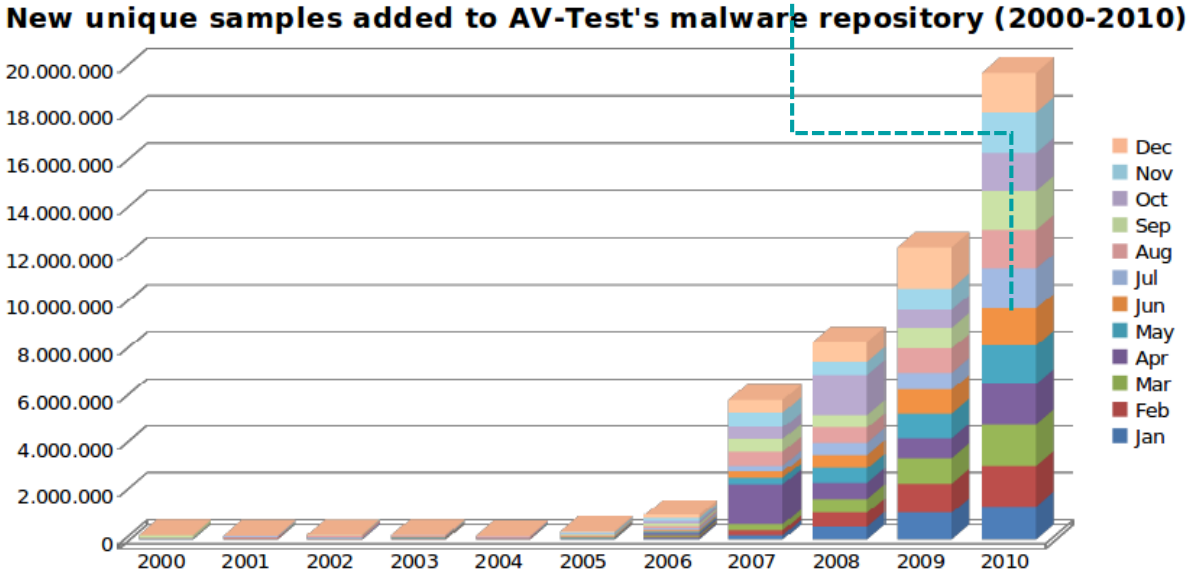

(*)Source: AV-Test

時代とともに変化するハッキング

HACKING FOR FUN

模倣品問題

2012年調査報告: ドイツ機械連盟（VDMA)

VDMA =German Engineering Federation

- 79億ユーロの損失(2011), 収益の約4%
- 従業員1000人以上の10社中9社が模倣被害
- 48%の企業が完成品の模倣による被害を受けている
- 模倣国と模倣率
  - 中国: 72% (2012年), 2010年の79%からやや減少しているが依然**高い模倣率**
  - ドイツ: 26% (2012年), 2010年の19%から**増加**している
- 28%の企業が組込みシステムのための技術的なセキュリティ対策を必要としている

今日の課題

- プログラムのコピー防止
- オンデマンドによるオプション機能追加
- 知的ノウハウの流出防止
- アクセスコントロール
- 生産プロセスデータの保護
- 真正性の確保

CodeMeter: プロテクションプロセス

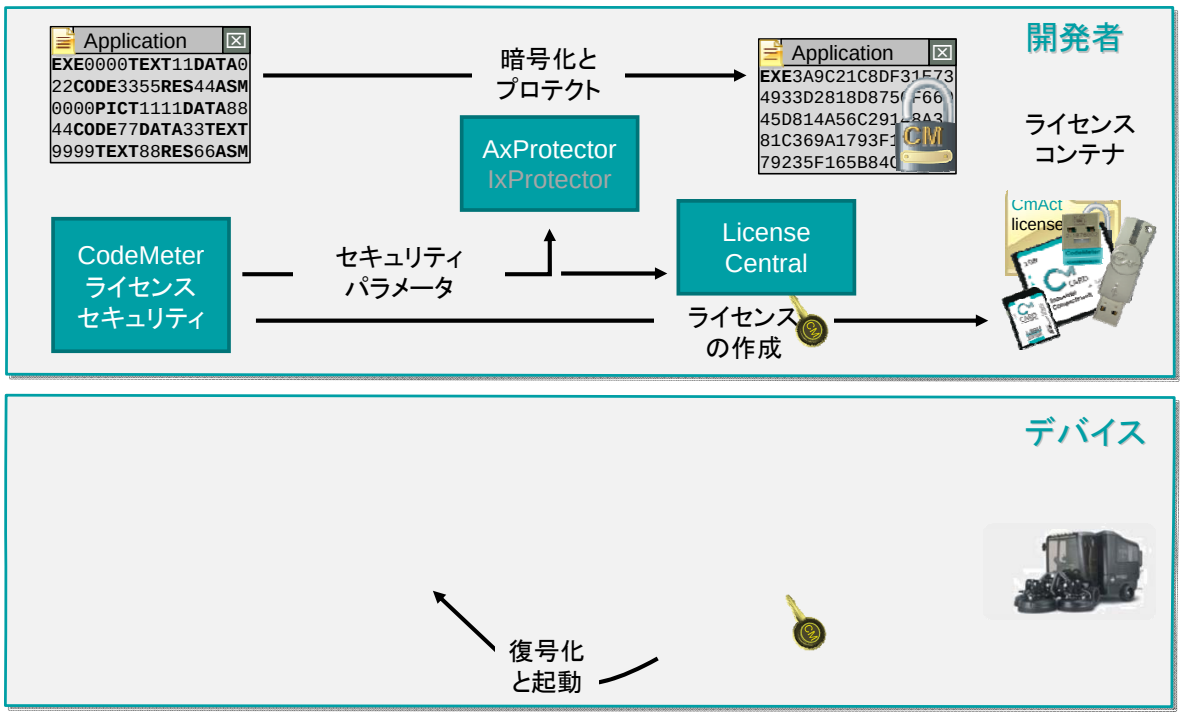

CodeMeter: セキュアな起動

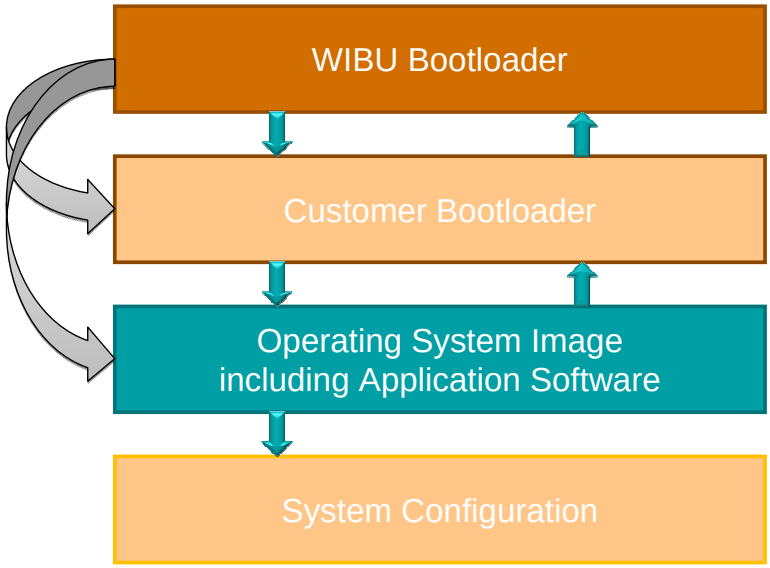

シグニチャの検証　　シークレットの伝播

CodeMeter: ライセンスコンテナ
CmDongle と CmActLicense

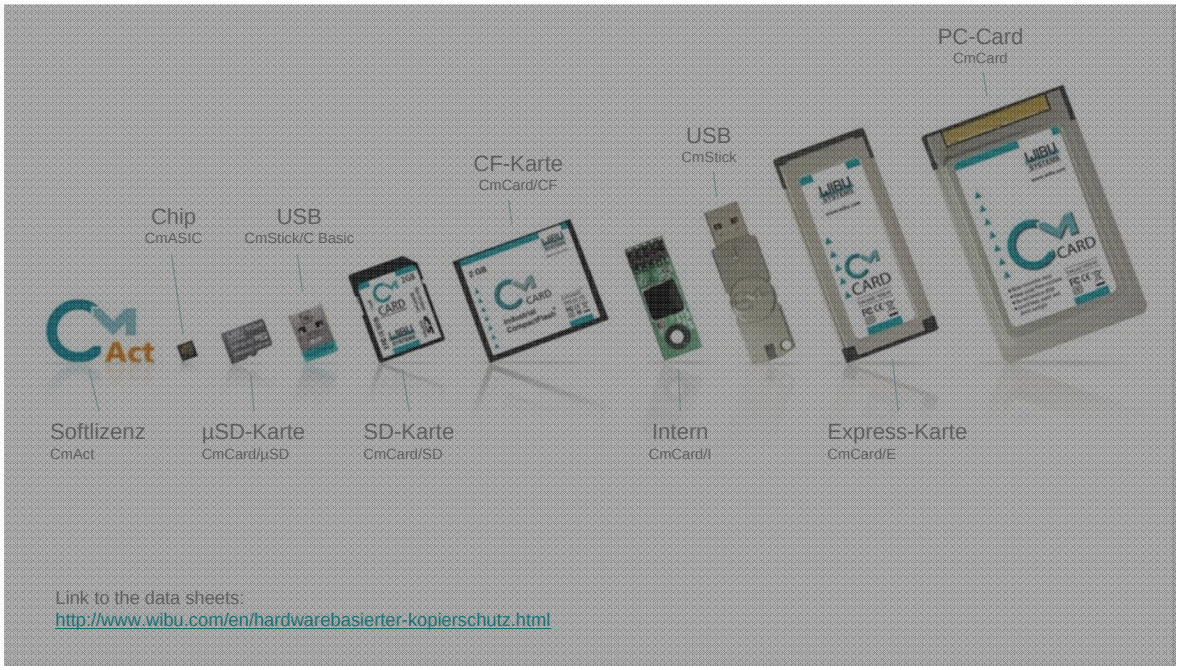

CodeMeter Runtime アーキテクチャ

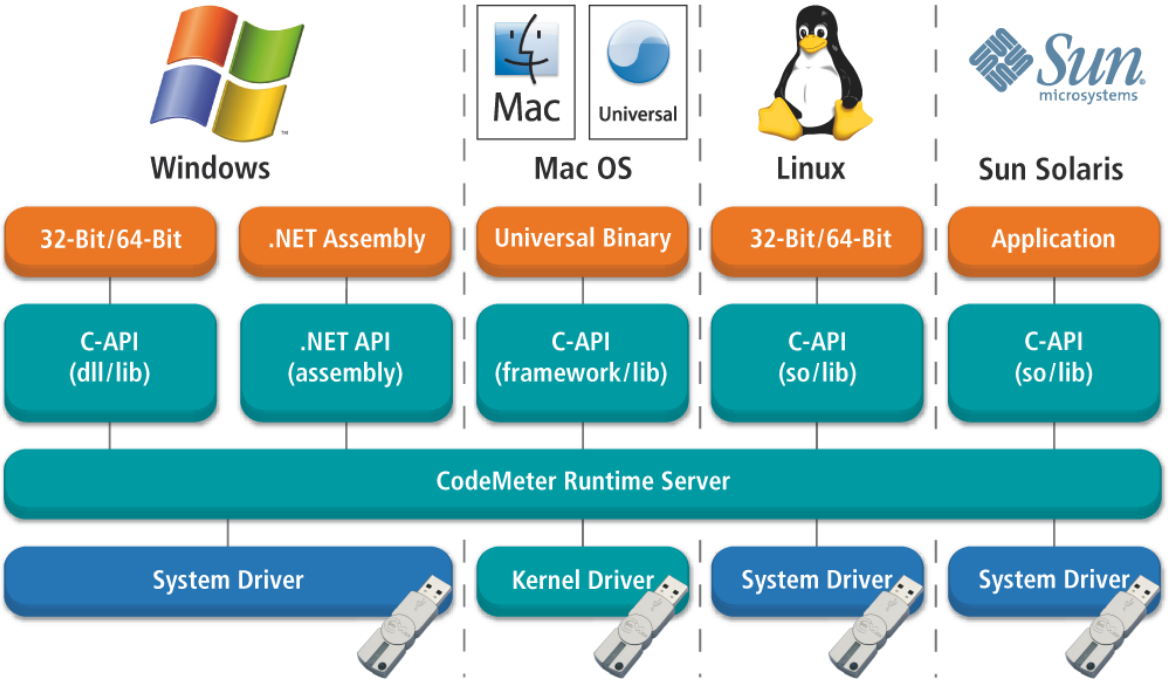

CodeMeter CompactDriver 一覧

System	CodeMeter Standard Runtime			CmCompactDriver		
	AxProtector	Dongle	CmAct	AxProtector	Dongle	CmAct
CoDeSys (Soft PLC)	-	-	-	*V3.5	✓	-
VxWorks	-	-	-	✓	✓	✓
Windows CE	✓	✓	-	planned	✓	✓
Windows embedded	✓	✓	✓	planned	✓	✓
Embedded Linux	✓	✓	✓	planned	✓	✓
Others, e.g.QNX	-	-	-	planned	✓	✓
Android	-	-	-	coming 2012	✓	✓
iOS	-	-	-	planned	-	✓

ソリューション: CodeMeter 使用事例

ZSK 刺繍機械

ZSK Stickmaschinen GmbH（ドイツ）

- **組込みソフトのプロテクト**
  - 知的ノウハウの保護
  - マシン機能のクローン防止
- **生産プロセスのデータをプロテクト**
  - 模倣品生産の防止
- **機械メンテナンスのプロテクト**
  - サービスプログラムへのアクセスコントロール
  - サービスマニュアル (PDF), サービス記録,ライフサイクル管理等

ソリューション: CodeMeter 使用事例

sirona
The Dental Company

ソリューション: CodeMeterによる組込み

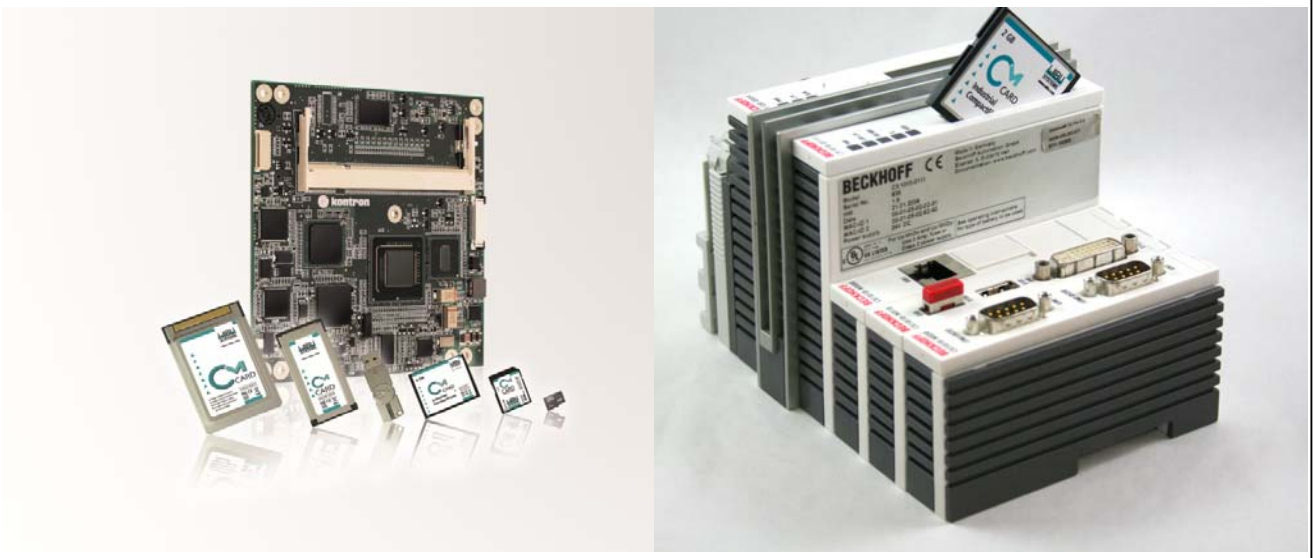

ソリューションのための重要なポイント

- ワンライセンシングソリューション（PC + 組込み）
  - 柔軟なライセンスモデルが新しいビジネスモデルを実現
  - IP プロテクション
  - コピープロテクション
  - 改変や編集操作に対する真正性(Integrity)のプロテクト
  - ライセンスコンテナ (CmDongle + CmActLicense)
- パートナーとユーザーでソリューションを共有
  - マルチベンダー利用可能
  - オプションモジュール単位での個別ライセンスの頒布が可能

ソリューションのための重要なポイント

- 高度なセキュリティを実現するCmDongle
  - スマートカード テクノロジー (AES, ECC, RSA, SHA)
  - フラッシュメモリー（オプション） 128MB～16GB
  - インダストリアル環境に耐用するSLC-Flash仕様 (−25℃～85℃)
- AxProtector 自動暗号化テクノロジー
  - プログラムコードの暗号化とシグニチャ
  - コントローラランタイムとしてのAxEngine
    - コードシグネチャのチェック
    - ライセンスに基づくプログラムコード復号化
    - ホワイトリスティング
    - セキュアブートメカニズム
    - 高度なセキュリティの実現 (ISA99 …)

ソリューションのための重要なポイント

- バックエンド統合
  - SAPやSales ForceなどのERP/CRMとの連携可能
  - 簡単なインテグレーション作業
  - PCとコントローラは同じプロセス
- 既存システムへの組込みが容易に可能
  - 標準インターフェースを持つCmDongleハードウェア仕様
- コンサルティングとサポート
  - Wibu-Systemsによるプロフェッショナルサポート
  - セキュリティ分析

多くの受賞

SIIA Codie Award受賞: ベスト DRM ソリューション
Hermes Award 2012 Top 20受賞
Security Award Baden-Württemberg 2011受賞

HERMES AWARD 2012 Top 20

2009 SIIA //CODiE// WINNER

Next Steps…

ご清聴どうも有難うございました。

連絡先:
サンカーラ(株)Since 1986
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-3-12 人形町103ビル
担当:小林繁樹(代表取締役)
Phone: 03-3249-3421
Email: kobayashi@suncarla.co.jp
www.suncarla.co.jp
Germany: +49-721-931720, USA: +1-425-7756900
www.wibu.com, info@wibu.com

SICK
Sensor Intelligence.

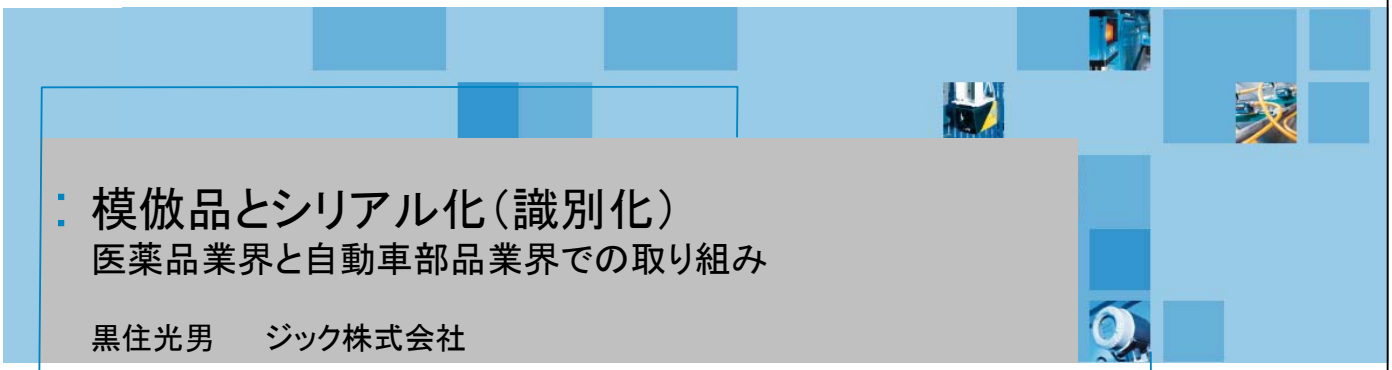

: 模倣品とシリアル化（識別化）
医薬品業界と自動車部品業界での取り組み

黒住光男　　ジック株式会社

2012年　11月　19日

内容

SICK
Sensor Intelligence.

: ジックグループの紹介

: シリアル化と識別化とは、 どのように?

: 医薬品業界での取組例

: 自動車部品業界での取組例

: 結び

SICK
会社の歩み

SICK
Sensor Intelligence.

- 1946年にDr. Erwin Sickによって創業されました
  ドイツWaldkirchに本社所在

- 1952 – 世界で初めてのセーフティライトカーテンを市場に紹介しました。
  初めてのシリアル製造であり、経済的なブレークスルーとなりました。

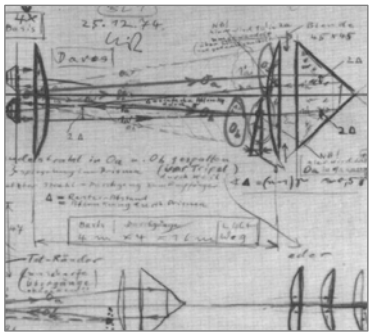

BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND

Urkunde

über die Erteilung des Patents

826 112

Deutsches Patentamt

SICK
会社概要 - Corporate information at a glance

SICK
Sensor Intelligence.

- 世界中で5,400人以上の人員

- 2010年は約€750,000,000-の売り上げ

- 87の国々に 50の子会社もしくは代理店

- 産業界に広範な製品群と技術力を持っています

- センサテクノロジーのイノベーションリーダー

- SICK – 産業用のセンサソリューションのグローバルリーダーです

Independence | Innovation | Leadership

内容

SICK
Sensor Intelligence.

- ジックグループの紹介
- **シリアル化と識別化とは、どのように?**
- 医薬品業界での取組例
- **自動車部品業界での取組例**
- 結び

シリアル化と識別化

SICK
Sensor Intelligence.

- **シリアル化(ユニーク)**
  = ユニークな識別による物体マーキング

- **識別化. どのような技術?**
  - リニアバーコード
  - 2 次元バーコード (Datamatrix, QR, …)
  - RFID
  - 読み取り可能なテキスト

識別化
シリアル化されたIDの読み取り

RFID

バーコードスキャナー

ﾊﾝﾄﾞﾍﾙﾄﾞｽｷｬﾅｰ

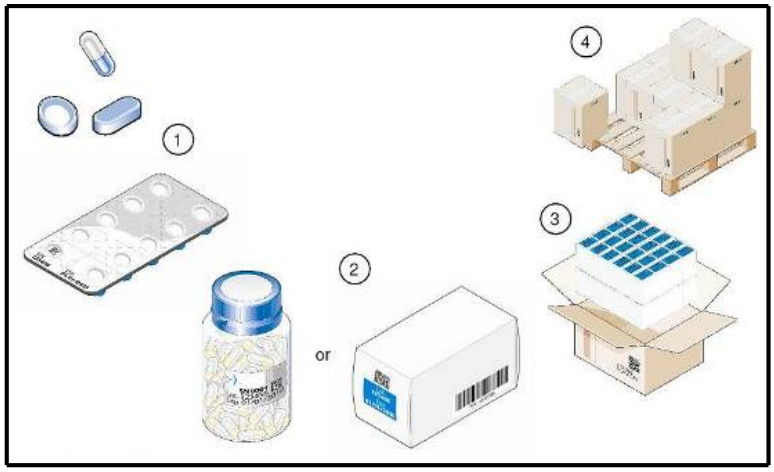

OCR（光学読み取り）

カメラ技術によるコード読み取り

内容

: ジックグループの紹介

: シリアル化と識別化とは、どのように?

: **医薬品業界での取組例**

: 自動車部品業界での取組例

: 結び

医薬品業界
ヨーロッパでの模倣品対策の戦略例

SICK
Sensor Intelligence.

: “医薬品パッケージ”

- EU議会は、2011年2月11日に、偽造薬の指令を承認しました
- この指令は、偽造薬に対処するいくつか条項が含まれています、 処方薬で許される全機能も含まれます
  - 信頼性の検証
  - 識別化

包装レベルでの改竄防止シール

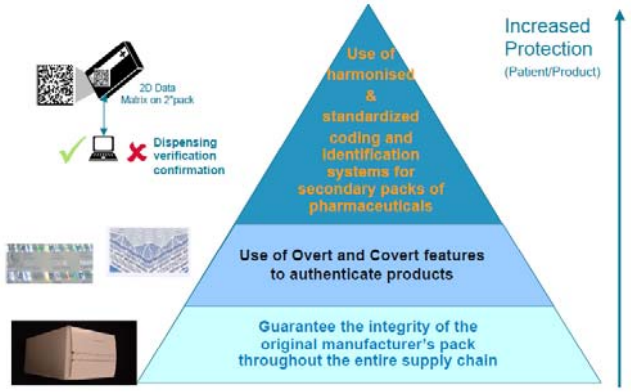
2D Data Matrix on 2°pack
Dispensing verification confirmation
Use of harmonised & standardized coding and identification systems for secondary packs of pharmaceuticals
Use of Overt and Covert features to authenticate products
Guarantee the integrity of the original manufacturer's pack throughout the entire supply chain
Increased Protection
(Patient/Product)

Source: EFPA Website, www.epfia.eu

医薬品業界
EFPIA プロジェクト

SICK
Sensor Intelligence.

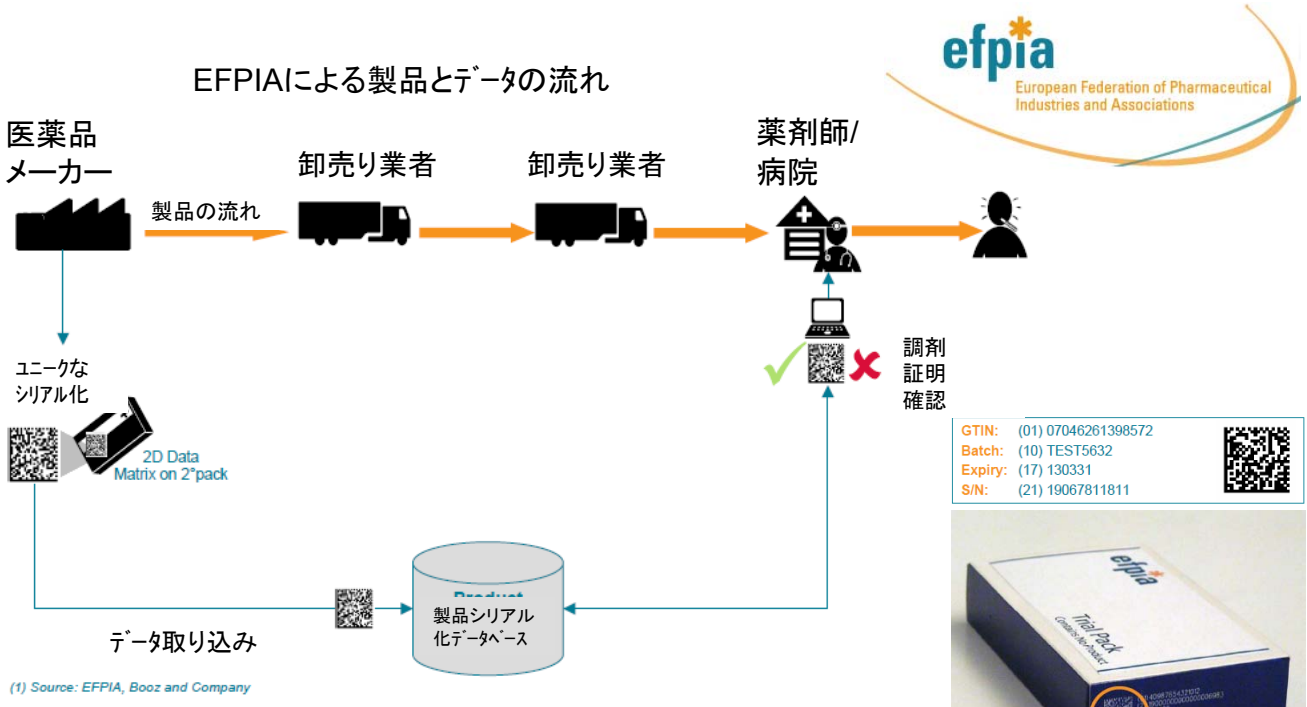

Source: EFPA Website, www.epfia.eu

医薬品業界
包装機械における実施例

SICK
Sensor Intelligence.

BOSCH
Invented for life

: 製品箱へのマーキングと読み取りモジュール

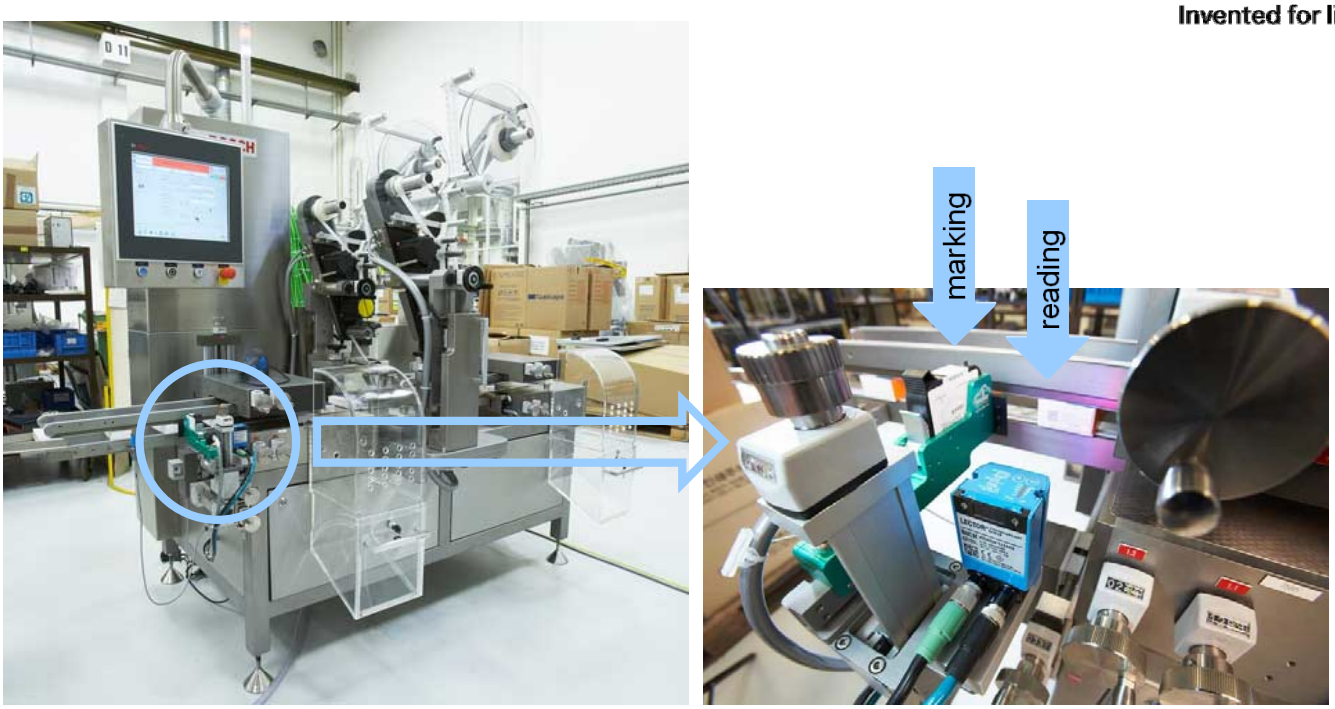

内容

SICK
Sensor Intelligence.

: ジックグループの紹介
: シリアル化と識別化とは、どのように?
: 医薬品業界での取組例
: **自動車部品業界での取組例**
: 結び

自動車部品　アフターセール市場
MAPP

SICK
Sensor Intelligence.

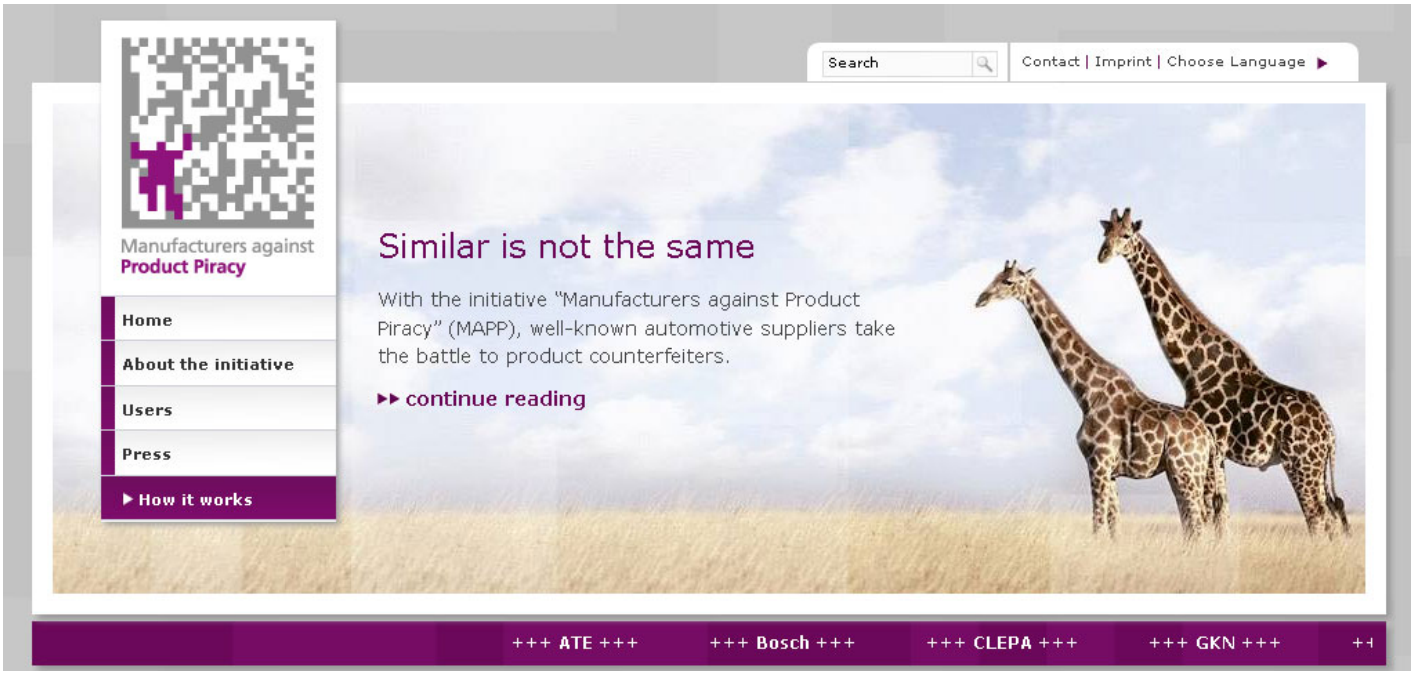

Source: MAPP Code Website, http://www.mapp-code.com/en/home/

自動車部品　アフターセール市場
MAPP

SICK
Sensor Intelligence.

- 製品と/あるいは包装におけるMAPPコード（データマトリックスバーコード）の識別
- スキャナー、携帯電話、又は手動入力によるチェック
- 製品がオリジナルであるかどうかの数秒以内の返答－全世界そして24時間中
  - グリーン = コードは認識され問題が無いことを確認
  - オレンジ = チェックで明確な結論が得られず、部品がオリジナルでない疑いがある場合は メーカー、代理店に確認
  - 赤 = コードは未確認、メーカー、代理店に確認

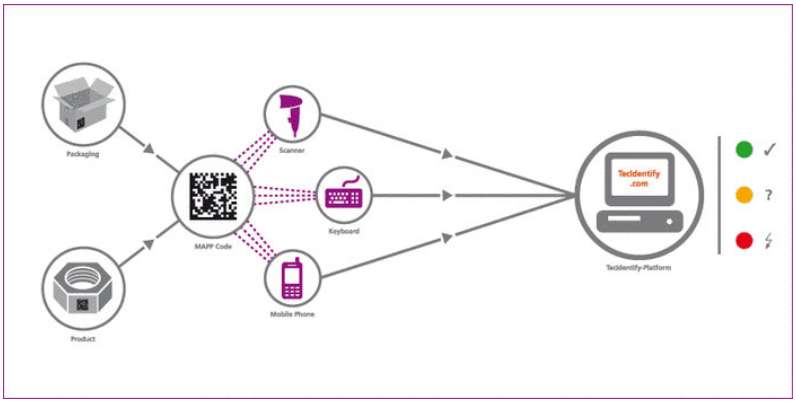

自動車部品　アフターセール市場
ボッシュ　KeySecure 認証コード

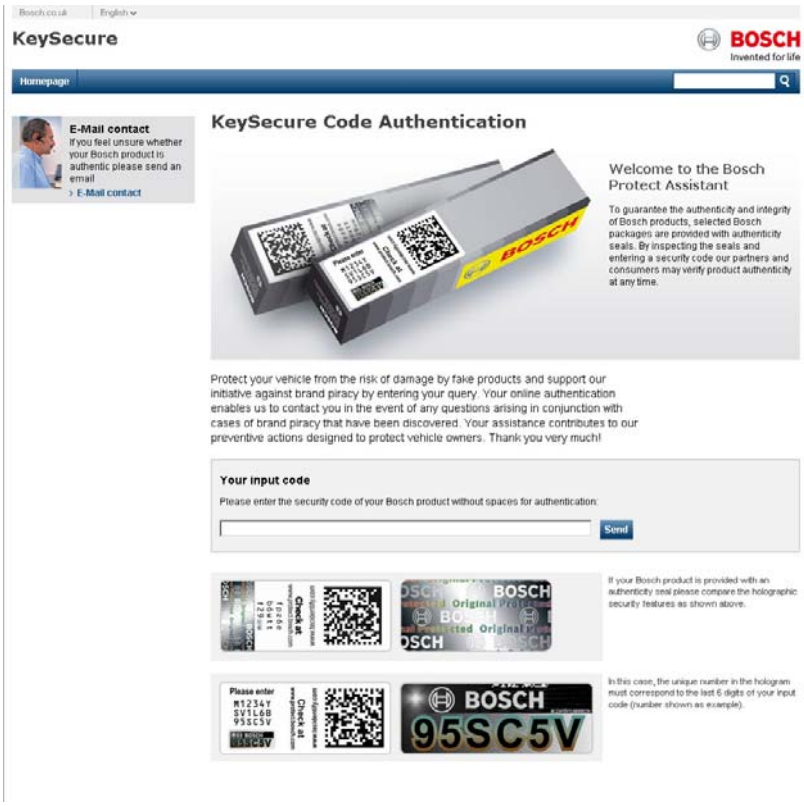
KeySecure
BOSCH
Invented for life
Homepage
E-Mail contact
If you feel unsure whether your Bosch product is authentic please send an email
› E-Mail contact
KeySecure Code Authentication
Welcome to the Bosch Protect Assistant
To guarantee the authenticity and integrity of Bosch products, selected Bosch packages are provided with authenticity seals. By inspecting the seals and entering a security code our partners and consumers may verify product authenticity at any time.
Protect your vehicle from the risk of damage by fake products and support our initiative against brand piracy by entering your query. Your online authentication enables us to contact you in the event of any questions arising in conjunction with cases of brand piracy that have been discovered. Your assistance contributes to our preventive actions designed to protect vehicle owners. Thank you very much!
Your input code
Please enter the security code of your Bosch product without spaces for authentication:
Send
If your Bosch product is provided with an authenticity seal please compare the holographic security features as shown above.
In this case, the unique number in the hologram must correspond to the last 6 digits of your input code (number shown as example).
Please enter
M1234Y
SV1L6B
95SC5V
BOSCH
95SC5V

Source: BOSCH Website, www.protect.bosch.com

自動車部品　アフターセール市場
Ate – コーディングとセキュリティシールの組合せ

- **二つの安全機能によるセキュリティの向上**
  - **2次元　シリアル化されたデータマトリックスコード**
  - **Tesa Holospot®**
    隠された物と明示された物の識別機能による模造品防止ラベル
    - **明示された機能: 多色ホログラム表示内における数字4文字のセキュリティコード、直接光による裸眼の認識可能**
    - **隠された機能: 数字7文字のセキュリティコード、製品別に異なる.**
      簡単な拡大レンズで認識可能（Ateから入手可能）

Source: Ate Website,
www.ate.de/generator/www/com/en/ate/ate/themes/40_brand-and-product-protection/trademark-protection_en.html

内容

SICK
Sensor Intelligence.

- ジックグループの紹介
- シリアル化と識別化とは、どのように?
- 医薬品業界での取組例
- 自動車部品業界での取組例
- **結び**

結び

SICK
Sensor Intelligence.

- **シリアル化された2次元データーマトリックスによる製品マーキングが業界において認知されようになってきました。**
- **末端毎におけるセントラルデータベースのよるコード認証によって模造品の発見が可能に。**
- **シールやホログラムのように一つ以上の安全機能を適用することによりセキュリティの向上。**

全てを読む
適切なIDソリューションにおける将来の安全投資

SICK
Sensor Intelligence.

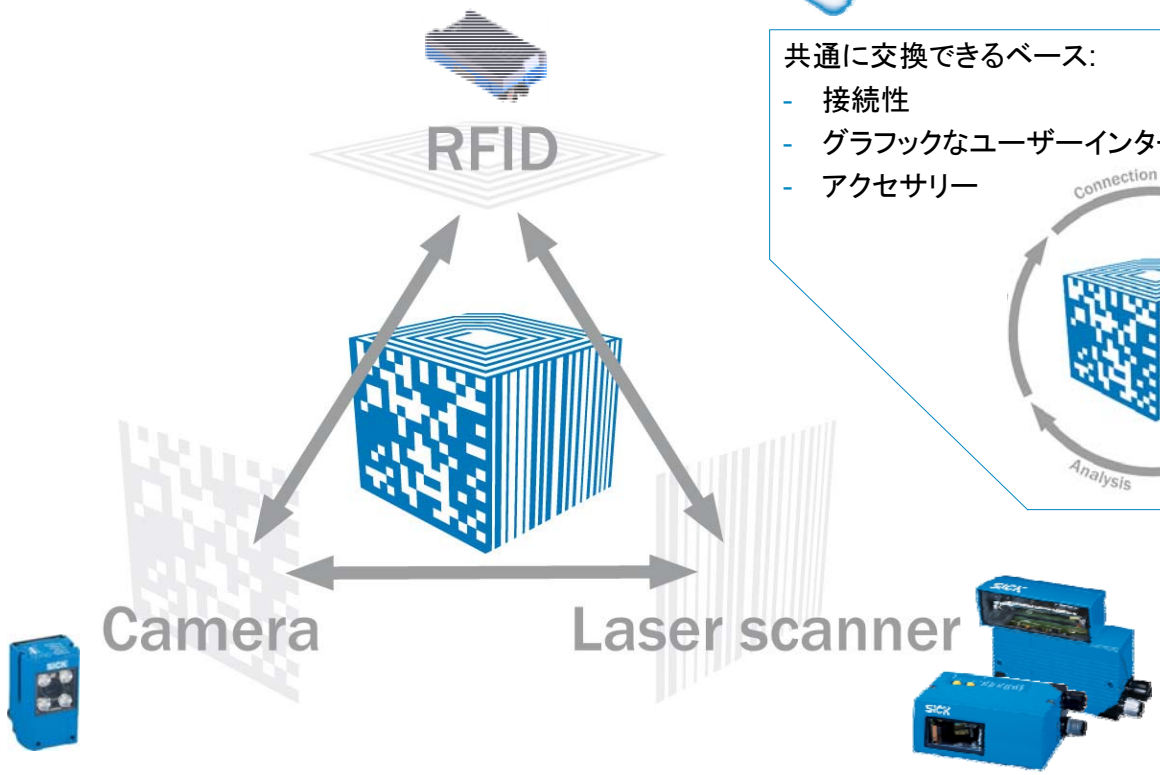

共通に交換できるベース:
- 接続性
- グラフックなユーザーインターフェース
- アクセサリー

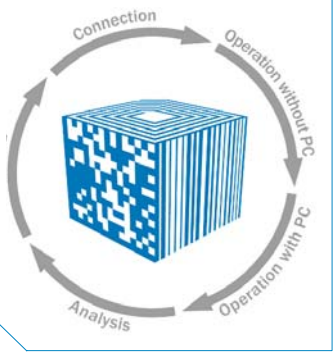

SICK
Sensor Intelligence.

: Thank you for your attention.

Strategies against counterfeits in Germany

Rainer Glatz,
Managing Director,
German Engineering Federation

2012-11-19, Tokyo, Japan

VDMA
German Engineering Federation

- **9 cross-sectional depts**
- **39 professional associations**
- **Multiparty forums**
- **Local partners**
  - 6 regional associations in Germany
- **Present in Europe and the World**
  - Berlin Office
  - European Office Brussels
  - Liaison Offices in China, India, Japan and Russia

>3000 members + >500 motivated employees = The largest Network in our sector!

Our specialised industries
One stop for diversity

- Agricultural technology
- Air-handling technology
- Building control and management
- Cleaning systems
- Compressors, compressed air and vacuum technology
- Construction equipment and building materials machines
- Electrical automation
- Engines and Systems
- Equipment for metallurgical plants and rolling mills
- Fire fighting equipment
- Fluid power
- Food processing & packaging machinery
- Foundry machinery
- Garment and leather technology
- Lifts and escalators
- Machine tools and manufacturing systems
- Materials handling and logistic technology
- Micro technology
- Mining equipment
- Municipal Equipment
- Plastics and rubbers technology
- Power systems
- Power transmission engineering
- Precision tools
- Printing & paper equipment and supplies
- Process plant and equipment
- Productronics
- Pumps + Systems
- Robotics + Automation
- Security Systems
- Software
- Testing technology
- Textile machinery
- Thermo process and waste treatment technology
- Valves
- Weighing technology
- Welding
- Woodworking machinery

Strategy of VDMA against product piracy

We wave our flag in fight against product piracy.

- **Political actions**
  - EU Patent
  - IPR Helpdesk
- **Legal actions**
  - Advice of VDMA Members
  - Legal Service at Fairs and Exhibitions.
- **Technical activities**
  - „Innovations against Product Piracy“
- **Public Relations, Awareness**
  - Campaign „Pro Original“
  - Fairs, Short Movies
- **VDMA Working Group Product and Know-how Protection**

VDMA Study Product Piracy 2012 - Key facts

- More than two-thirds of the participating companies are affected.
- Estimated damage: EUR 7.9 billion in 2011.
- 93% of companies with more than 1000 employees are affected.
- PR China decreased its proportion for the first time.
- Pirates distribute the counterfeits more globally.
- 44% of companies take no action after counterfeits are detected.

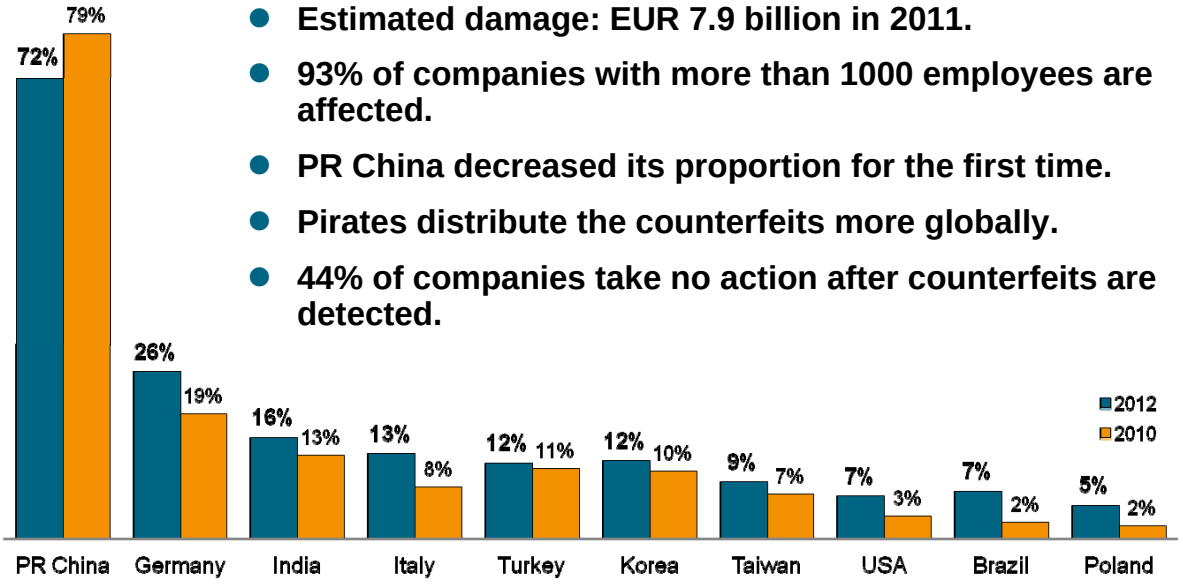

N=273 (Multiple responses possible)

5

VDMA campain Pro Original

- **Strengthen awareness of customers and business**
  - Raise awareness to choose original technology on international markets.
- **Key statements**
  - **Quality** – Quality products are only possbible troughout the use of original technology.
  - **Innovation** – Using the original manufacturers' innovative ideas, customers are sure to enjoy a competitive edge
  - **Efficiency** – Original technology is key to attaining a healthy cost-performance ratio.
  - **Experience** – Users of original technology show their professionalism. They also benefit from the manufacturers' rich experience.
  - **Safety** – The high safety standards of original machines, components and spare parts protect both workers and the environment.
- **More information at www.vdma.org/original**

VDMA campain Pro Original

Choose the Original
Choose Success!
Be sure it's original!
Stick to the genuine article if you want to build long term business relationships. You can trust the people who originally developed your machinery and spare parts. They have the engineering expertise it takes to produce durable, high-quality products which comply with environmental and safety standards to protect the health of your workers. Don't be fooled by imitations. Only the original is the product of true innovation.
A campaign by
VDMA

7

Research: „Innovations against Product Piracy“

- 10 governmental promoted research projects
- Period 2008-2011
- Research volume: 30 Million EUR
- summary: Broschure (german)
- Final report: Volume 1-3 (VDMA-Verlag, german)
  1. Piracy safe development of products and processes
  2. Identification Techologies for effective piracy protection
  3. Development of protection concepts agaist Product piracy

→ http://goo.gl/nDDBP

→ *www.vdma-verlag.com/piraterie*

8

VDMA Working Group
Product and Know-how protection

protect-ing.de

- **A Working Group within VDMA**
- **founded in 2010**
- **28 commited members**
- **Goals:**
  - First contact for technical anti-counterfeiting measures
  - Raise awareness and knowledge of technical countermeasures
  - Cooperation of Vendors, Suppliers, Service Providers and Consultants

- **Contact person:**
  Mr. Steffen Zimmermann
  Phone: +49 69 66 03 - 19 78
  Email: steffen.zimmermann@vdma.org
  www.protect-ing.de

9

Areas of the working group

- **Product identification and product protection**
- **Detection and authentication of protected products**
- **Track & Trace Systems**
- **Embedded Security in industrial goods and systems**
- **Technical protection against unwanted loss of know-how**
- **Engineering and consulting in product and know-how protection**

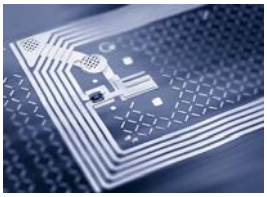

10

Stand up against product piracy

- High-tech against technology theft -

- Two movies showing technologies and solutions
- http://www.vdma-webbox.tv/english/filmdatabase/stand-up-against-product-piracy-high-tech-against-technology-theft.html
- http://www.vdma-webbox.tv/english/filmdatabase/ways-out-of-the-plagiarism-trap-plastics-industry-believes-in-high-tech.html

Fairs and Exhibitions

- Joint booth
  Product and Know how Protection
- German and English conferences

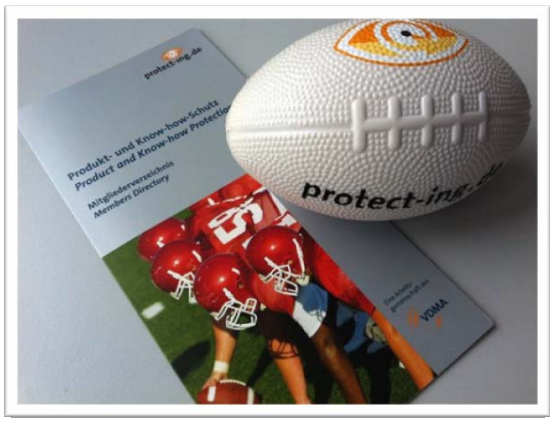

Coordinating with national organizations

APM
AKTIONSKREIS GEGEN PRODUKT- UND MARKENPIRATERIE E.V.
REACT GERMANY

TeleTrusT
Pioneers in IT security.
1989 20Jahre 2009

STOP PIRACY

An ICC initiative
BASCAP
Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy

TÜVRheinland®
Genau. Richtig.

BSA
Business Software Alliance

IAA
International Authentication Association

Plagiarius Winners

Research Project

protect-ing.de

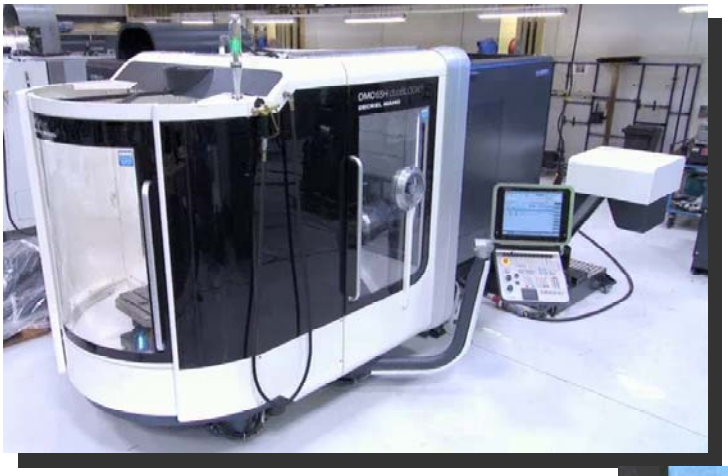

DMG

FESTO

SIEMENS

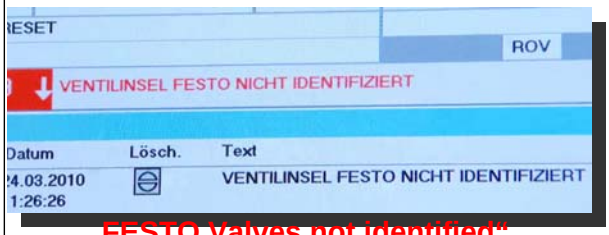

„FESTO Valves not identified"

15

VDMA

Thank You!

Rainer Glatz,

German Engineering Federation

日機連 24 国際交流②

平成 24 年度国際交流の推進活動

国際連携による模倣品対策

調査研究報告書

－模倣品対策調査研究専門部会－

平成 25 年 3 月

発　行　　一般社団法人　日本機械工業連合会

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館

電　話　03(3434)5382

印　刷　　三協印刷株式会社

〒152-0002

東京都目黒区目黒本町 5-20-7

電　話　03(3793)5971